

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

実行の時

日本の商環境に関する **EBC** 報告書

2014 年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

実行の時

日本の商環境に関するEBC報告書
2014年

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

**欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所**

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Icelandic Chamber of Commerce in Japan
Ireland Japan Chamber of Commerce
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Polish Chamber of Commerce & Industry in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:
Danny Risberg

Senior Vice-Chairman:
Michel Theoval

Vice-Chairman:
Carl-Gustav Eklund

Executive Operating Board:
Michael A. Loeffliad (Austria)
Frederic Lucron (Belgium/Luxembourg)
Jonty Brunner (Britain)
Claus Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Albert X. Kirchmann (Germany)
Matthew G. Connolly (Ireland)
Paolo Mattioli (Italy)
Hiroshi Ishiwata (Netherlands)
Rune Nordgaard (Norway)
Takeshi Fujiwara (Sweden)
Andreas Bernhard (Switzerland)

Executive Director:
Alison Murray

Policy Director:
Bjorn Kongstad

Communications Manager:
Yoko Hijikuro

Communications & P.R. Officer:
Chantal Heiniger

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 16 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 350 人が、EBC の 28 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力を続けている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com
ホームページ：<https://www.ebc-jp.com>

実行の時

日本の商環境に関する EBC 報告書
2014 年

編集主幹：Bjorn Kongstad

© 2014 年 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 FAX：03(3263)6223
E メール：ebc@gol.com ホームページ：<https://www.ebc-jp.com>

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
はじめに	8
ビジネス関連	
財務報告	12
人的資源	14
知的財産権	16
小売・卸売	18
法律サービス	20
持続発展	22
税制	24
金融サービス	
資産運用	28
銀行業務	30
保険	32
運輸・通信	
航空会社	36
鉄道	38
電気通信事業者	40
電気通信機器	42
物流・貨物輸送	44
医療・衛生	
動物用医薬品	48
臨床検査機器・試薬（体外診断）	50
医療機器	52
医薬品	54
ワクチン	56
化粧品・医薬部外品	58
消費財	
酒類	62
食品・農業	64
産業	
自動車	68
自動車部品	70
航空	72
宇宙	74
防衛・安全保障	76
建設	78
産業用材料	80
エネルギー	82
補遺	
Pinnacle Sponsors	86
Blue Star Sponsors	88
Special Sponsors	91
Sponsors	93
Supporters	95
EBC Premier & Affiliate Members	96
Executive Operating Board	97
Board of Governors	98



会長からのメッセージ

2014年版の日本の商環境に関するEBC報告書をお届けいたします。本報告書は、在日欧州企業が直面する障壁を特定し、日本を、ビジネスを行うための、より活気ある快適な場にするための方法を提案する長年来の年次報告書の最新版です。では、本報告書が特に「実行の時」と題されているのはなぜでしょう。その答えはこうです。私どもの見るところ、改革を支持する論拠は明白であり、課題も理解されており、首相自ら、新成長戦略を打ち出しています。欠けているのは、具体的で詳細で断固とした実行です。つまるところ、今

こそ言葉を実行に移すべきときなのです。

首相の座に復帰後、数週間のうちに打ち出された、日本を長年の経済停滞とデフレから脱却させることを目指す安倍首相の成長戦略は大いにもてはやされてきました。当初の重点は、短期的財政出動と金融緩和を通じてのGDPの押し上げとインフレ率の引き上げに置かれました。新規インフラ・プロジェクト向けに約10兆3,000億円が割り当てられ、民間投資を刺激するための計画が立てられ、日銀はインフレターゲットを(2%)に倍増させることと、国債の買い入れを増やすことに同意しました。短期的な結果は目覚ましいものでした。1年間に、円は値を下げ、輸出利益は急増し、株価は上昇し、新規雇用が生み出され、インフレ率はプラスに転じ、GDPは成長しました。少なくともいくつかの大企業では賃金さえ上昇しました。とはいえ、あいにくなことに、持続的繁栄の時代はまだ幕を開けませんでした。

2014年の出来事は、日本が新たに見つけた経済的成功のはかなさを例示してきました。熟練労働者の不足は、地域インフラへの投資や雇用創出を妨げ、消費税引き上げは家計支出を鈍らせ、株価は国内外双方の不安定さに対して脆弱であることを露呈し、GDP成長率は低下を見ています。すべてが失われたわけではないにせよ、財政出動と金融緩和だけでは、景気のでこ入れに十分ではないことは明らかです。日本には、構造改革も緊急に必要です。

その後、ようやく2014年6月に安倍首相は、規制過多への対処、労働市場の近代化、民間投資の支援のための政策にスポットを当てました。首相の提案は、法人税率の引き下げ、エネルギーコストの削減、対象を絞った移民の奨励、女性の労働力参加率の引き上げから、企業統治の改善やヘルスケア等の重要産業の後押しにまで及んでいます。さらに、日本製品のための新規市場や市場拡大を実現する上で貿易が果たすきわめて重要な役割が認識されています。率直に言って、こうした案はどれも、実のところ目新しいものではありません。その多くは、EBC報告書において毎年毎年提案されてきたものであり、これまでの政府プログラムで取り上げられてきたものです。目新しいところがあるとなれば、それはこうした案が今度こそ実際に行動へとつながった場合でしょう。

EBCは、首相が自らの戦略を実行に移す取り組みに際して直面する多くの障害、特に様々の業界や利益団体ならびに自党内におけるそうした業界・団体の族議員からの抵抗を認識しています。しかし、そうした抵抗が改革を脅かすのを許してはなりません。日本の今後の繁栄がもたらす利益こそが優先されなければなりません。

新しい貿易協定案が成長戦略に対してなしうる大きな貢献を政府が認識していることをEBCは非常に心強く思います。EU-日本自由貿易協定/経済連携協定(FTA/EPA)へ向けた目下の交渉は、前進のための重要な手段となります。議題に上っている問題の多くは、経済を改革し、通商関係を新たなレベルへと引き上げ、日本・EU双方をより一層の繁栄への軌道に乗せるために必要な行動を指し示しています。本報告書は、こうした諸問題の背景、および、EBC産業分野別委員会の豊富な経験と専門知識に基づいた、変革へ向けての提案を載せています。各委員会の懸念に対処することは、FTA/EPA交渉を速やかかつ上首尾に終わらせるためだけでなく、FTA/EPAが欧州と日本において予想されるメリットを確実に実現できるようにするためにも、必要不可欠です。

安倍首相は、日本経済がこの先どう転ぶか分からないことを認識しています。課題は山積しており、緊急を要することは明らかです。行動を起こす時は今において他にありません。

ダニー・リスバーク
欧州ビジネス協会
在日欧州(連合)商工会議所 会長
(株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン代表取締役社長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2014 年版の報告書「実行の時」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

2014 年は、日本経済にとって相当浮き沈みの激しい年となっており、景気は依然心もとなく、輸出に過度に依存しています。政府が国内での景気刺激策、そしておそらく、さらなる量的緩和によってこれを覆い隠そうとするのはほぼ確実ですが、無期限にそうし続けるわけにはいきません。政府は、景気の足を引っ張っている構造上・規制上の障害に至急対処する必要があります。

早くも 2013 年 4 月に、安倍首相は、産業界を再編成し、労働市場を近代化し、通商関係を強化する意図を表明しました。しかし、意図は行動とはイコールではなく、実際、現場のビジネスにとって、ほとんど変化はありませんでした。2014 年 6 月の表明内容は、さらに具体的な対策を追加する役目は果たしましたが、それでもまだ進捗のペースが遅すぎます。ジェトロによると、昨年、日本の対外投資は過去最高に達しましたが、案の定、対日直接投資（FDI）は依然低迷しています。

EBC にとって、こうした状況はとりわけ歯がゆいものです。EBC はかねてから、日本が革新的な良質の製品の世界的リーダーとして、またグローバルな金融センター、さらにはアジア地域の輸送ハブとして、膨大なポテンシャルを有していることを確信してきました。もう何年も前から EBC の産業分野別委員会は、こうした目標を達成する上での障害にハイライトを当て、日本やその他の市場で培った豊富な専門知識や経験に基づいて、個別的・具体的な改善措置を提案してきました。にもかかわらず、取り上げられて違いをもたらすに至った提案はあまりにも少ないというのが現状です。歴代政権はこれまで、「有言実行」の有言を繰り返すばかりで、実行にはあまり関心がないようです。

2015 年には状況が様変わりすることを EBC は切望しています。首相は、日本の通商関係を強化するという公約によって自らの成長戦略を補強してきました。EU-日本自由貿易協定／経済連携協定（FTA/EPA）へ向けた交渉はたけなわです。この FTA/EPA は、十分に野心的かつ包括的であるならば、競争力にとっての障害を取り除き、EU-日本の通商関係における未実現のポテンシャルを引き出し、新たな持続可能な繁栄を推進することができるでしょう。とはいえ、この先、道のりはまだ長く、事の成否は、双方が交渉と、議題に上っているすべての問題の解決、綿密な実施によるフォローアップに力を注ぎ続けることにかかっています。EBC は今後ともこのプロセスを引き続き支援するとともに、何を達成しなければならないかの備忘手段として、本報告書を双方に託します。

本報告書に貢献いただいたすべての方々、特に EBC 各産業分野別委員会のメンバー、ならびに實際上すべての EBC 会員企業および関係者各位に感謝申し上げます。多数のまちまちのインプットを収集して本報告書へと取りまとめただけでなく、本報告書の所見についての洞察あふれる前書きも執筆いただいた EBC ポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏にも感謝申し上げます。

EBC は、駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館の継続的なサポートに心より感謝申し上げます。本書の刊行を実現してくださった、巻末のスポンサー様および支援者様セクションに掲載されている EBC 会員の皆様にも心より感謝申し上げます。

EBC 報告書は、日本が長期的繁栄を達成する助けとなる貴重なアイデアを豊富に収めています。政府、および、より明るい経済の未来を築くことに心血を注いでいるすべての皆様とそうしたアイデアについて論じる機会を心待ちにしています。2015 年がまさしく、行動を起こす年となりますように。

アリソン・マリー
欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所 事務局長



はじめに

はじめに

自由民主党の地滑りの勝利によって安倍晋三氏が首相の座に復帰してから2年になる。勝利の余韻がまださめやらぬうちから、安倍首相は、長きにわたる景気停滞と景気後退のサイクルから日本を救い出すための施策を立て続けに発表した。「アベノミクス」とあだ名された首相の野心的な成長戦略は、世界中のメディアで大きく取り上げられた。アベノミクスは3つの主要分野、すなわち、金融政策、財政出動、構造改革という「三本の矢」を打ち出した。それから2年経った今現在の疑問は、それが正しく向かっているかどうかである。

アベノミクスがインパクトを与えてきたことは確かである。政府は、大規模インフラ・プロジェクトをはじめとする景気刺激策に資金を注ぎ込んできたし、日本銀行はマネーサプライを拡大してきた。2013年中頃までに、円の価値は下がり、輸出は上向き、株価は持ち直していた。お金は地方へと流れ始め、とりわけ建設業界で雇用を生んでいた。景況感向上の証拠や、一部では賃金上昇の証拠さえ見られた。アベノミクスは機能しているように思われた。

あいにく、この印象は長続きしなかった。当初の改善は、顕著ではあったが、日本の経済全体の軌道を変えるには十分でなかった。増大する政府債務残高を軽減する助けとして意図された2014年4月の待望久しい消費税引き上げは、抜け目ない消費者が駆け込み買いに走ったことで、第1四半期の売上急増にはつながったものの、その後、売上は必然的に落ち込んだ。賃上げは、家計支出の伸びを支えるにはあまりに場当たりのかつ微弱にすぎた。その一方で、海外市場の先行き不安は、日本製品の需要を鈍らせ始めていた。輸出に大きく依存する日本の場合、その行き着く先は大いに予想がつくものだった。すなわち、GDP成長はマイナスに転じた。

実のところ、景気刺激策と量的緩和だけでは、日本経済の長期的針路を変化させるに十分ではない。これらは、より長期的な経済再編が功を奏するまでの時間稼ぎに役立つ短期的処置にはなるが、そうした再編の代わりとしては役立たない。

安倍首相の名誉のために言うておくと、首相はこのことを認識している。安倍首相の経済戦略の三本目の矢は、すべて構造改革にからむものである。当初、詳細はかなり貧弱なものだった。2013年6月の表明内容は、意図は申し分なかったが — 民間部門の競争力向上、労働市場の改革、成長産業の振興 — 具体的な行動に欠けていた。その後続いたのは、何ができるかについての何か月にもわたる協議と検討だった。プラス面として、こうした協議は新しいインプットやアイデアに虚心坦懐に門戸を開き、ヘルスケア改革や、日本の医療産業振興策についての協議を含め、EBCの各産業分野別委員会が参加を招請されたのは喜ばしいことだった。大規模な変革が熟慮を要することは明らかであり、経験豊富な有識者を参加させるのは実にもっともなことである。とはいえ、有意義な行動の必要性は手付かずのまま残った。

したがって、具体的に何をなすべきかのさらなる詳細を提示し、真に競争力ある商環境にとっての障害としてEBC産業別委員会がかねてから挙げていたいくつかの問題を取り上げた2014年6月の首相の第二次の表明をEBCは歓迎した。とりわけ、以下についての提案に注目した。

- 他の先進諸国のそれに近い水準を目指した、法人税率のさらなる引き下げ。
- 上場企業に関する企業統治（コーポレートガバナンス）の新たなコード。
- 高度外国人材受入環境の整備。
- 女性の労働力参加率を向上させるための施策（女性の活躍促進）。
- 予防ヘルスケア・サービスを含めヘルスケア提供を拡大するさらなるヘルスケア改革。
- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の公的・準公的資金の運用等の見直し。
- 農業参入の自由化。



こうした提案を実行に移す作業はこれから緒に就こうとしているにすぎないものの、それらは日本の商環境が段階的に変化する確かな希望をもたらすものではある。しかも、EBC産業分野別委員会は、ビジネス現場において、日本市場での競争力向上や海外投資家誘致を助けるであろういくつかの改善をすでに目にしている。本報告書に収められたその例としては、以下がある。

- EBCが何年も前から改善を訴えてきた末の、消費者庁による家庭用品品質表示法改正への着手。一例として、洗濯の絵表示に関するJIS規格はすでに改定済みで、今では当該のISO規格を反映したものになっている。
- 金融サービス分野における効率と透明性を高めることになる措置。これにより、金融庁の年次検査基本計画が明確化し、場合によっては検査の事前通知が提供されている。
- 規制当局による新製品承認に要する時間を短縮することを目指した「体外診断用医薬品審査迅速化のための協働計画」。
- 通常の医薬部外品申請書類の見本テンプレートおよび質疑応答集（Q&A）の公開を通じての、医薬部外品の審査方針の明確化。
- リステリア菌の増殖を助ける食品と、助けない食品を区別する、輸入食品に関する、より科学的な知識に裏付けられたアプローチの導入。

上記等の措置は、長らく日本を悩ませてきた競争力の問題に対処するものである。日本はワールドクラスの多数の革新的企業を有している一方、そうした企業の収益性を維持するため、および大いに必要とされながらもおそらく苦痛を伴う生産性向上を先送りするため、活況の輸出需要に往々頼ってきた。しかも日本は、一部の業界をいかなる競争からも一貫して庇護してきた。最近の円安誘導政策は、問題を一層複雑化させるばかりとなっている。日本の輸出品はさらに安くなり、したがって海外での需要を刺激し、その結果、非効率的な国内企業が海外との競争にさらされることなく生き延びることを再び許している。しかし、海外の需要にこれほど大きく依存することが日本経済を手にも負えないあまりにも多くのリスクにさらすことを示す証拠は十分にある。日本は、諸外国が先導する場所にただ付いていくことしかできない。このアプローチはハイリスクなだけでなく、不必要でもある。

したがって今こそ、日本は自国の経済の行く末について一層の主導権を握るべきである。世界市場の現実に照らすなら、幾重もの不必要な規制と保護主義的事務手続の撤廃から、真の活気ある競争と対日投資への門戸開放まで、持続可能な成長を目指す取り組み面で日本にできること、日本がやるべきことはまだいくらかもある。本EBC報告書は、こうした多くの障害のいくつかにハイライトを当て、EBCの各専門委員会の実地の経営実務経験に基づいて具体的な改革案を提示する。提案には以下が含まれる。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認、および、医療機器、環境技術、消費者製品、乗用車、食品等々に関する国際規格の採用。
- 製品が市場に到達するのを妨げるまたは遅らせる、高コストや不必要な事務手続といった障壁の撤廃—例えば特定の食品に対する関税や、日本独自の製品表示要件に関するもの。
- 公正な競争と国内外のすべての企業の公平かつ平等な待遇の確保。例えば航空会社、宅配便、保険の分野において。
- サービス分野と政府プロジェクトにおける、より公正でオープンな競争の確保。例えば公共調達契約に関する真にオープンな入札や、外国電気通信事業者にとってのネットワークアクセス改善の導入によって。
- 対日直接投資の条件整備。これは、銀行業務および資産運用分野における日本独自の要件の是正を含む。
- 研究開発への投資に対するインセンティブ強化。これは、イノベーションの価値を十分に認め、それに報いるための、医療分野における償還制度を含む。

EBCの各提案は、日本経済の再生を目指す安倍首相の願望の核心に触れるものである。各提案は、EU-日本自由貿易協定/経済連携協定（FTA/EPA）に向けた目下の交渉の中核もなしている。安倍首相は、自らの成長戦略において国際貿易・投資が果たす重要な役割を認識しており、欧州連合との協定は成長戦略の成功にとって間違いなく必要不可欠である。2013年にはEUは日本の第3位の貿易相手であり、日本

の輸出の10%、貿易全体の9.7%を占めていた。しかも、こうした貿易関係が相当の上向きポテンシャルを有している証拠がある。このポテンシャルを確実に実現するべく、EBCは日本とEUの当局に対し、本報告書に記されたすべての提案がFTA/EPA交渉で取り上げられるのを保証すること、および日本とEUの経済を新たな成功の軌道に乗せることのできる最終合意を実現することを要望する。

日本の商環境をよりオープンで、より公正、かつ、より競争的なものにするには、単に欧州企業に益するだけではない。安倍首相も認識している通り、それは日本の長期的な経済成長に大きく貢献することになる。本報告書の各提案は、アイデアだけでなく、前に進む方法についての具体的な詳細も提示する。各提案は、より一層の繁栄のための土台をなすとともに海外市場の予測できない変化を相殺する緩衝材ともなるダイナミックな国内市場という将来展望を日本に提示する。政府が有言に終始し実行を伴わないのならば、これは1つも実現しないだろう。協議、検討、交渉だけでは十分ではない。本報告書が明らかにしている通り、未来は日本の掌中にある。今こそ、行動を起こすべき時である。

本報告書の構成

EBCのポリシー・ディレクターによるこの「はじめに」に続いて、個々のEBC産業別委員会／専門家委員会の関心事をそれぞれ取り上げる31の章がある。各章は、主要な問題と過去1年間の動きを要約するとともに、規制改革へ向けての具体的提案を伴っている。

本報告書に記された情報、アイデア、提案が、日本政府や、EU-日本間の通商関係のポテンシャルがフルに実現されることを心より願う欧州連合をはじめとするその他すべての当局の考え方に建設的に貢献することを信じてやまない。

ビジネス関連

財務報告
人的資源
知的財産権
小売・卸売
法律サービス
持続発展
税制

財務報告

はじめに

2014年には、企業の連結決算書の国境を越えた比較可能性を向上させることになる、単一の会計基準群の導入を目指す日本の試みが心強い再活性化を見せた。以前日本は、当該要件を満たすほとんどの国内申告者について国際財務報告基準（IFRS）の強制適用を約束していた。しかし日本は、東日本大震災後にその決定を覆し、その結果、IFRSを任意適用する企業の数が増加した。目下、日本は、過去12カ月の景気回復を背景に、IFRSの強制適用を再び口にしていない。2005年以降、連結決算書でのIFRSの使用をすべての上場企業に義務付けた、欧州でとられたビッグバン・アプローチとは異なり、日本は、より漸進的なアプローチを志向しているようである。多くの日本の多国籍企業は、業績向上と任意適用要件の緩和に促されて、目下、IFRS採用に向け動いている。

EBCの財務報告委員会は、IFRS採用へ向けてのこの新たな動きを心強く思う。これは、日本のグローバル企業の財務報告における透明性を欧州やその他のグローバル企業並みに向上させると期待される。とはいえ、相当数の子会社を日本に抱えている、欧州に本社のある多国籍企業にとっては課題が残る。こうした子会社は引き続き、法定報告向けには企業会計基準委員会（ASBJ）によって公開されている日本国内の一般に認められた会計原則（J-GAAP）に従って報告し、親会社によるグループ報告向けにはIFRSに沿って調整することになる公算が大きいからだ。国内会計基準とIFRSの間の調整の必要性を低下させれば、報告プロセスの質や透明性を損なうことなくこうした子会社にかかる事務上の負担が減ることになる。したがってEBCは、そうした調整作業を減らすさらなる努力が払われるよう提案する。この目標を達成する方法は多数ある。例えば、海外の親会社への別個の子会社決算報告書で完全版IFRSまたはエンドースメントされたIFRSを使用することや、IFRSとのJ-GAAPのさらなるコンバージェンスなどである。こうした方向のいかなる取り組みも、日本の会社法や税法に照らして慎重に検討する必要があることをEBCは認識している。EBCは今後とも、さらなる検討の基礎として、会計面の相違が存在する分野および実際上とりわけ負担が大きい分野の特定に取り組んでいく。

IFRSに基づく新しい主要基準の発表は、上記のコンバージェンスの取り組みに大きな難題をもたらす。これは、場合によっては、J-GAAPとの相違を減らすこともあれば、相違を増やすこともありうる。新基準の、J-GAAPとの互換性は往々不明確である。EBCの目標は、国際的に認められた基準へ向けて財務報告のコンバージェンスを推進すること、および、種々の会計枠組みの間の互換性の明確化を働きかけることである。EBCは、国内の基準設置機関および規制機関がこうした取り組みを支援し、そうすることで対日投資を奨励することを期待している。

欧州の多国籍企業の日本子会社は、税法を順守するために調整を必要とする国内の税務申告にも対処しなければならない。こうした子会社は往々、コストを制限し透明性を高めるため、税務上の立場を最適化する限度内でこうした調整を最小限に抑えようとする。税務申告と財務報告の要件が相容れない場合には、一致させる努力が妨げられる。EBCは、規制当局が、J-GAAPをIFRSとコンバージェンスする際に（時間、コスト、税の観点から見て）不利な税務効果を回避するよう、また、税法と会社法の間に関連性がある場合には財務報告コンバージェンスを行いやすくするために税法と会社法を調整することを検討するよう提案する。

主要な問題および提案

■ 金融商品

IFRSとJ-GAAPの下での金融商品の会計基準の間には多くの類似性が認められるとはいえ、さらなる一致が推奨される1つの分野である。J-GAAPの下では、非上場株式（non-listed equity securities）等の特定証券は一般に取得原価で計上される。EBCは、株式（equity securities）へのすべての投資を、IFRSの場合と同様、時価で計上するよう提案する。時価の変動は、J-GAAPの下での債券やIFRSの下での売却可能分類と同様に、取引向けに保有されていない投資として「その他の包括的利益」に計上されることになる。包括的な分析は、IFRS第9号に基づく新しい会計ガイダンスも考慮すべきである。EBCは、すべての証券を時価で評価することで決算報告書の妥当性と透明性が高まり、バランスシート運用（deploy the balance sheet）面において、経営者の投資決定の評価を利害関係者が行えるようになると確信している。J-GAAPに基づく会計処理をIFRSと一致させることによって、両方の基準下で決算報告書を作成する必要のある決算報告書発行者にとっての効率向上が期待される。EBCは、先ごろ公表された日本版修正国際基準の公開草案が資本性金融商品（equity instruments）への投資の測定免除を求めている点を指摘しておきたい。

提案：

- 日本はJ-GAAPをIFRSに一致させて、すべての株式投資を時価で計上することを義務付けるべきである。

■ のれん

J-GAAPとIFRSとでは、企業結合で取得したのれんの会計処理方法について提供されているガイダンスが大きく異なる。IFRSは減損のみのアプローチを義務付けているのに対し、J-GAAPは、のれんの金額が無視できない場合には20年以内の償却を義務付け、そうでない場合は減損が不要である。減損のみのアプローチは欧州では大きな批判を招いている。のれんが相当の金額に増えると、潜在収益管理が必要になるためだ。IFRSの標準設定団体IASB（国際会計基準審議会）がこうした批判に屈して規則的な償却に戻るかどうかはまだ不明である。EBCは、どちらの見解を支持する主張も行いうることを認識しており、ASBJがIASBと緊密に協力して、この分野におけるJ-GAAPとIFRSの一致をもたらす立場をとるよう推奨する。

提案：

- ASBJは、のれんの代替的な事後の会計処理方法の概念的および実証的なメリットを再検討し、IASBと緊密に協力してグローバル・ベースで問題を解決すべきである。

■ 有給休暇引当金

IFRSは有給休暇引当金の計上を義務付けている。日本では労働市場の有給休暇利用率が低く、また、従業員の退職時に一般的にそうした給付の支出がされないこともあって、J-GAAPはこれを義務付けていない。IFRSが有給休暇引当金の計上を事業体に義務付けているのは、従業員が後日支払われるべき従業員給付と引き換えにサービスを提供したときには支払義務が生じ、また、従業員によって提供されたサービスからもたらされる経済的利益を事業体が消費するときには費用が発生するからである。

提案：

- 日本は、J-GAAPの下で有給休暇引当金の計上を義務付けるべきである。

■ 有形固定資産（PPE）

多くの企業は、J-GAAP報告のために税法基準を用いて、有形固定資産（PPE）の残存価値と耐用年数を決定している。減価償却法は毎年合理的で組織的に適用されなければならない。実際には、相当数のJ-GAAP提出者は二倍定率法を用いるが、これは、財務報告と税務申告間の相違の調整をなくし、償却期間の早い時期に大きく税額を減らすことができる。しかしこれは、IFRSとの相違を生み出すことになる。IFRSは一般にデフォルトとしてこの方法を用いることを禁止し、税率表よりむしろ、使用パターンを反映した残存耐用期間と耐用年数を用いる。EBCは、使用パターンと関連コストのより正確な反映を決算報告書の読者に提供するため、企業が既存の税制上の優遇を維持できるように、たとえこれが税務申告との新たな調整項目をもたらすとしても、IFRSアプローチを推奨する。

提案：

- 日本は、税制面のとの関わりを考慮に入れつつ、J-GAAPの下でのPPEの会計処理方法をIFRSと一致させるべきである。

人的資源

はじめに

EBC人的資源委員会はかねてから、日本の人口統計の暗たんとした見通しについて懸念してきた。今後予想される熟練労働者の減少、高齢化、出生率低下は、国内企業と外資系企業ならびに日本経済の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。いくつかの予測によると、日本の人口は2050年までに半減するとされている。EBCは、この減少に対処するには4つの方法しかないと考えている。すなわち、生産性向上、労働人口へのより多くの女性の導入、出生率増大、及び／又は移民の数の増大である。また、私達は熟練した競争力ある労働力を維持するためには、4つの分野すべてで政策が必要とされると考えている。

安倍首相の成長戦略の「第三の矢」は、人的資源資本に直接影響する政策を含んでいる。これはよい出発点ではあるが、さらに多くのことを行う必要があるとEBCは考えている。目下、多くの日本企業内では国際経験が乏しく、留学経験のある学生が培った知識や経験の活用を怠ることでこれがさらに悪化している点が憂慮される。このことは、残念ながら、海外体験がきわめて重要性を持つ時期に留学機会を追求する学生の意欲に水を差す。EBCは、政府がとりわけ大学の国際化を通じてこの状況の打開を試みていることを承知しているが、措置が功を奏するためには大きな変革が必要になると感じている。

最優先事項として日本女性の労働人口への復帰の促進の必要性がある。「短時間勤務正社員」制度等の構想が導入されているが、一般にはあまり周知も利用もされていない。その結果、日本の主婦の多くは、労働市場に入るには正社員になることを約束する必要があると誤解して、労働市場に入ることに依然消極的である。これは、利用可能な人的資源の無駄遣いといしか言いようがない。安倍首相は、成長戦略の一環として、労働市場への女性の参加拡大の問題も提起している。EBCは、働いていない、または限られた時間しか働いていない配偶者を持つ納税者に対する所得税控除の見直しを検討することを政府が示唆していることも心強く思う。これは、配偶者がパートでしか働きたくないというインセンティブを取り除くことになる。さらに、EBCは、例えば公立の託児所や民間の保育サービスをより多く提供することで、職場において女性・男性を支援するために一層努力を払うべきだと確信する。さらに、男性が育児休業をとるのを支援・奨励するためにやるべきこともまだまだある。

肯定的な面としては、EBCは、再入国許可およびビザ有効期間延長に関連して導入された改革に関して法務省と政府を称賛する。新しい制度は、外国人専門職者にとって日本の魅力を高めた。政府は、さらに多くの高度な専門的技術を有する人材を受け入れることに引き続き務めている。

年金面では、2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。年金保険料の最低納付期間短縮についての検討も心強い。しかし、離日する外国人労働者への日本の年金制度への強制拠出すべての全額払い戻しを可能にして、最後の3年間の保険料支払分のみという現行の制限を撤廃する改正がまだ必要である。日本政府は、雇用主と被雇用者の両方にかかる負担を軽減するとともに二重支払いを回避するため、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべきである。EU・日本間の包括的なFTA/EPAは、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶプロセスの合理化を目指すべきであるとともに、社会的支援の分野における平等な待遇を含むべきである。それは、一層統合された労働市場の創出に向けて、EUと日本の間のすべてのビザおよび就労許可要件を改正する機会ももたらさだろう。

主要な問題および提案

■ 入管政策

年次現状報告：大いに進展。再入国許可の事実上廃止につながる入管法改正により、ビザ申請手続が相当改善された。しかしながら、いくつかの分野においては、まだ改善の余地がある。

提案：

T日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- オンライン申請の導入。
- 技能を有する熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改める。例えば、当てはまる学位がない場合に求められている「業界での経験年数10年」という不必要に敷居の高い要件を、5年に引き下げる。
- 外国人技能実習制度を拡大して、車両整備士を含める。
- 多国籍企業が最良の人材を日本に誘致できるよう、配偶者ビザの保有者には、就労許可を自動的に交付する。
- 永住者資格を与えられる要件に新たに「高度な専門的技術を有すること」を追加。

■ 職場の多様性

年次現状報告：若干の進展。日本の将来の繁栄は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進することのできる十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBCは日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

提案：

- 「扶養配偶者」に年間140万円以上の所得をあげる意欲を失わせる「配偶者特別控除」を廃止し、労働市場への一層の参加を奨励するその他のインセンティブを検討する。
- 企業に対して「短時間勤務正社員制度」の認知度を高め、またこの制度を導入する企業に対しては、税額控除、給付金等の優遇措置を行う。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備の確保に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。育児休業の延長を導入しない。
- 長期雇用ではなく業績に基づく競争力ある労働力創出を促進する雇用法を導入する。従業員の十分な保護は必要だが、雇用主も、業績不良の労働者を排除するための法的枠組みを必要とする。

■ 年金

年次現状報告：徐々に進展。いくつかの欧州の国々との間で、こうした国々の国民の利益のために、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。協定を結んでいない国の国民の場合、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、依然、最高3年が上限となっている。年金受給資格を得るまでの拠出の最低期間に関しては、EBCは現行の強制拠出期間25年から10年への短縮に関する協議を心強く思う。

提案：

- 10年の拠出期間で年金受給資格が得られるようにする方針を速やかに実施する。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府とEU加盟国は、相互社会保障協定を速やかに締結すべきである。

Mr. Laurent Dubois

Chair, Intellectual Property Rights Committee

(Representative, Union des Fabricants)

c/o Union des Fabricants

SK Bldg. 3F, 1-5-5 Hirakawacho

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093

Phone 03-3239-3110

Fax 03-3239-3224

知的財産権

はじめに

日本では、高級品は2つの販売チャネルの1つを通して消費者の元に届く。すなわち、正規の直販店や販売業者、または並行輸入業者のどちらかである。並行輸入品の販売は、日本の現行法では違法ではない。したがって、高級ブランドは自社製品の高級イメージを守るべく奮闘し、正規の直販店や販売業者を通じてのネット販売に取り組むことには消極的である一方、本物と称する「並行輸入品」の形をとった高級ブランドのオンライン・マーケティングや販売が拡大をみている。

現在、知的財産権を尊重する気運が高まり、また、高級ブランドの需要も若干低下していることから、明らかに偽物である商品に釣られる消費者は減っている。とはいえ、知的財産権（IPR）を無視するほかのアジア諸国の業者を通じて、ますます多くの模倣高級品が日本市場に流入している。

この分野で日本が目下直面している諸問題は以下のとおりである。

- 日本の司法権が及ばない海外サーバーに所在する日本人向け偽造品販売サイトからの模倣品の流入。
- 「並行輸入品」と称し、したがって「本物」のブランド商品として売り込まれる模倣品の、主要オンラインモールを通じての販売。
- 適切なIPR保護の枠組みのない新興ネットオークションを通じての模倣品の販売。
- 大阪・鶴橋商店街での模倣品の販売。

2013年には、およそ628,197点の模倣品が税関によって水際で差し止められた。しかし、税関がすべての輸入品を検査するのは不可能であることを考えると、多数の模倣品がまだ国内に流入していると想定できる。日本への最大の模倣品輸出国は中国であり、判明している模倣品全体の91.9%を占めている。

日本政府は、新しい法律の実施や既存の法律の改正を含め、IPR保護に相当の努力を払っている。例えば、偽物と疑われる各輸入品目を確認するために財産権保有者が税関に出向く義務の段階的緩和が2007年の通達によって始まり、この要件は、去年の通達によって全廃された（ただし、品目数や、財産権保有者と税関との距離等々の条件付き）。

大手ネットオークションおよびショッピングサイトの運営会社であるYahoo、楽天、DeNAは、模倣品撲滅面でも重要な役割を果たす。例えばYahooは、200名のスタッフからなるチームと、権利者団体を通じての主要ブランドとの、模倣品や違法業者に関する定期的情報交換を通して、自社のオークション・サービスを首尾よく取り締まっている。そうした情報により、運営会社は模倣品に関係していることが確認されたアップロードデータを検知して大部分を削除できる（掲載された品目全体の約1%が模倣品である）。楽天も、オークションサイトの「浄化」に活発に取り組んでいる。楽天のサイトに掲載された商品が例えばとりわけ安い価格等のため模倣品であると疑われる場合には、楽天はその商品を試験購入して、本物かどうかを確認する。商品が偽物と判明した場合には、掲載した業者はサイトから追放される。

日本は、消費者を欺く行為を撲滅する強い意思を背景に、模倣品を排除するための枠組みを設ける協調的な取り組みを行っている。日本のアプローチのいくつかは、欧州や米国で適用されているものより先進的である。しかし、根本的な規制分野の改革の遅れのため、問題がまだいくつも残っている。具体的には、日本は並行輸入の管理を強化し、外国の規制機関やインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）との提携を開発し、消費者保護のための適切な社会システムを構築し、個人使用目的での模倣品の所持を法律で規制する必要がある。

最後にEBCは、現状の改善と、上記の問題のいくつかに解決をもたらさしうる共通の規則の創出を視野に入れて、相互FTA/EPA交渉においてIPR問題を確実に取り上げるようEUと日本に呼びかける。

主要な問題および提案

■ 日本国外に所在するウェブサイトを通じての模倣品の流入

年次現状報告：進展なし。 日本大手サイトから追放された多くの（主として中国の）模倣品業者は、海外のサーバーに置かれた独自の日本語サイトを有しており、日本の消費者に模倣品を売り続けることができる。そうしたサイトはしばしば、超低価格、不自然な日本語、業者に関する不正確な情報といった、模倣品販売サイトの典型的特徴を示すとはいえ、多くのオンライン・ショッパーは、それが不正サイトであることに気付かない。日本の規制機関や行政当局によっていくつかの対策がすでにとられている（税関での物品没収、銀行口座の凍結、セキュリティ・ソフトによる警報、消費者庁のウェブサイトでの不正URLリストの公開等）。そうしたサイトの運営会社が海外に置かれており、日本の司法権が及ばないことから、根本的な解決策はまだ見つかっていない。

提案：

- とりわけ海外の規制機関および当局との提携強化を通じて、海外のサーバーに所在する模倣品販売サイトを排除する方法を見つけるべきである。日本は、そうしたサイトの運営会社に対する、訴訟を含むあらゆる必要な措置を確実にとることができるよう、他の法域とも協力すべきである。
- 特定商取引に関する法律のより厳格な適用、ならびに業者への身元確認データ掲載義務付けの徹底の実施が必要である。業者によって掲載されるそうしたデータの信ぴょう性を確認するよう消費者に強く勧めるべきである。

■ ネットオークションサイトを通じての模倣品の販売

年次現状報告：若干の進展。 日本最大のオンライン・ショッピングモールである「楽天市場」は、掲載された商品が本物であるかどうかを確認するため、運営会社による試験購入システムを設けている。商品が偽物と判明した場合には、掲載した業者はサイトから追放される。「Yahooショッピング」と「DeNA」はこの分野における楽天の先例に倣っているものの、無料化による大量の販売者の登録（Yahoo）やチェック・プロセスの導入の遅れ（DeNA）のため、まだ完全には機能していない。さらに、別の大手グローバル・オンラインモールは、適用法に十分な注意を払ってもしなければ、模倣品の掲載を防ぐ対策も準備していない。模倣品対策が往々不完全あるいは存在すらしない、スマートフォン・アプリでアクセスできるオークションサイトも急増しているため、日本の当局の早急な対応が必要とされる。

提案：

- ネットオークションの規制は適切な軌道に乗っているが、権利者との一層緊密な提携・協力を開発し、現在参加していないISPを巻き込み、具体的な措置の検討・実施を促進するためのさらなる努力が日本のIPSおよび関係政府省庁によってなされなければならない。

■ 大阪・鶴橋商店街での模倣品販売

年次現状報告：新たな問題。 大阪の鶴橋商店街に軒を連ねる30店舗のほとんどは、模倣品を販売している。そうした店舗を追放する警察の取り組み（毎年約10件の摘発）は、閉店した店舗が往々他の模倣品業者に引き継がれるため、状況にほとんど影響を及ぼしていない。

提案：

- 現行の措置は鶴橋商店街からの模倣品ビジネス排除につながっていないため、警察は、刑法に基づく本格的な取り締まりに着手すべきである。

■ 個人使用目的の模倣品輸入・購入に対する規制の欠如

年次現状報告：進展なし。 「個人使用」目的の模倣品の輸入・購入が日本では合法とされていることは、模倣品を商業目的で輸入する業者に抜け穴をもたらす。

提案：

- たとえ「個人使用」目的であっても、模倣品の輸入・購入は法律で取り締まるべきである。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poula Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

小売・卸売

はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。欧州の小売業者のプレゼンスがおおかた高級品分野に限られていた長年の期間を経て、ここ5～6年は、ファストファッションとホームインテリアの両分野で欧州の新しい小売業者が日本で急速に地位を確立してきた。そうした小売業者の成功は、日本の消費者により幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市の再活性化を助けるからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化するインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者にプラスになる。その具体的な例はユニクロとニトリであり、どちらも今や、これまで以上に力をつけている。

欧州の卸売業者と小売業者は、近年の成功にもかかわらず、日本市場において依然相当の障壁に直面している。外国卸売企業・小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティックスを活用することは困難となっている。第二に、新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。之に加え、関連の販売制限がある。第三に、EBC小売・卸売委員会は消費者保護に関する日本政府の懸念を理解・共有してはいるが、欧州の規則はこの同じ懸念に十分以上に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していると確信する。したがって、欧州の基準をすでに満たしている製品に日本の規則・規制を適用することは、貿易障壁を生み出すことにしかつながらない。そうした障壁の例としては、日本独自の表示規則、SI単位系（国際単位系）以外の非許容、安全基準自体には関係のない融通性に欠ける食品衛生規則、国際基準や欧州の認可の不承認などがある。こうした障壁は、グローバルなサプライチェーンを有する企業にとってとりわけ不利になる。さらに、様々な消費者製品の輸入・認証・表示の手続は、製品がすでに国際規格や欧州規格に適合している場合ですら、日本特有の基準による試験を新たに行うことが日本の当局から求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。特定の分野でさらに国際的な基準を導入する用意があることを先ごろ日本の当局が明らかにしたのは心強い。これは、表示コストの低下にもつながることから、日本市場への参入・進出を目指している外国の卸売業者・小売業者のみならず、海外市場に進出する日本の小売業者にも利益をもたらすとEBCは確信している。

EBCは、EU-日本FTA/EPA へ向けての交渉プロセスにおいて、欧州の小売業者と卸売業者が直面する障壁の多くが撤廃されるよう切望する。とりわけ、欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。FTA/EPA交渉は、そうした再試験に何の実際の目的やメリットもないことを決定的に確証する絶好の機会をもたらす。したがってEBCは、双方の市場の企業と消費者に利益をもたらすことになる、規格と認証の相互受け入れの確立に速やかに取りかかるようEUと日本に呼びかける。

主要な問題および提案

■ 法外なコストのかかる輸入認可・試験・認証

年次現状報告：若干の進展。 EN（欧州規格）およびISO規格またはCE（conformité européenne）マーキングの受け入れに日本が難色を示すことは、新製品の日本市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法における、器具・容器包装およびおもちゃならびに計量器に関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に特に要望する。

提案：

- 日本とEUは、再検査の負荷を排除するため、製品の輸入申請手続に適用される互いの規制を相互に受け入れるべきである。
- 日本は、器具・容器包装およびおもちゃを品目登録制度で輸入する場合の試験に関する規則を明確化すべきである。EBCは、外国公的検査機関による試験成績書が受け入れられるよう要望する。
- 日本は、SI単位系も併記される場合には、計量器への一般的な非SI単位系の記載を許容すべきである。

■ 表示

年次現状報告：進展。 家庭用品品質表示法は、同法で定められた対象品目の表示を規制する。EBCは、内閣府の規制改革推進室の仕事を高く評価しており、有意義な改革の実現のため、消費者庁と緊密に協力することを待ち望んでいる。EBCは、繊維製品の洗濯絵表示を整合化する経産省の取り組みも賞賛するとともに、ISO規格から逸脱することなく実施がなされるよう期待する。

提案：

- 消費者庁は、家庭用品品質表示法の見直しと改革の作業を遅滞なく開始すべきである。
- 消費者庁は、経産省の提案通り、ISOと整合化された新しいJIS(日本工業規格)洗濯絵表示を付加的な要件や逸脱なしに採用すべきである。

■ 革靴の関税割当

年次現状報告：進展なし。 各種の靴関税品目には割当が適用される。こうした割当を通じ、輸入靴はより低い関税の恩恵を受けうる。割当は輸入実績数値に部分的に基づく一方、総量の一部は「新規者」専用となっている。現行制度の主な問題点は、透明性の欠如と、靴ビジネスに実際には関与していない企業が割当を保持し、それを他の企業に「売る」点にある。こうした行為は違法であるにもかかわらず、依然続いている。

提案：

- 経産省は状況の監視を改善強化して、靴の売買に適切に携わっていない企業からの申請を却下し、そうした企業の割当を解放すべきである。この制度を悪用する企業に対し、経産省がより厳しい罰則を実施することも推奨される。

■ 酒類の通信販売の制限

年次現状報告：新たな問題。 酒類卸売業免許制度は数年前に改善がなされたが（店頭販売のみに関してではあるが）、酒類の小売販売は、免許保有者への販売であっても、依然、大きく制限されている。とりわけ、通信販売（インターネット、ファクス、Eメール等）により、県境を越えて行われる販売が制限されており、取引費用の上昇や非効率につながっている。これは特に、インターネットを利用して酒類を仕入れることによって限られた資源を克服しようとする中小事業者を害する。さらに、非常に古い免許（既得免許、grandfathered licenses）にはこの制限がなく、新しい免許保有者と古い免許保有者の間に不均衡を生み出している。

提案：

- 日本は、酒類小売業免許制度内の通信販売制限を廃止すべきである。
- 日本は、暫定的解決策として、（法律の下では依然、小売に分類される）免許保有者への、県境を越えた、インターネットを含む通信販売による酒類販売をただちに許可すべきである。

法律サービス

はじめに

政府は今年、外国法事務弁護士（外弁）事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律をようやく成立させた。日本の弁護士は約10年前からこの選択肢を利用可能だった。日弁連・単位弁護士会が必要な規則を採択すれば、これは2015年には外弁にも利用可能となるはずである。しかしながら、2009年12月の外国弁護士制度研究会の最終報告書の提言とは裏腹に、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。この制限は、新しい法律の有用性を大幅に制限することになる。

他の方面では、何も変化がなかったため、日本の法律サービスに関するEBCの提案は昨年と同じままである。ただし、2014年6月24日に閣議決定された内閣の規制改革実施計画は、日本の制度が刷新される、あるいは少なくとも再検討の対象となるという希望をもたらしている。実施計画は、外弁に適用される規制に関して以下を提案している。

1. 外弁制度に係る検討会の設置：これは、今年度内に法務省の所管にて設置される。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、この検討会はとりわけ、外弁制度に関し、承認についての職務経験要件（すなわち3年の職務経験要件）の基準等について、外弁の参画を得て、見直しを行う。
2. 外弁の承認・登録手続の透明化：これは、今年度に法務省の所管にて検討が開始される。外弁登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。
3. 外弁の承認・登録手続の簡素化：これは今年度に法務省の所管にて検討が開始される。外弁の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

とりわけ、この計画の信ぴょう性と最終的な成功は、外弁が適切に参加し、外国法曹界の見解に十分な配慮が払われつつプロセスが公正に実施されることに依存することから、EBCはこの計画の展開をつぶさに見守っていく。

EBCは日本とEUに対し、二者間FTA/EPA交渉が、日本における煩雑な登録プロセスを軽減するべく弁護士の地位を相互に承認する問題と、支店の設立に関して外弁と日本の弁護士の両方からなる法律事務所にとっての市場アクセスを改善する必要性の問題の両方を確実に取り上げるよう要望する。

主要な問題および提案

■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：進展については疑問。 日本で外弁として登録されるためには、外国弁護士は、本国法について3年間の専門実務経験を有していなければならない。うち2年は、日本以外の国で実務経験を積み重ねなければならない。この規則は、日本の弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本の弁護士は、弁護士として認定される前に資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、外国弁護士は資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。EBCは考える。こうした規則を設けるにしても、重要なことは、本国法についての経験であって、どこでそれを積んだかではない。外国弁護士を外弁として認める手続も、依然、外国の法律事務所や個人に不当なコストを課している。申請書の様式が簡略化されたことにより外弁登録申請プロセスは一般的には短縮されてきたが、法務省と、日弁連・単位弁護士会の各委員会双方から承認を取得することが求められるため、必然的に遅れが生じている。外弁制度は実施から25年以上が経過して徹底的な見直しを必要としている。制度の改革を行うことで、現在見られる不満は相当程度解消しうるだろう。

提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行って、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更を可能にすべきである。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

■ 支店

年次現状報告：若干の進展はあったが、適用は限られている。 外弁事務所の法人化を認めることによって複数の支店を開設できるようにする法律がようやく可決された。しかしながら、新しい法律は、外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めない。その結果、新しい法律の有用性は深刻に制限される。

提案：

- 外弁と日本の弁護士が共同で法人を設立することを認めるよう法律を改正する。それよりさらによいのは、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することである。

■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。 外国弁護士だけでなく、日本の弁護士のためにも、日本で活動する弁護士向けに、諸外国の慣行に沿った有限責任構造を導入することを引き続き提案する。外国弁護士に関しては、これは、個人としての活動ではなく本国の事業体の支店を通しての活動を認めることによって実現しうるが、これは現行制度の見直しによってしか達成できない。

提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国の事業体の支店を通して日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

Mr. John Mader

Chair, Sustainable Development Committee

(Senior Project Manager, Lend Lease Japan)

c/o Lend Lease Japan, Inc.

Akasaka Enokizaka Mori Building 3F, 1-7-1 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-6866-5600

Fax 03-6866-5607

持続発展

はじめに

持続発展と気候変動の問題に対処するためにすべての産業にわたってビジネスの革新的潜在能力を活用することは、現在のニーズと未来の世代のニーズとのバランスをとるべく、1987年の国連ブルントラント委員会の報告書で規定された課題に取り組む上で、必要不可欠である。

EBC持続発展委員会は、いずれも持続発展に貢献するというコミットメントを抱く、食品、エネルギー、水、建設といった様々の業界の欧州企業によって設置された。こうしたコミットメントを反映して、これらの企業は、欧州やその他の市場ですでに成功を実証済みの製品を開発してきた。こうした同じ製品は、日本が持続可能な未来の促進という目標を達成する助けにもなりうる。したがって、こうした製品へのアクセスを改善するため、EBCは、政府が二面的なアプローチを採用するよう提案する。第一に、市場参入を妨げている障壁を撤廃すべきである。こうした障壁は往々、非関税障壁の形をとる。すなわち、持続発展に好影響を及ぼす欧州規格の受け入れ欠如である。第二に、悪しきインセンティブを生み出す、あるいは輸入品であるか否かを問わず、持続可能な製品を使用する意欲をそぐ基準や規制も撤廃して、持続可能な解決策を促進する規制環境に取って代えるべきである。

EUの持続可能政策の目標は次の通りである。すなわち、経済成長と環境損害との間に存在する負のつながりを断絶すること、責任ある製造物の使用を企業および公衆に奨励すること、公的機関に環境損害を引き起こさない製品・サービスを購入させるよう努力すること、環境にやさしい技術・イノベーションの市場を拡大すること、EU域内外いずれにおいても動物の福祉を増進させること。EBCは日本政府に対し、インフラ、商習慣、消費者行動といった全主要分野の持続可能な発展のため、現在よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。一例を挙げると、日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源であり、温室効果ガス排出量の40%までもを占めている。したがって建設分野は、日本の持続可能性を向上させる最高の機会をもたらす。建築物のエネルギー消費を低減することは、環境への悪影響の低減に大きく貢献するだろう。多くの民間開発業者や建築物所有者は、建築物のエネルギー消費低減の経済的影響をしっかりと認識しており、それに沿った行動をとっている。とはいえ、省エネ設備やエネルギー効率のよい材料の使用を奨励または義務付ける政府の立法措置は、付加的な後押しを提供することになるだろう。

持続可能な解決策の幅広い採用面で日本の建設・不動産市場が諸外国に後れをとっている理由の1つは、比較的手ぬるい規制環境である。例えば、依然、一枚ガラスが広く使用されており（欧州は二重、さらには三重ガラスへと移行済み）、ビルや住宅に関する義務的な厳しい断熱基準もない（欧州では、熱損失を減らすことが建築要件となっている）。建築物は初期段階において、暖房や冷房に多くのエネルギーを必要としない手法で、建造されるべきである。外装は断熱が十分になされ、夏季には熱利得、冬季には熱損失を軽減する部材を使用すべきである。欧州メーカーは、断熱、スペクトル選択性ガラス、熱の逃げ道を防ぐカーテン・ウォール・システムなど、最優良クラスの解決策を市場で提供している。

要するに、日本で活動している多くの欧州企業は持続発展の世界的リーダーであるが、より持続可能なビジネスモデルの機会を受け入れるのが遅い保守的な商環境に往々直面する。これは、世論調査では持続発展の取り組みを一般に支持しているとされる日本の消費者とは著しい対照をなしている。言い換えれば、消費者は変化に対してオープンであるのに、持続可能な選択肢には制約がある。欧州企業は、持続発展に対する日本のコミットメントを具体化し、持続発展を将来の成長の主要素と見なすすべての企業に利益をもたらす改革を促進するため、日本の社会、政府、企業と対話の推進を熱望している。さらに、EBCは日本政府に対し、インフラ、商習慣、消費者行動といった全主要分野の持続可能な発展のため、現在よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。個々の改革構想に加え、EU-日本FTA/EPAは、持続発展を包括的に推進する機会を提供する。

主要な問題および提案

■ 持続可能な発展への認識・行動の改善

年次現状報告：進展なし。日本の消費者は高い環境意識を示し、日本企業は省エネ設備などエネルギー効率の高い技術の製造面の世界的リーダーに数えられる。しかし、環境にやさしい製品を要求することを消費者に奨励したり、企業がより環境にやさしい製品に投資したり、そうした製品を生産したりするためのインセンティブはほとんどない。

提案：

- 日本政府は、持続発展のメリットに対する国民の認識を向上させるべきである。
- 環境目標設定、ならびに目標達成に必要な活動への合意に関する、日EU間の協力改善が、EU-日本FTA/EPAの主要素となるべきである。

■ オーガニック食品

年次現状報告：進展なし。オーガニック食品は、日本で販売される食品全体の0.4%程度を占めるのみである。これは欧州に比して約10分の1であり、先進国としてはおそらく最低のパーセンテージであろう。日本の農業は依然、農薬、肥料、ホルモンといった化学物質投入へ過度に依存している。そこでEBCは、日本が国内の持続可能な有機農業の開発を促進することによって一層のオーガニック食品の生産を奨励する措置をとるよう提案する。EBCは、EU各大使館からの補足的な有機証明書がもはや必要ではないことを喜ばしく思う。しかし、輸入オーガニック食品のあらゆる出荷に個別の有機証明書を添付しなければならないという要件は依然、オーガニック食品の輸入と輸出両方に水を指す事務上の障害をなしている。

提案：

- あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要性をなくす。年次証明書で十分なはずである。
- 有機JAS（日本農林規格）マークを拡大して、動物性食品を含める。
- オーガニック食品への関税を撤廃する。（オーガニック食品はただでさえ価格が高めなため、関税はそれを法外に高価なものにして、消費者の購入意欲にさらに水を差し、オーガニック食品分野の成長を遅らせる。）
- 農薬および抗生物質の使用を奨励または義務付ける規制の見直し・改正によって、より持続可能な農業慣行を奨励する。

■ 持続可能な建築設計および建材

年次現状報告：若干の進展。建築物の総合的な環境影響はきわめて大きいため、建築設計、個々の建材・部材、建設慣行、運用・保守手順に適用される規格および認証の見直しと改定を行って、温室効果ガス排出量やその他の環境影響の低減を推進すべきである。建築物のエネルギー消費の低減を最優先の目標とすべきである。持続可能な建築ソリューションの実現をスピードアップするため、日本は外国製建材輸入にとっての障壁を減らすべきである。外国の環境規格の受け入れは、この方面における最も重大な非関税障壁を取り除くだろう。

提案：

- 持続可能な、環境にやさしい建築物の需要を高めるインセンティブや要件を導入する。
- 総床面積300m²未満のビルと住宅に関する義務的な高度断熱基準をできるだけ早急に採用する。
- 建築許可を発行する前にCASBEE（日本の建築物総合環境性能評価システム）に基づく具体的な評価レベルの達成を義務付ける。
- 国内の環境にやさしい建築要件に関するCASBEE評価と同等のものとして、LEED（米国）、BREEAM（英国）、DGNB（ドイツ）、Green Star（オーストラリア）といった外国の環境にやさしい建築物評価システムに基づく評価を認める。
- 持続可能な特性を持つ欧州の建材の試験・認証を促進する、または、同様の国内基準と同等のものとして外国の認証を受け入れる。

Mr. Hans-Peter Musahl

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young Tax Co.)

c/o Ernst & Young Tax Co.

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

税制

はじめに

EBCは、2014年から法人税率が35.6%に引き下げられて国際水準により近い税率になったことで日本経済にもたらされた刺激を歓迎する。今後数年間で実効税率を30%程度に引き続き引き下げることを目指すという政府の発表も、日本の競争力を高めることにつながり国内外双方の企業の利益となるため、期待が持てる。税率引き下げのメリットが税制上の優遇措置の減少や欠損金繰越のさらなる制限に打ち消されるべきではない。しかし、政府の前途に横たわる課題の大きさは生半可なものではない。世界経済の先行き不安は、社会福祉制度に対する日本国民の信頼低下や信頼喪失と相まって、ただでさえ低いレベルの消費をさらに押し下げてきた。その一方、2014年4月の8%への消費税引き上げは、社会福祉制度の財政と、少なくともある程度は制度に対する信頼を回復する助けとなってきた。それと同時に、発表通り国境を越えたサービスにより幅広く消費税が適用されることになれば、税務当局は課税対象となる事象の明確な定義を提供することが必要不可欠となる。

EBCの提案は、政府が直面している厳しい財政面の制約を認識したうえで、税法規の不十分な透明性と予測可能性が不確実さにつながり、その結果、投資と経済活動を低下させるという事実に対処するものである。残念ながら、税制の透明性と予測可能性を向上させるために政府がこれまで行ってきた取り組みは不十分であり、その結果、状況はさして変化していない。正式制度である文書回答制度の改善は、文書回答件数の大幅増にはつながっていない。EBCは、緊急課題として透明性問題に徹底的に取り組むことが、余分の資金を費やしたり、課税ベースを浸食することなく、ビジネスを促進する最も効率的な方法となり、したがって税収維持につながると確信する。EBCは、目下の非効率的な税申告法規の下で膨らんだ税法順守コストの引き下げと、同時に、過度に厳しい申告期限が生み出す理不尽なプレッシャーの軽減も求める — これは共稼ぎ夫婦にとって有難いことだろう。どちらの目標も、時代遅れの不当に短い日本の税申告期間を緩和することによって容易に達成しうるはずであり、さらに税収への悪影響もないはずである。

二者間通商・投資を促進する方法を検討する際には、EUと日本は、二重課税や、日本と、英国、フランス、オランダ、スイス、米国との間で結ばれた租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を相互に廃止するよう努めるべきである。EU-日本自由貿易協定／経済連携協定（FTA/EPA）は、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本と個別のEU加盟国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項を含むべきである。EU-日本FTA/EPAはさらに、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象として扱うべきである。

要するに、EBCは、政府によってこれまで行われた税制改革があまりに細切れ式であり、より一貫性のある新しいアプローチが必要だと考えている。EBCは、政府が税務政策課題に真っ先に取り組み、優先事項として以下のページで詳述されている問題に対処するよう促したい。

主要な問題および提案

■ 税申告期間の延長

*年次現状報告：新たな問題。*日本の税申告法規は、非常に高い税法順守コストを生み出すとともに、納税企業やその社員およびサービス・プロバイダーに、暦年度末または会計年度末後2~3か月以内に納税申告書を提出しなければならないという理不尽なプレッシャーをかける。欧州や諸外国では、平均9か月の期間が認められており、1年にも達する場合もある。日本の極端に短い申告期間は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。暦年度末締め企業の企業と3月31日締め企業の両方を担当している税務専門家の場合には、仕事と生活のバランスになお一層支障を来す。逃れられない長い時間は家庭生活の時間をなくすが、これは働く母親であることとは相容れない状況であり、その結果、多くの女性は仕事を辞めるか、子供を設けた後は職場に決して復帰しないことを選択せざるをえなくなる。企業は労働法を順守するほかなく、また、従業員の超過勤務を管理する責任があるため、短期契約で追加のパートタイム・スタッフを雇い（必ずしも日本の公益にはならない雇用形態）、かつ、残業をいとわない社員を優先せざるをえない。税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。

提案：

- 税法順守の現状の不当に高いコストを低減するため、税申告期間を1年に延長すべきである。国家財政への悪影響は、税法規が引き続き前納を認め、前納額が不足の場合に利息を課す限り、回避できるはずである。

■ 研究開発優遇税制

*年次現状報告：進展なし。*日本の規則では、日本の多国籍企業がこうむる研究開発費は、たとえ研究開発が海外で行われた場合でも、税務上考慮されるのに対し、日本で研究開発を行う外国人投資家の場合には、関連費用が日本国内で負担されない限り、税額控除を受けられない。この矛盾は、主として、研究開発費を国内本社レベルで引き受けるのが当然の国内企業に税法規の焦点が置かれていることに起因しているが、この慣行は日本で活動する外国子会社ではめったに見られない。発表された研究開発優遇税制の縮小は、外国人投資家にとっての相対的な財務上の不利を減らすことになるが、根本的な差別待遇は変わらない。

提案：

- 外国人投資家によって日本で行われる研究開発は、関連費用が投資家の日本子会社によって負担されない場合でも、日本の税制上の優遇措置を受けられるべきである。

■ 説明責任と守秘義務

*年次現状報告：進展。*文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。とはいえ、こうした改善にもかかわらず、国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。報道機関はしばしば、税務調査に関する報道記事の中で、税務当局内の情報源を引き合いに出す。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。透明性と確実性をもたらす相互信頼に基づくオープンな関係は、投資家が進んで投資を行うために、また、政府が適用税収を徴収し課税ベースを可能な限り効率的な方法で維持するために必要不可欠である。そのため、オランダおよび英国政府は、両国の徴税プロセスに水平監視・リスク測定・上級会計官からなるシステムを導入した。これは、事実上、税務の順守および監視の重荷を、税務当局から納税者に移行させる。税務当局は、見返りとして、そうした開示についてのタイムリーな助言と税務当局の立場の明確化（clearance）を行うとともに、質問により迅速に回答し、明確な立場をとる。さらに、税務調査はより低頻度かつより低詳細度で行われる。水平監視・リスク測定・上級会計官の利用は、納税者と税

務当局が協力するためのはるかに効率的な方法をもたらす。このアプローチ全体は、納税者に確実性をもたらす一方、政府にとっては同額の税収を維持する。

提案：

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は機密税務調査へのアクセスを報道機関に許さないようにすべきである。そうした漏洩が税務当局の側からなされる場合には、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討すべきである。

■ **移転価格**

年次現状報告：進展なし。 日本の税務当局は依然、移転価格問題に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用している。これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を避けるという名目で行われてきた。

提案：

- EBCは、すべての国際取引が、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるよう提案する。
- OECDの現在進行中の「税源浸食と利益移転 ("BEPS") 」行動計画に対応した国内移転価格制度の変更は、納税者にかかる付加的な事務上の負担を最小限に抑える形で導入されるべきである。

■ **企業再編成**

年次現状報告：進展。 国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するために必要な最も重要な措置である。税法が適用される再編成に際して、複雑かつ實際上満たすことが困難な基準は、必要性の低い法人の数とインフラ・コストの削減を目指すという、外資系企業や国内企業の当然の目標に反している。したがって、税をはじめとする行政面の潜在的障害を取り除くことを、税制政策立案者の目標とすべきである。

提案：

- 日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- コストと、基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量の両方を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。

■ **租税条約**

年次現状報告：進展。 日本は先ごろ、スイスおよび英国と新しい租税条約を締結した。日本は依然、ドイツとの租税条約の再交渉をおこなっている。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

提案：

- EBCは、EU加盟国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に要請する。
- EBCは、新しい、または改正された条約が、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処するよう要望する。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

Mr. Nicolas Sauvage

Chair, Asset Management Committee

(President, Amundi Japan Ltd.)

c/o Amundi Japan Ltd.

Hibiya Dai Bldg. 13F, 1-2-2 Uchisaiwai-Cho

Chiyoda-Ku, Tokyo 100-0011

Phone 03-3593-5900

Fax 03-3593-5932

資産運用

はじめに

日本では、投資運用プロフェッショナルは、投資家が将来に備える手助けをすることで、社会に貢献する。少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度や年金制度に係る負担も増大し続けている。さらに、2008年の世界金融危機を契機とする長引く低金利環境は、公的、私的な投資プールがより高いリターンを生む商品を内外に求める要因となってきた。EBCは、年金積立金管理運用独立行政法人の運用方針変更を導入するという政府の計画を歓迎する。高度化・複雑化する運用手法への顧客ニーズは2014年も継続している。

資産運用サービス利用者の切実なニーズに応えるため、政府、中でも金融庁は、成長を促進し拡大を阻害しない、柔軟性が高く使い勝手のよい資産運用のフレームワークのなかで、新商品であれ、革新的商品であれ、適切な商品を一般投資家に提供することを目指す改善策を推進することが肝要である。したがってEBCは、多くの投資家を投資市場へと導く少額投資非課税制度（NISA）の開始を心強く思った。しかしながら、従来株式市場に一度も参加したことのない、あるいは金融商品を用いた投資を行ったことのない投資家、とりわけ若年世代を取り込むにはまだ努力が必要である。NISAの魅力をさらに高めるとともに適切な信頼性をもたらすには、NISA制度で年間に認められている上限を引き上げるべきだとも考えている。

EBCは、「自由、公正かつグローバル」な市場のさらなる発展こそ、日本が国際金融センターになる唯一の方法であると確信している。日本の規制環境は投資運用サービス・プロバイダーに無用で高コストの負担を課しており、これはイノベーションを阻害し、資源配分の非効率化を招いて、日本の消費者に害をもたらす。それゆえ、投資信託協会（JITA）と日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の統合案がもたらす恩恵にもかかわらず、統合が実際に両業界団体に阻まれ頓挫に追い込まれた経緯は残念なことである。

日本はかねてからコーポレートガバナンスに関する適切な規則を欠いてきた。したがってEBCは、スチュワードシップ・コードに関するガイダンスが発表されたことを喜ばしく思う。EBCは、スチュワードシップを投資プロセスに不可欠なものを見なしている。適正なスチュワードシップは、投資家を代理して保有する株式の発行企業の持続的な価値を理解するために重要であり、資産運用会社の顧客の資産保護を促進する行動基準を提供する。うまく経営された企業は、持続的な競争上の優位性と長期的な株主価値を実現する。したがって、企業の財務実績、経営構造の質、内部統制の適切性、ならびに業績、環境および社会リスク、機会を管理する取締役会の能力についての洞察の提供は、株式評価・選択戦略に影響を及ぼすことになる。

投資運用その他の金融サービス分野で、EUが達成してきた進歩は、最先端に位置していると認識されており、日本とEUは、相互協力を通じて、こうした進歩の恩恵を、日本の一般投資家にまで広げることができる。EBCは、EUと日本が二国間自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）へ向けての交渉にこうした問題を含めることを強く推奨する。

主要な問題および提案

■ スチュワードシップ・コード

年次現状報告：新たな問題。 2014年2月27日に発表された「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によるガイダンスに沿って、日本の株式投資運用会社は各運用会社のスチュワードシップ・コードを発表・開示してきた。EBCは、スチュワードシップを投資プロセスに不可欠なものとして見なしている。適正なスチュワードシップは、顧客を代理して保有する株式の発行企業の持続的な価値を理解するために重要であり、投資家の資産保護を促進する行動基準を提供する。うまく経営された企業は、持続的な競争上の優位性と長期的な株主価値を実現し、企業の財務実績、経営構造の質、内部統制の適切性、ならびに業績、環境および社会リスク、機会を管理する取締役会の能力についての洞察の提供は、株式評価・選択戦略に影響を及ぼすことになる。

提案：

- 政府は、株式発行企業の取締役会と経営幹部に対し、投資家が求めるリターンを生み出すためにスチュワードシップ・コード・ガイドラインに沿って指揮する企業の戦略、業績、リーダーシップの質、内部統制を検討し見直すことにより、スチュワードシップ・コードを十分に実現することを奨励すべきである。
- 日本の当局は、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」によって目下検討されているコーポレートガバナンス・コードが、株式発行企業の間でのコーポレートガバナンス論議を進行させる効果を確実に持つようにすべきである。

■ 日本の国際金融センター構想

年次現状報告：進展。 EBCは、外国からのエキスパッツ受入れ措置、投資商品の税制上の取扱いの違いの是正の為の税の調整措置、金融商品取引法の導入を通じて金融サービス規制を一本化する措置といった、日本を国際金融センターにするという目標を実現するために取られた措置を称賛したい。しかしながら、真の構造変革が欠けている。資本の大半は依然、低金利国債が中心である。EBCは、国際金融センターになるという目標をよりよく達成するためには、投資ポートフォリオのリバランスが必要だと確信している。

提案：

- 日本は、より全体的な改革プランを策定すべきである。
- 日本は、高いリターンを生む商品をより多くサポートするために、ポートフォリオの多様化を奨励すべきである。
- 日本は、年金積立金管理運用独立行政法人の新しい運用方針を速やかに導入すべきである。

■ 少額投資非課税制度（NISA）

年次現状報告：進展。 NISAの導入は業界と投資家双方にとってきわめて有益なものとなっているとEBCは確信しており、NISAは相当の量の新規投資を生み出してきた。所期の目的は、個人貯蓄率の低下に歯止めをかけ、上場株式および公募株式投資信託への長期・分散投資による長期的資産形成のための付加的なチャネルを提供することである。しかし、政府の承認した基本制度は、5年間毎年わずか100万円の投資総額のみを非課税とし、各年の投資総額について5年間の非課税維持期間を設ける。日本版401k（確定拠出年金）制度の場合と同様、こうした限られた非課税拠出枠では、個人に対し限られた恩恵しかもたらさず、制度を運営すると予想される業界参加者にはさらに少ないインセンティブしかもたらさない。EBCは、この制度の基本的な狙いを支持するとともに、個人貯蓄口座を導入した最初の国である英国での制度の発展と同様、近い将来、NISAがさらに拡大できるよう願っている。

提案：

- 投資できる上限を引き上げる。
- 若年世代や投資経験のない投資家に特意的を絞って制度の推進を続ける。
- 制度の恒久化を検討する。

Vacant

c/o Bjorn Kongstad
Policy Director, EBC Secretariat
Sanbancho Poula Bldg 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

銀行業務

はじめに

日本の相対的な繁栄度は近年相当低下しており、日本の消費者は貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。その一方で日本は、この間に起きた様々の金融危機を他の多くの諸国よりもずっとうまく乗り越えてきた。日本の資本市場は、2009年と2010年に相当の資金を調達できるほどの堅調ぶりだった。そのため日本は依然、高い貯蓄率を有する世界有数の金融市場となっている。欧州の銀行はこの市場に提供できるものがたくさんあり、グローバル・ネットワークのみならず、国境を越えた合併・買収に関する貴重な専門知識ももたらす。

金融センターとしての魅力が薄まってから数年後、東京は巻き返しを図ってきた。ジ・エコノミスト紙は、世界金融センターの競争力をランクづける世界金融センター指数（GFCI）において、目下東京を6位にランクしている。これがおおかた「アベノミクス」のお陰であることは言を俟たず、その最大の影響は株式市場で見られており、日経平均株価は2013年初めにアベノミクスがスタートして以降、劇的に上昇している。とはいえ、この短期の伸びを持続可能な成長につなげるためには、構造改革を導入することが肝要である。これまでのところ、安倍首相の金融分野改革プランは好印象を与えていない。銀行業務分野では資本面、特に証券面で動きが活発化してきたが、融資やプロジェクトは依然低迷している。したがってEBCは、東京が真の金融センターとなれるようにする金融環境を創出するためには、より抜本的なアプローチが必要であると確信する。

これに関連して、EBCは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用方針の改正にとりわけ関心がある。EBCは、低利回りの投資ほぼ一色から、より高いリターンを生む見込みのあるより高度な商品への移行を大いに歓迎する。GPIFには大量の資本が関係しているため、こうした移行は日本の資本市場を再活性化する助けになり、したがって銀行業務分野の後押しもすると確信している。

その一方、国境を越えた取引に適切な規制の枠組みを提供するさらなる取り組みが必要である。2008年に導入された銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが単に同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供することになる新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、日本以外の支店から提供されるグローバル現金管理サービス等のサービスを日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。金融庁は、外国銀行代理業務制度の適用対象と適用対象外についてのQ&Aを公表しているが、依然として明確さに欠けている。

アンチ・マネー・ローンダリング（マネー・ローンダリング対策）（AML）および銀行の顧客確認（Know Your Customer: KYC）規制は、金融犯罪に取り組む国際体制の中核をなしている。これは、規制当局にとって、さらにまた金融機関にとっても、重要な問題である。世界的規制の基準設定団体は金融活動作業部会（FATF）であり、その勧告は、国際通貨基金によって認定されている。FATFは、とりわけ2014年6月に発表したプレスリリースにおいて、FATFの勧告に従った体制を導入していないとして日本を批判している。政府はこの批判に応えて、立法措置をとることに着手している。日本の基準と世界基準の間の最大のギャップは、顧客デューディリジェンスおよび顧客管理といったプロセス全体を通じてリスクベースのアプローチを完全に実施することを日本の体制が怠っていることである。例えば、取引の所有最終受益者（ultimate beneficiary of ownership: UBO）や重要な公的地位を有する者（politically exposed person: PEP）の身元確認は日本では対処されないままとなっている一方、形式主義的なKYC要件は、根本的なリスクに考慮を払うことなく厳密に適用されている。EBCは、この方面における最近の活動と進展を歓迎するとともに、国際基準に準拠したアンチ・マネー・ローンダリング体制を導入する取り組みを政府に促す。

主要な問題および提案

■ 金融市場の再活性化

年次現状報告：新たな問題。アベノミクスの（財政出動と金融緩和に的を絞った）最初の「二本の矢」により、日本の金融市場はにわかには活況を呈した。2年後の今、この活況は下火となり、市場はより恒久的な改善を待ち望んでいる。マクロ・レベルの長期的改革が必要とされる。EBCは、GPIFの新しい運用方針の実施に特に期待を寄せており、さらに、透明性向上とリスク低下につながるはずの、新たに導入されたスチュワードシップ・コード・ガイダンスについて慎重ながらも楽観的である。

提案：

- 日本は、GPIFの運用方針を発表の通り拡大して、GPIFにおける、低利回りの投資からより高いリターンを生む投資への移行を奨励すべきである。
- 日本は、提案されているスチュワードシップ・コードを、その内容を薄めることなく速やかに実施すべきである。

■ 透明性と規制の効率

年次現状報告：進展。金融庁、証券取引等監視委員（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促しており、したがって金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画の発表、および特定のケースにおける検査の事前通知の提供を決定したことを歓迎した。

提案：

- 規制当局と自主規制機関への大量の報告要件は、見直しを行って、健全ではあるが過剰ではない監督に沿った水準へと削減すべきである。
- 無用な事務上の負担を避けるため、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に指定されている故にすでに規制されている会社には特別な配慮が払われるべきである。
- 金融庁の規則と規制は、時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則に基づきながら運営していくことにより金融サービス市場におけるイノベーションと競争力強化を奨励すべきである。

■ 銀行代理店制度

年次現状報告：進展。銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供する新しい銀行サービスを導入することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、グローバル現金管理を日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。銀行代理店制度の適用対象に関するQ&Aを金融庁が公表して明確さが向上したとはいえ、国境を越えた取引に一層適切な規制の枠組みを提供するさらなる取り組みが必要である。

提案：

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。
- 金融庁は、欧州銀行の日本支店が、新商品を導入する度に、特別の事業免許をその都度申請する必要のない制度を導入すべきである。
- 金融庁は、国境を越えた取引を促進するための一層適切な規制の枠組みを提供すべきである。

■ アンチ・マネー・ローンダリング

年次現状報告：新たな問題。日本で活動する外国の銀行や海外で営業する日本の銀行はこれまで、2つの異なるリスクマネイメント要件（日本国内と日本国外）を満たすために2つの異なるシステムを運用する必要のある場合があった。これは、銀行にとってコストの意味合いを持つとともに、不順守のリスクを招く。グローバルなFATF規則の不順守は、FATFによるブラックリスト掲載につながるおそれがある。EBCは、国際基準に準拠したアンチ・マネー・ローンダリング体制を導入する政府の取り組みを歓迎し奨励する。

提案：

- 日本は、FATFからの逸脱を避けるため、国内の法律を国際基準に速やかに一致させるべきである。

保険

はじめに

日本の保険市場は米国に次ぐ世界第2位の規模である。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているとはいえ、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。例として、日本郵政民営化の問題、共済との非対等の立場、欧州などのソルベンシー要件と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制、ならびに長い時間のかかる不透明な商品認可プロセスがある。日本における今後の市場の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。プリンシプル・ベースの監督によって、規制当局がリスクマネジメントに焦点を絞って革新性と規制のあいだで入念にバランスをとり、イノベーションとフレキシビリティを容認することで、保険市場は、契約者のニーズの変化や金融情勢の変化に適切に対応できるようになる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

EBCはこれまでの白書で繰り返し、かんぽ生命と、それが受けている優遇措置に注意を喚起してきた。かんぽ生命は目下、日本郵政の下で生命保険事業を行っている。民営化がまだ完了しておらず、かんぽ生命と民間保険会社との公平な競争条件が確保されていないにもかかわらず、かんぽ生命は現在、改正郵政民営化法の下、規制当局の許可があれば新しい生命保険商品を発売できる。EBCは、かんぽ生命には民間保険会社と同じルールが適用されるべきであり、また、かんぽ生命の郵便局ネットワークへのアクセスおよび郵便局ネットワークとの関係に関して一層の透明性があるべきだとする立場を重ねて訴える。EBCは、かんぽ生命と民間保険会社との業務提携に関する最近の動きに興味を持って見守っている。とはいえ、これは問題の完全な解決にはならず、日本政府がWTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務を順守することが肝要であるという点を明確に指摘しておきたい。

世界金融危機への対応として、G20から委託を受けた保険監督者国際機構（IAIS）と、金融安定理事会（FSB）は、9社の保険会社をシステム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定した。FSB/IAISは、そうした保険会社がとりわけ、一定の最低所要貸本を維持すること、ソルベンシーIIなどのような市場ベースのソルベンシー測定方法を採用すること、特定のリスクマネジメント戦略を実施すること、しっかりとした破綻処理計画を策定することを提唱している。さらに、各国の国内保険規制機関が国境を越えたほかの規制当局との情報共有を拡大するよう提案している。日本の金融市場の規制当局である金融庁がこうした政策措置案の多くを採用しない限り、そうした措置は日本で有効性を持ち得ないだろう。

EBCは、契約者保護機構（PPC）に関して、恒久的な事後資金拠出制度を設けるべきだとも考えている。郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの日本の回復に貢献するだろう。これは、国内の金融サービス業界、日本の消費者、および対日投資を維持する日本の能力にもプラスとなるだろう。

金融庁の商品認可手続はほかの金融市場と比べて時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。不安定な資本市場の影響を受けやすい新しい商品や機能の開発にとって、とりわけ金融危機に対応するにあたっては、承認を得られた場合であっても、認可手続は柔軟性に欠けるといえる。EU日本FTA/EPAは、こうした問題をすべて取り除き、すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルールと、規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを含むべきである。

主要な問題および提案

■ 日本郵政（かんぽ生命）の改革

年次現状報告：若干の進展。郵政改革に関する法案の導入により、かんぽ生命は、ほかの市場参加者には適用されない優遇措置を受けてきた。これは競争をゆがめることにつながるだけでなく、ただでさえ世界最大の金融機関のさらなる拡大にもつながることから、EBCはこの状況を遺憾に思う。かんぽ生命はすでに限られた数の商品を導入しており、商品ポートフォリオのさらなる拡大への関心を示唆している。WTOサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の締約国として、日本政府はすべての市場参加者が平等な待遇を受けることを確保する義務がある。

提案：

- 政府は、以前の公約に従って民営化プロセスを速やかに実施すべきである。
- 政府はさらに、ユニバーサルサービス要件の下での義務についてより適切に説明すべきである。
- 政府は、どの商品をマーケティングおよび販売するかを選択方法に関し、郵便局に対してガイドラインを設けるべきである。
- 政府は、GATSの下で行った約束を守るべきである。

■ 共済

年次現状報告：進展なし。共済は相互扶助協同組合であり、保険商品を提供する。政府が約束しているところでは、共済には外国の保険会社と同じ規則と規制が適用されてしかるべきだとされているが、共済には保険業法が適用されないため現状では約束どおりにはなっておらず、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。例えば農業分野の共済を管轄するのは農林水産省である。農家や警察官といった明確に定義された集団のみを支援するという共済本来の目的が多くの場合失われており、今では、ほぼどんな人でも、所属にかかわらず、共済契約を結ぶことができる。例えば都民共済は東京に住んでさえいればよく、全国農業協同組合中央会（JA）は、JA組合員以外にもある程度販売することができる。

提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- 共済は、それ独自の明確に定義された集団に対してしか共済の販売を認められるべきではない。

■ グローバルなソルベンシー等の規制基準との整合化

年次現状報告：進展。EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の管轄区域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。

提案：

- 日本政府は、ソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。
- 日本政府は引き続き、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、FSB/IAISによる監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。

- 日本政府は、FSB/IAIS の政策措置案のいずれかまたはすべてを日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた管轄区域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。

■ 商品認可

年次現状報告：若干の進展。 金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の資源は限られている。これは商品開発の遅延につながり、保険会社にとって効率的なプランニングを困難にする。さらに、認可は、たとえ下りた場合でも、絶えず変化する市場に対応しうるだけの柔軟性がない。長期的には「届出使用制」を導入して、定評ある会社が、すでに市販されている商品を導入する際に、一から始めなくてもよいようにすべきである。とはいえEBCは、金融庁が資源増強の必要性を認識していることを心強く思う。

提案：

- 金融庁は、不確かさを回避するため、商品認可プロセスを改善・明確化すべきである。目指すべき1つの道は、当局と（国内外両方の会社からなる）業界の双方からのメンバーで構成されたタスクフォースを設置することだろう。
- 金融庁はさらに、すでに全面的または部分的に市販されている商品に関しては、簡素化された認可制度を導入すべきである。

■ バンカシュアランスないし銀行販売チャネル

年次現状報告：限られた進展。 保険会社が様々な保険契約の売り込み・販売を改善するために、銀行、およびとりわけ銀行の実店舗ネットワークを利用するのは一般的な慣行である。市場は自由化されているが、市場の一部の分野はこの販売チャネルを通してアクセスすることができない。とりわけ、会社が当該銀行から借り入れをしている場合の、従業員50人未満の会社の従業員への保険の販売がそうである。EBCは、この政策の背後にある論拠が、交渉上の優位な立場を利用して不必要ないし不適切な保険商品の購入を銀行が顧客に強いるのを防止することであるのは理解しているとはいえ、そうした行動が独占禁止法や銀行の行動規範によってすでに禁じられている点を指摘したい。しかもEBCは、銀行による保険商品の不当販売に関する消費者からの目立った苦情をまだ耳にしたことがない。

提案：

- 金融庁は、銀行と会社との関係にかかわらず、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるよう、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである。

■ 契約者保護機構（PPC）

年次現状報告：若干の進展。 PPCの枠組みについてはかねてから論議されてきたが、進展はほとんどなく、この制度は依然、事前資金拠出されている。資金が数年間使用されていないにもかかわらず、この状況が存在している。さらに、資金の総額も、年次査定も、より安定した保険市場の現状をよりよく反映するよう調整されてはいない。EBCは、保険会社各社におけるモラルハザードのリスクを排除するため、事後資金拠出方式の制度にしたほうがよいと考える。欧州の一部の保険会社がすでに、監督の強化や、より高い損失吸収力（HLA）というさらなる要件を有する、システム上重要なグローバルな保険会社（G-SIIs）に指定されていることも日本の当局に念押ししておきたい。

提案：

- 金融庁は、事後資金拠出制度になるようPPCを改めるべきであり、同時に、総出資額と年次査定に関して市場の現状を制度がよりよく反映するための規定を導入すべきである。
- EBCは、PPC制度を改める際には、日本の当局がG-SIIsの状況を考慮に入れるよう要望する。

運輸・通信

航空会社

鉄道

電気通信サービス

電気通信機器

物流・貨物輸送

航空会社

はじめに

日本の航空業界は依然、世界的な重要性を持っており、日本行きおよび日本発の世界の航空輸送の約 5% を占めている。これまでも増して、航空輸送は経済成長の促進剤としてきわめて重要である。しかし、日本は依然、航空輸送インフラの質の点では低くランクされており、世界経済フォーラム (WEF) のランキングでは 46 位にすぎない。成田空港と羽田空港はわずか 88 都市としか国際便で接続しておらず、これに対し、ソウル、香港、シンガポールはそれぞれ、130 以上の国際路線を有している。政府は、2020 年の東京オリンピックまでに、首都圏の新しい航空路を導入することにより、両空港の合計年間発着枠数を現行の 747,000 から 830,000 に増やすことを意図している。あいにく、大幅な円安と 2014 年 4 月からの消費税率引き上げが共にパッケージツアー料金の値上がりと用心深い消費者支出行動につながったことで、観光旅行の国内需要はこのところ低下している。欧州からの旅行者は増えたものの、より大きな日本市場からの需要低下を埋め合わせることはできていない。したがって、日本から海外市場へ、とりわけ欧州への海外観光旅行の再活性化が大きな重要性を持つ。オリンピックに向けて政府が計画しているキャパシティは、海外旅行需要、とりわけ日本-欧州路線の需要がそれを支えることができこそ、提供できるものである。

EBCは政府に対し、政府の野心的な成長目標を達成できるよう、日本の空港の利用料、とりわけ国際市場との重要なリンクを提供する空港の料金を引き下げを再度要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられるとともに、航空会社ではなく政府によって負担されるべきセキュリティ料を間接的に支払ってきた。WEFの旅行・観光に関する競争力ランキングによると、日本は空港利用料および航空券料金の面で世界第 113 位にランクされている。2013 年に導入された成田空港の新しい料金体系は、利用者にとっての大幅なコスト削減を生み出すことに成功していない。着陸料は確かに引き下げられたが、賃貸料や手荷物取扱施設コストは引き上げられた。その結果、料金体系変更の実質的受益者は成田空港自体となっており、同空港のバランスシートは好調な利益を示している。

EBCは格安航空会社 (LCC) 向けの成田での新しいターミナルの建設・開設に注目している。EBCは依然、このターミナルのコスト構造についての明快な説明と、コスト全体がこのターミナルのユーザーである LCC 自体によって負担されることになることの再確認を求めている。在来の航空会社によって出資・使用されている既存のターミナルと、この新しいプロジェクトの間で内部補助がなされてはならない。羽田空港の施設・設備使用料は、ユーザーのためのインフラがまったく不十分であるのに、成田で適用されるものをも上回っている。例えば、ケータリングと貨物のためのインフラは需要を満たすことができず、航空会社にとって多額の隠れたコストを生み出している。羽田発着の国際便向けのさらなるキャパシティを開発する計画を考慮して、EBCは政府に対し、重要な航空会社サプライヤー向けの生産/保管施設を収容するために必要なスペースを確保しておくよう要望する。さらに、EBCは、2010 年の新滑走路および国際線ターミナル竣工に伴う羽田空港の国際便への開放を歓迎する一方で、アクセスがすべての航空会社に平等に提供されることを確保するよう政府に再度要望する。健全な競争は、政治的理由よりむしろ経済的理由に主導される、機能する市場を確立するための前提条件である。不健全で持続不可能な過剰なキャパシティを避けるため、政府は、羽田空港を利用する航空会社に成田での便も維持することを要求しない、フレキシブルな解決法の策定に取り組むべきである。

最後にEBCは、政府の支援を受けた日本航空の救済プロセスと再資本化が競争面に及ぼす結果を注意深く考慮するよう要望する。企業再生支援機構 (ETIC) は、JALが存続して、管理されたやり方で再編が行えるよう、種々の商取引を保証してきた。しかし、長く続く税額控除 (9 年間) や、羽田空港の貴重な発着枠へのアクセスといった、政府による庇護策は、日本の航空業界内の競争のみならず、EUの企業救済法の下で適用される厳しい枠組みのため同等の利点の恩恵を受けない欧州の航空会社との間の競争にも影響を及ぼしてきた。したがって政府は、競争状況をつぶさに監視し、欧州の航空会社が公正かつ公平な競争条件を確実に享受できるようにすべきである。

主要な問題および提案

■ 高コスト

年次現状報告：限られた進展。 成田空港の改定された料金体系は、利用者にとっての期待されたコスト削減を生み出さなかった。着陸料の引き下げは、賃貸料と手荷物取扱施設使用料の引き上げを伴っていた。その一方、成田空港は、同空港を初めて利用する航空会社への割引提供や、キャパシティ増大を発表した。そうしたアプローチは、長年にわたって高い料金を支払ってきた在来の航空会社にきわめて不利に働くだらう。さらに、日本の空港整備特別会計は、欧州の航空会社がもっぱら利用する施設である大規模空港に課税することで収益性の低い空港を補助するという効果を持ってきた。EBCは、このアプローチを不公正かつ持続不可能でもあると確信する。成田空港がアジアの他のハブ空港と競い続けるためには、空港コストの50%削減が必要である。

提案：

- 日本がアジアの真の観光目的地になることを本気で目指すなら、空港使用料を引き下げる必要がある。
- 当局は、新規の航空会社と在来の航空会社の料金面の差別が決してなされないことを保証すべきである。
- 当局は、発表された、LCCに関するより安い料金が大手航空会社によって補助されないことを保証すべきである。
- 成田空港での検問は2014年度末に廃止して、より効率的で乗客にやさしい手続に取って代えるべきであり、その結果としての節減分は、現在このコストを負担している各航空会社と分かち合うべきである。
- 料金を引き下げる準備のために、空港整備特別会計を廃止すべきである。
- 政府は、大阪の場合と同様に空港管理の民営化を推し進めて、航空会社のためにより高いコスト効率とより低い料金を達成しうる十分なフレキシビリティを新しい管理者に与えるべきである。

■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。 2014年の夏時点では、羽田では国際路線向けの3万の新たな日中発着枠が割り当てられていた。同空港の利用に関するいくつかの運用上の制限が取り除かれていた。

提案：

- 日本は、空港ユーザーにとってのコストを削減するための、ケータリング/貨物セクターにおける航空会社サプライヤー向けのスペースの指定・割当をはじめとして、空港すべての利用可能な空港インフラの効率的利用のための計画を設けるべきである。
- 羽田空港を日欧間を含む国際便に差別無く完全に開放すべきである。
- 現代の飛行機の騒音レベルは大幅に低下しており、環境影響が減少しているため、成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮を検討すべきである。
- 地域社会に入念に説明した上で、高コストの早期ギアダウン（車輪降下）方針を廃止すべきである。
- 羽田空港はすべての航空機タイプを受け入れるべきである。

■ 海外観光旅行の再活性化

年次現状報告：限られた進展。 日本は、海外からの旅行先としての日本を推進することに大きな努力と資金を傾けている。しかし、2020年のオリンピックに向けて欧州・日本間で必要とされるキャパシティ増大は、欧州へ海外旅行をする日本の利用客の数が増えてこそ、提供できるものである。

提案：

- 政府は、とりわけ欧州への、海外旅行を促進・推進すべきである。
- とりわけ若年層のために、初回のパスポート発行の費用を引き下げ、旅行を奨励すべきである。

■ 日本航空の再編

年次現状報告：限られた進展。 政府は、政府の支援するJALの救済プロセスと資本再構成が競争に与える影響を注意深く検討すべきである。

提案：

- 政府は、日本航空に対する長期の税額控除ならびに保証貸付の影響で競争がゆがめられないことを保証すべきである。
- 羽田空港の次の発着枠割当ラウンドの際には、欧州の航空会社は優遇されるべきである。

Mr. Shigetoshi Kawahara

Chair, Railways Committee

(Managing Director, Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.)

c/o Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.

Ema Tanaka Bldg 2F, 2-5-2, Iidabashi

Chiyoda-ku, Tokyo 102-0072

Phone 03-3511-3305

Fax 03-3511-3390

鉄道

はじめに

日本の鉄道業界は特有な環境にあると思われる、特に地理的に島国であることから他国と通じていない、陸、海、空の運輸業界が自由に行き来してこそ初めてそれぞれの国の産業の発展に寄与するものとEBC鉄道委員会は信じている。例えば、欧州では同じ島国であるイギリスでもフランスとトンネルの開通で通じている、またフランスとドイツの間でも航空業界のようにTGVとICEが相互に乗り入れを行っている。トルコ、イスタンブールのボスポラス海峡にはマルマライ計画でアジアと欧州がつながって地下駅も存在する。日本も隣国と通じ合う努力をする過程において現在存在する数々の摩擦を解決できると信じ、2020年のオリンピック開催後の目標として国土交通省及び日本の鉄道業界が日本とロシア、日本と韓国を鉄道で結ぶようプロジェクトを出し、取り組むべきと考えている。隣国と通じることによってそれぞれの国の繁栄につながり、それには欧州と日本の鉄道メーカーの主導でインフラ整備を行えばその他の産業も潤うことは間違いないと信じてやまない。陸、海、空を牛耳る我が運輸業界において、それぞれの分野で問題を抱えながらも航空業界は自由に空を飛び、海運業界はほとんどの国で航海が可能となっている。なぜ、陸の覇者である鉄道は技術が進んでいるもののインフラ整備の一環としてこれほど遅れているのかを考えなければならない。日本が隣国と鉄道で通じることが、国際性を豊かにするのに不可欠であり、日本から東南アジアへの鉄道のノウハウの輸出だけにとどまらず隣国愛を鉄道で通じさせることによって示し、実行すべきと考える。

大震災から3年以上が経過したものの、再建されないままとなっている鉄道路線は存在し、完全復旧の見込みは来年、再来年になっている。都市計画と鉄道技術面の際立った専門知識を有するEBC鉄道委員会としては、バス・ラピッド・トランジット（BRT）（バス高速輸送）よりもむしろライト・レール・トランジット（LRT）を導入すべきだと確信する、鉄道に頼っていた業務の一部はバス輸送サービスで代行されているが、路面電車の普及は高齢化社会、過疎化、地域の商業化に大きな役割を果たすと考えている。

2013年に日本で生産された鉄道車両の総額は1972億円で、前年比14.6%増だった。この数字は、新規生産、改造、修理を含んでいる。これに比べ、海外から輸入された鉄道車両の額はきわめて小さく、総額わずか71億円で、2013年における日本の鉄道関連部品生産額は2524億円で、前年比7.4%増だったが、輸入部品の額は68億円で、昨年と比べて生産額は多くなっているが、その反面輸入額は伸びていない、日本が依然、大規模の市場であり、欧州のメーカーやサービス・プロバイダーにとって十分なポテンシャルを秘めておりもっと輸入に努力して欲しいと強調したい。

日本市場はたとえ国際規格に従って試験・認証されている場合でさえ、更なる広範囲の試験なしには、他の製品が日本の鉄道事業者の検討対象にならないという状況を生んでいる。コストと時間の無駄をできる限り省いてお互いの輸出入をスムーズに行える法的環境整備を深く望んでいる。

FTA/EPAの交渉が欧州と日本間で始まり話し合いが進んでいることは大歓迎している、日本側の要望でJR3社がWTOの政府調達協定の対象から外される方向に進んでいることから、それを受け入れた条件でもある資材調達の透明性の向上に向けて努力して欲しいと考えている。国交省は、海外市場向けの製品を認証するための鉄道認証室を設置したが、うまく機能しているとは言い難い、日本の鉄道関連メーカーが製品を海外に輸出するのを支援することだけに留まらず、政府と事業者が欧州の認証機関で実施される試験と認証を承認することが今や必然かつ肝要であり、日本において国際的な規格、試験、認証機関の認識も促進することを願っている。

主要な問題および提案

■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに与えるのではなく、閉鎖された垂直統合型システム内であらかじめ定められた仕様によって新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案：

- 政府は、国内市場での競争と共に、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、オープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、このテーマについての、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話を歓迎する。

■ 適合性評価および試験・認証の相互承認

年次現状報告：進展なし。2012年、国土交通省は、海外市場向けの日本製品を認証すること目的に、交通安全環境研究所の下に鉄道認証室を設置した。日本は確かに様々の国際標準化団体に参加しているが、国内鉄道市場全体に共通の標準規格を適用する動きはほとんどない。さらに日本は、この業界向けの共通の適合性評価制度を欠いている。EBCは、JR各社がEBC鉄道委員会と協力して、共通の要求事項を定義することは肝要かつ相互に有益であると確信する。この重要な第一歩を踏み出せば、共通の適合性評価制度へ向けての今後の進め方をロードマップとして定めることができるだろう。

提案：

- 日本は、すべての鉄道事業者にとって受け入れ可能な最低限の共通要求事項を特定するため、JRグループ各社やその他の日本の主要鉄道事業者が参加する作業部会を設置すべきである。
- 日本の当局は、適合性評価制度を設ける面でより積極的な役割を担うべきである。

■ GPA — 業務安全条項とその範囲の定義

年次現状報告：若干の進展。J日本とEUは共に、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。GPAの枠組み内で、日本は国内運輸業界に適用される業務安全条項（OSC）を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定しており、結果的に、この業界での入札要請はきわめて少数となっている。日本は、JR 3社の除外の一環として業務安全条項の定義を約束したものの、最新情報によれば日本はきわめて幅広い定義を策定中であるため、これが実質的な変化につながるかどうかはまだ疑問である。

提案：

- 日本は、OSCの新しい定義が一切合財を含んだものではなく、実質的な変化につながるものであること、およびGPAが適用される政府機関がGPAを真に守ることを保証すべきである。
- 政府は、新しい鉄道プロジェクト（LRT）を計画するときには、適切な公共調達制度を設けるためのガイダンスとして地方自治体がGPAに従い、または用い、OSCを適用しないことを保証すべきである。

■ 入札

年次現状報告：極わずかな進展。日本には、鉄道関連プロジェクトの入札制度はこれまで一度もなかった。しかしながらEBCは、ディーゼル車両についてのJR東日本の先頃の入札要請を称賛したい。EBCは、入札には明白なビジネス的根拠があると確信しており、したがって、日本の鉄道事業者が、鉄道関連の製品とサービスの調達のための主な方法として、入札手続を利用し始めるよう願っている。EBCは、JR 主要3社によって発表された、調達計画発表に関する自主的行動規範が一層の透明性と技術仕様書へのアクセス向上、ならびに定められた要求事項を満たし上回る方法に関する情報につながることも願っている。JR 3社による自主的行動規範の厳密な順守は、EUのサプライヤーにとって依然重要な問題であり、政府はこうした規範の完全な順守を保証する必要がある。

提案：

- 入札は、日本市場における競争を改善して、鉄道事業者と乗客の両方に益することになるため、政府は、JR東日本の手本に倣うことをほかの鉄道事業者にも奨励して、入札の使用を推進すべきである。

Ms. Haruno Yoshida

Chair, Telecommunications Carriers Committee

(President, BT Japan Corp.)

c/o BT Japan Corp.

ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka

Minato-Ku, Tokyo 107-6024

Phone 03-5562-6000

Fax 03-3586-8023

電気通信サービス

はじめに

世界経済は近年、ますます機能性の高いネットワークを必要とするようになってきている。日本のネットワーク・インフラは世界的にみても、最も洗練された情報インフラのひとつであるといえるが、EBCはいくつかの分野で改善の余地があると考えている。

独立した監督機関の設置—この課題は、電気通信の分野では、政治家も含めてこれまで何回か議論の対象になっている。EBCは、独立した監督機関が行政を推進することで、目的に適合した透明性のある、しかも責任の所在が明確な政策決定が可能になるとみている。その結果、経済的、社会的、政治的分野にも関連する種々の意見や利害関係について、話し合いが行われるようになり、その過程で電気通信サービス産業の内部で信頼感や安心感が醸成される。EBCは、日本の監督官庁のプロセスや規制と調節を行うシステムにそうした独立性が反映されるべきだと確信する。設置されることになる監督機関は、さらにまた、国会に直属すべきである。

EBCは、総務省の多くの政策が情報通信技術産業（ICT）の発展のために多大の貢献をしてきたと評価している。しかしEBCは、外部から任命されたマネジメントが半数以上を構成し、その決定までの手続きが透明性を持つ独立した監督部門を総務省内に設ける必要があると確信する。このことは同等性や非差別性、機能分離のモデルの観点からとりわけ重要であり、それにより顧客、既存事業者、競合相手の公正な扱いについてより明確な保証を提供できるとEBCは確信している。

サーバー間での個人データの大量転送が一般化し、ユーザーとプロバイダーの双方はもちろん、ますます多くの企業が参画するなか、政府等は大量のデータをどうやって規制すべきかを検討している。決して新たな問題ではないとはいえ、ここ二、三年、データ量の莫大な増加が見られている。EBCは、この分野を規制する必要性を十分理解しているが、企業を過剰な順守面の負担にさらすことを避けつつセキュリティ要件を満たすよう、規制をデザインすべきであると考えている。柔軟性と実用性を確保し、新しい権利と定義を明確にするためには、それが最も重要である。もちろん規制内容を決定するプロセスには透明性が必要であり、関係者以外からの意見を聞き、反映する必要がある。

企業がクラウドテクノロジーの利点を十分に活用できるためには、情報の国際転送の問題に特に注意を払うべきである。そのためには消費者保護および消費者への情報提供と、企業がビジネスを行うための適切な環境の確立を図り、その間の適切なバランスをとるべきである。したがって、政府が単独で事を進めるのではなく、ベストプラクティスをえるために、世界各国の政府と常時、相互連絡を取り合うことが肝要である。

EBC電気通信サービス委員会は、日本とEUの間で検討されているFTA/EPAが大きな貢献をすると期待している。企業や消費者に向けた、電気通信およびICTサービス分野に関する競争促進的な条件にも大きな影響を与えると考える。この分野では、1998年のWTOの「通信に関する基本合意」（Basic Telecoms Agreement）とその関連事項のドキュメント（its annexed Reference Paper）が、存在しており参考にすべきである。交渉は、現在のEUと米国、米国と日本のICTの方向性の合意に基づいて、日本とEU間のICT政策と規制の方向性について合意に正式に記すべきであるかどうかを探るべきである。この方向性が確認されれば、クラウド・コンピューティング、世界的なデータ伝送、データ・プライバシー、サイバー・セキュリティなど、重要なテクノロジーが必要な分野での合意の情勢に貢献するだろう。

主要な問題および提案

■ 機構改革（独立規制機関）

年次現状報告：進展なし。EBC は、政府が日本の電気通信分野の規制と産業推進の両方の役割を担うことは不適切であると考えます。しかしながら現在、総務省は依然、広い範囲で法的に介入したり管理をする権限を享受している。独立した監督機関の問題は前政権によって提起されたが、これまでのところ、現政権下では検討がなされていない。EBC は、消費者の立場に立って通信業界に関する規制や実際のビジネスのやり方について強い権限を有する独立した監督機関を政府のなかに創設することを提案する。

提案：

- 人的なリソースなども十分に用意され、権限を持つ独立した監督機関を設立する。この部門は競争促進に関する命令権を持つ必要がある。その成果の評価は、新しいイノベーションに富んだ、多様なサービスを市場にどれだけ導入できたか、またそのサービスが信頼に足り、コストも考慮されているかで判断される。独立性を持つために、メンバーは政府外から選任されるべきであり、その機関は総務省ではなく国会に直属すべきである。

■ ビッグデータのデータ保護

年次現状報告：新たな問題。日々、サーバー間で膨大な量の個人データが送信されるなか、当局は、この分野を規制する必要性があることを認識している。EBC は、改革はわかりやすい内容を持ち、かつ実用的であるべきだと考えており、この点から政策協議に貢献したい。規制は、個人のプライバシー保護と、日本における経済成長と雇用を推進する新たな商品やサービスのイノベーションをサポートする環境の創出といった分野のバランスを注意深く配慮するべきと考える。

提案：

- データ処理を行う企業に課せられる新たな義務は明確であるべきであり、いかなる定義も明快でなければならない。
- 政府は、意図的でないコスト増大につながり、データ処理を提供する利点を相殺する可能性のある過度に複雑な規制を避けるべきである。
- 新しい規制は、個人のプライバシーと、企業が情報を使用する必要性との間の本質的な対立を最小限に抑えるバランスのとれたアプローチも備えるべきである。
- データのセキュリティを確保するベストプラクティスを導入する一方で、データの流れが国境で「止められる」ことが決してないよう、データの国際転送に特に注力する必要がある。

■ 公正競争

年次現状報告：若干の進展。総務省は、当初の調査とパブリックコメント手続をすでに完了して、2014 年に公正競争ルールのレビューを開始した。EBC は、グローバルな慣行に基づく公正競争原則に従うことが最重要と考える。こうした原則は、公正競争ルールに関する今後の議論が成功を収めることを保証するだろう。

提案：

- 政府は、十分な協議時間を提供することを含め、規制プロセスの透明性と効率を確保すべきである。
- 政府は、事務と規制上の義務を最小限に抑えたオープンでシンプルな許認可手続を導入すべきである。
- 既存事業者は、自社事業と競合他社の事業の間で料金等の条件に差別を設けないことと、適切に分離された公開会計記録を提供することを義務付けられるべきである。
- 規制当局によって、周波数割当、敷設権、ナンバリング・プランについては、透明性ある管理がなされるべきである。
- 市場への新規参入者をサポートするため、「平等なアクセス」と番号ポータビリティに関する制度の実施状況を規制当局が積極的に監視すべきである。
- 不公正な内部補助を回避する助けとして、市場において顕著な支配力を有する事業者は、公表される透明性ある独立した会計記録を保持するべきである。

Mr. Yoshio Honda
Chair, Telecommunications Equipment Committee
(General Manager, Standardization & Regulation,
Technology & Research, Ericsson Japan K.K.)
c/o Ericsson Japan K.K.
MOMENTO SHIODOME, 2-3-17 Higashi-Shimbashi
Minato-ku, Tokyo 105-0021
Phone 03-6721-3300; Fax 03-5408-9744

電気通信機器

はじめに

日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたeJapan戦略は、日本の超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出し、また2009年に同本部は、いつでも、どこでも、誰でもブロードバンドを利用できるようにすることを目標とした「i-Japan戦略2015」を設けた。付加的な目標は、ICTを通じての医療と教育の改善、ならびに新たな産業の創出である。2013年6月、内閣は「世界最先端IT国家創造宣言」を承認し、それに伴い、IT利活用社会実現へ向けての日本の取り組みを強化した。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。いくつかの付加的な製品がSVCの適用範囲に追加されてきたとはいえ、多くの製品はまだSVCの適用対象となっていない。

周波数割当の分野では、日本は2012年に、700 MHzと900 MHzの両方の周波数帯を携帯電話向けに割り当てたが、その際、インフラへの投資、消費者にとっての可用性への投資、アップグレード等の観点から見た周波数帯の利用計画に関する情報の提出を各申請企業に義務付けた。EBCは、両周波数帯がEUや米国といった他の大市場における携帯電話ベストプラクティスを反映していることを喜ばしく思う。

全世界の携帯電話加入件数は約68億件であり、このうち24億件はモバイルブロードバンドに接続しており、全体的なモバイルデータトラフィックは毎年倍増しつつある。日本のような成熟した市場では、高度データサービスやLTEの導入に伴い、スマートフォンの普及率は約50%となっており、モバイルブロードバンドの成長や、2020年に予想されるユーザー当たり毎月10GBというトラフィック利用を牽引している。伝統的な電気通信モデルから、アプリやユーザーが可変的な速度や待ち時間を要求できる、ネットワーク化社会モデルへのパラダイムシフトが起きている。ビデオやソーシャルネットワークなど、スマートフォンで利用される様々なアプリ、およびM2M通信は、ネットワークに異なる要求条件を課すことになる。力強いトラフィック増大に対処するため、日本は、モバイル通信向けに2015年までに新たに300 MHz幅、2020年までに新たに1,500 MHz幅の周波数を確保することを目標とするアクションプランと戦略を2010年に策定した。

EBCは、EU・日本間の通商を促進するため、欧州市場と日本市場の両方で販売される電子通信機器製品認証の重複を排除すべきであると考えている。FTA/EPAは、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはFTA/EPAの一部になるだろう。

主要な問題および提案

■ 共通の技術基準および認証手続の確立

年次現状報告：若干の進展。細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似したSVCが日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が、一般に有線通信端末に限られること、および、モバイル端末における3G/LTEおよびWiFi機能を別としてその他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないこと、したがって、モバイルネットワークのための無線基地局は引き続き対象外であることに失望している。

提案：

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、FTA/EPAを通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。

■ IMT（IMT-2000およびIMT-Advanced）の周波数割当の整合

年次現状報告：若干の進展。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当に活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらす。したがって、2010年に総務省が300 MHzの周波数帯を2015年までにIMTを含むワイヤレス・ブロードバンドに割り当てる計画を発表し、また2012年に、IMTシステム用の整合のとれた周波数割当方法で700 MHzと900 MHzの周波数帯免許を交付したのは歓迎すべきことだった。EBCは、総務省が、3,400 MHzから3,600 MHzまでの周波数帯におけるIMT-Advanced規格についての技術的条件に関する検討報告を完了したことにも注目している。総務省は、2014年末をめどにこの周波数帯を部分的に割り当てることを目指して努力している。

提案：

- 政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に沿って、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当の達成に取り組むべきである。これは、700 MHz、2,300 MHz、および3,400～3,600 MHzの周波数帯を含むべきである。
- 政府は、新しい整合のとれたIMTシステム用周波数の特定を行うため、2015年世界無線通信会議の議題1.1に従って主導的に活動すべきである。

■ 免許制による周波数の共同利用（LSA）

年次現状報告：新たな問題。EBCは、政府が、モバイルブロードバンド向けの周波数帯需要の増大に対処するため、既存の免許取得者と見込み免許取得者との間の免許制による周波数の共同利用（LSA）についての検討を開始したことを認識している。エンドユーザーへのサービスの質（QoS）を保証するものであるための、事業者による周波数帯の独占利用が優先されるとはいえ、EBCはLSAについてのこの取り組みを支持する。

提案：

- 政府は、免許制による周波数の共同利用（LSA）の概念についてさらに検討して、これを日本でどう実施すべきかを見きわめるべきである。
- 政府は、LSAを利用しうる潜在的な周波数帯および関連の既存無線システムを特定すべきである。

Mr. Mark Slade

Chair, Logistics & Freight Committee

(President/Representative Director, DHL Global Forwarding Japan K.K.)

c/o DHL Global Forwarding Japan K.K.

12F Riverside Sumida, 1-19-9 Tsutsumi-dori

Sumida-ku, Tokyo 131-0034

Phone 03-6731-4220

Fax 03-5247-5573

物流・貨物輸送

はじめに

欧州のフォワーダー、国際エクスプレス事業者は、世界規模の物流事業へのアクセスの恩恵を日本の消費者にもたらすが、それでもまだ、深刻かつ重大な規制面の難題に直面している。さらに、日本の高いコストや不十分なインフラ、航空機の運航時間への制限、非常に混雑した港湾、柔軟性に欠ける通関手続きに苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、まったく同じサービスを提供している場合でさえ業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる不当競争にも対処しなければならず、これらは結局、非効率さやユーザーへの料金上昇につながる。日本は年々悪化するこうした問題に対処することに一層の重点を置く必要があるとEBCは確信する。

目下、日本には9つの異なる税関管区があるが、中央税関当局はない。実際に通関業務を行う場所を管轄する税関に対してしか企業は申告を行うことができない。それゆえ、日本に複数の支社を有していない外国の物流会社が業務範囲を拡大することは困難となっている。首都圏には2つの異なる税関管区がある。都内、成田、原木を担当する東京と、それ以外を担当する横浜である。こうした背景に照らし、EBCは、輸出入申告官署の自由化と柔軟性向上に関して財務省によって上程された様々の提案を歓迎してきた。2017年まで実質的な変更は予定されていないものの、EBCは、おそらくパイロット・プロジェクトを通じての、より早期の実現を期待している。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を計画しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇による恩恵を依然享受しており、自由市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。EBCは、特定の社会経済的な目標を達成するユニバーサルサービス義務の必要性を認識している。しかし、日本郵便はエクスプレス市場での不公平な競争による恩恵を享受しており、特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスである日本郵便の国際スピード郵便（EMS）は、すでに市場の18%を占めている。EMSは、民間エクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けず（次ページで詳述）、それゆえ、EMSの拡大は競争をさらに歪めるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本の企業と個人にも悪影響を及ぼすことになる。EMSは欧州でも米国でもユニバーサルサービスの一部と見なされていない点を指摘しておくのは重要である。欧州では、EMSはユニバーサル郵便サービスとは明確に別物とされており、一方米国では、EMSは「競争的サービス」のカテゴリーに属している。EBCは、「ゆうパック」に適用されている扱いと同様、日本におけるユニバーサルサービスの範囲外にEMSを移すことに何の障害もないと確信している。

企業は、日本における認定通関業者（AEO）コンセプトの導入により、サービスを提供するために請け負うべき輸送および通関プロセスの多くが簡素化されることを期待していた。残念ながら、この新しい制度は当て外れとなっている。新しい制度は、プロセスを合理化するどころか、AEO認定のための管理業務増大やコンプライアンス要件によって企業に負担をかけてきた。EBCは、AEOコンセプトが最初に提示されたときに提案されたものに近い、一層の簡素化を導入すべきであると確信している。

日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革は、海運サービスにおける課題の解決にあまりつながっていない。2002年11月というはるか以前に国交省によって発表されたスーパー中枢港湾構想は、日本の港湾の高コスト構造にまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナル開発に取り組もうとしているのは中央政府よりむしろ地方自治体であるため、期待される規模の経済と効率の達成は困難なままだろう。データは日本の港湾活動の低下を示している。例えば神戸港は、1980年のアジア第4位から、2014年現在は53位へと転落している。東京でもアジアの諸港湾に比べ貨物量の減少がみられる。日本が活気ある海運国であり続けることを望むのなら、構造の改善が是が非でも必要である。

主要な問題および提案

■ 通関手続

年次現状報告：若干の進展。 現在日本では、当該管区に企業が所在していない場合、または、当該管区の通関免許が交付されていない場合の通関手続には制限がある。現行の体制では、外国の物流会社や日本の中小企業が通関業務の範囲を拡大することは困難である。所管の税関管区とは異なる場所での通関申告を可能にする、税関管区の規制緩和は、柔軟性を増し、通関業者にとっての業務効率を改善するだろう。したがってEBCは、輸出入申告官署を自由化し、さらなる改善を導入するための財務省の先ごろの提案を歓迎する。

提案：

政府は以下のことに取り組むべきである。

- 税関管区に関する政策の実施を約束する。EBCは、おそらくパイロット・プロジェクトの形で、早期実施も要望する。
- 検疫貨物を検査できる場所に関しての柔軟性を拡大する。特殊保税倉庫での検査実施を容易にすべきである。
- 通関手数料の上限を廃止し、自由で公正な料金の設定を市場に任せる。
- 種々の税関当局の報告および管理要件を合理化して、税関規則、報告要件の解釈および適用について一層の標準化を実現する。
- 単一の全国的税関管区を導入するか、あるいは第一歩として、東京税関と横浜税関、ならびに大阪税関と神戸税関を統合すべきである。

■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。 現在、日本郵便は、中身の物品の価額が20万円を超える場合にのみ税関にEMS小包を申告することを義務付けられているが、この価額は民間業者が扱う同等の小包に適用される価額を大きく上回っている。さらに、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、事実上駐車規制はEMS集配車には適用されていない。関税法以外の様々の規制（他法令）による管理が適用される検疫関連の物品等の中身が入ったEMS貨物は、最初の通関手続地（通常は空港）の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は、空港内で厳重なチェックが実施されるのとは著しい違いがある。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じ税関申告基準値の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 車前貨物情報の提出に関する平等な規則の確保によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、検疫関連の物品の通関のために自社施設を使用することを民間エクスプレスサービス業者に認めるべきである。

■ 認定通関業者（AEO）

年次現状報告：若干の進展。 現行の認定通関業者（AEO）制度は残念ながら、多くの業者が望んでいた簡素化にはつながっていない。逆に、多くの場合、事務上の負担が増加している。EBCは、関連する手続きの流れを十分に管理できると実証し、かつ、追跡可能な仕組みが設けられている場合には、あらゆる個別のケースに当局が関与することなく事案を処理できるような、手続の簡素化と権限の拡大を業者に与える制度を求める。

提案：

- 各製品の追跡と、取り決めに沿った処理の流れの順守について、業者が合意された基準を満たしているならば、AEOのコンセプトとして、簡素化を提供することに焦点を絞るべきである。

- 政府は、AEOによって取り扱われる輸入に対し、以下をはじめとする一層の便益を提供すべきである。
 - ◇ 地方税関管区の枠を取り払う通関手続の規制緩和
 - ◇ 物理的な貨物検査の軽減

■ 港湾コストおよび開発

年次現状報告：限られた進展。 日本の港湾コストは、ほかの先進諸国に比べ並外れて高い。高コストは、欧州企業が日本で最大限のポテンシャルを發揮して活動することを妨げるだけでなく、生産拠点を海外に切り替え、日本の港湾経由の輸送量を減らす方向へ多くの日本企業を追いやってもいる。高い港湾コストは、例えば中継サービスの提供面などでは、韓国や中国がはるかに競争的なサービスを提供しているため、アジアにおける日本の港湾の競争上の地位もむしばむ。さらに、外国の海運会社は依然、日本において自社の海外向け貨物を自社船舶に積み替えることを認められていないため、ほかの諸国でのそうした貨物の積み替えを助長することとなり、日本の港湾でのビジネスがさらに減る結果を招いている。同様の制限は欧州でも適用されているとはいえ、それでも日本の海運会社は、例えばドイツからフランスまで等、EU内で国境を越えて貨物を輸送することが可能であり、それによってビジネス要求事項を満たすことができる。

提案：

- 政府は、アジア・ゲートウェイ戦略会議において港湾運営構造の高いコストを取り上げるべきである。
- コンテナ海運会社が日本で複合一貫輸送を提供することを妨げている規則・規制を見直して、国際基準に沿ったものにすべきである。同じことは、空コンテナの沿岸輸送にも当てはまる。当該船舶が登録されている国が日本と二国間協定を結んでいない限り、空コンテナの沿岸輸送には、目下、特別の許可が必要とされる。

■ 港湾業務の競争促進

年次現状報告：限られた進展。 日本港運協会（JHTA）は依然、ウォーターフロントで絶大な裁量権を振るっている。業務の変更を行うことを望む海運会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。このプロセスは透明性を欠いており、ウォーターフロントで代替的な競争的サービスを追求することを事実上阻んでいる。海運会社がターミナルを独自に運営することを望む場合には、免許を申請することができる。国交省は受理後2カ月以内に申請を処理することを約束してきたが、最低雇用水準等の要件は依然、各社が日本での港湾サービスをめぐって真の競争を展開することを妨げている。外国企業が日本での業務を取り扱う独自のターミナルを設けることはまだ不可能である。

提案：

- 政府は、とりわけ日常的業務に関して、JHTAからの事前承認を求めることなく業務の変更を行うことを海運会社に認める制度を設けることによって、競争を促進すべきである。
- 政府は、外国の海運会社が独自の取扱施設を所有すること、または最低限、港湾業務を競争的に運営することを認めるべきである。

■ 船内荷役請負サービスの競争入札

年次現状報告：進展なし。 2000年11月に施行された港湾運送事業法の改正は、海運会社が複数の船内荷役請負業者非公開レートで下請契約を結ぶことができるようにしたが、現実には、独立した組織的な競争入札の概念はまだ実現を見ていない。

提案：

- 一般入札による船内荷役請負サービスの競争入札を促進・規制すべきである。
- 海運会社がコンテナ・ターミナル・サービス・プロバイダーを変更することを事実上妨げている、広く行き渡った "Grand Father Principle"（JHTAの事前承認という「お上の許可」が必要な状況）を見直して排除すべきである。

医療・衛生

動物用医薬品

臨床検査機器・試薬（体外診断）

医療機器

医薬品

ワクチン

化粧品・医薬部外品

動物用医薬品

はじめに

日本の動物用医薬品市場は約1,000億円規模で、世界第6位にランクされており、これまで、欧州企業にとって重要な市場となってきた。しかしながら、日本は近年、低成長率と高いビジネスコストのため、魅力を失っている。日本の動物用医薬品市場は、欧州や米国の場合と同様、きわめて規制されている。日本は、ヒト用医薬品の日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の動物用医薬品版である「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」（VICH）の三者間（EU・日本・米国）プログラムに加わっている。VICHは国際レベルでの動物用医薬品の登録要件の整合化を目指しており、これは世界向けに開発される医薬品の登録コストの削減にある程度役立ってきた。しかしながら、日本に独特で、飼い主、獣医、消費者が革新的かつ有用な動物用医薬品にアクセスするのを往々にして妨げたり遅らせたりする要求事項がまだいくつかある。そうした動物用医薬品は登録前に欧州と米国での厳しい審査プロセスを経ており、その効能、安全性、品質は保証済みであるため、これは不要である。バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件はとりわけ厳しく、したがって、欧州で容易に利用できる製品が、日本では往々利用できない。日本の家畜産業が海外の生産者との競争力を維持するためには、新しい動物用ワクチンや医薬品へのより迅速なアクセスが必要とされる。EU-日本FTA/EPAや環太平洋パートナーシップ自由貿易圏（TPP）への日本の参加が畜産農業に関する関税や補助金の廃止や引き下げを必要とするなら、この問題は今後、さらに切実なものになるだろう。日本の生産者が競争力を維持できなければ、日本は引き続き輸入畜産物にますます依存するようになるだろう。

動物用医薬品の製造販売承認は、農林水産省から下りる。食用動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与する、食用動物用医薬品のこの審査プロセスは、複雑かつ往々非効率的で、連携がとれておらず、家畜生産者が医薬品を利用できるようになるまでに非常に長い時間がかかる。

生物学的製剤の場合、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件をはじめ、ほとんどの規格項目は、日本独自のものである。製品規格を日本市場のためだけに新たに定める必要があり、ワクチンの各バッチをこうした独自規格に基づいてリリースしなければならず、しばしば、製造現場での重複した試験が必要になる。

非臨床試験実施に関する基準（GLP）や臨床試験実施に関する基準（GCP）の下、海外で実施された試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められる一方、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互承認はまだ存在していない。そのため、原薬であれ最終製品であれ、日本に輸入される動物用医薬品の製造に従事しているいかなる海外製造施設も、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。このプロセスは、大量の冗長な事務処理を必要とする。

ここ数年間、農水省は、日本における承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる種々の措置を実施しており、ある程度の改善が見られているが、いくつかの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。EU-日本FTA/EPAは、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。

主要な問題および提案

■ 製品の承認

年次現状報告：進展。EUですでに承認された製品（特に動物用生物学的製剤）でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。動物用医薬品のジェネリック申請の場合、海外で実施された生物学的同等性試験は、登録申請書類に記載することを農水省から認められない。申請者はまだ、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が関与しており、また、承認申請の一部はグローバルに整合化されていないため、食用動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性がある。

提案：

- 日本政府は、製品承認を迅速化し、製品承認申請制度の相互承認を含め国内規制を国際慣行と十分に整合化するため、利用できるあらゆる措置を用いるべきである。VICHガイドラインが時代遅れの日本のガイドラインに全面的に取って代わるべきである。
- 動物福祉を考慮して、付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 農水省、厚生労働省、食品安全委員会による食用動物製品の審査は、食用動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するため、平行して実施されるべきである。

■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

年次現状報告：限られた進展。シードロットシステムは、樹立されたマスターシードウイルス／バクテリアから作り出されるウイルス／バクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。シードロットシステムを導入する農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定を必要としない。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。日本はワクチン小分け製品についての不活化試験を、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付け、国内で製造された同様のワクチンには義務付けておらず、そのため通商上の非関税障壁を生み出している。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するものである。

提案：

- シードロットシステムに含めるべき適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにするべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。
- 組み換えワクチン、原虫病ワクチン、魚病ワクチンも、シードロットシステムに含める資格を与えられるべきである。

■ 農水省／動物医薬品検査所（NVAL）が提案したアクション・アイテム

年次現状報告：進展。2012年12月3日、農水省と動物医薬品検査所（NVAL）は、日本動物用医薬品協会技術検討委員会に、上市承認手続の改善措置に的を絞った10項目の改革アクション・アイテムリストを提出した。10項目のアクション・アイテムのうち5項目は、2014年8月までに実現されていた。

提案：

- EBCの見解では、このリストは必要とされる改革分野のすべてを包括的にカバーしてはいないとはいえ、EBCはこの取り組みを支持するとともに、引き続き付加的な改革機会を特定するよう規制当局に要望する。さらに、ほかの主要国における同様の政策との整合化を確保するため、詳細な改革を実施する前に業界と緊密に協議するよう農水省とNVALに要望する。

Mr. Shuichi Hayashi
Chair, Medical Diagnostics Committee
(Vice President and Head of In Vitro Diagnostics,
Roche Diagnostics K.K.)
c/o Roche Diagnostics K.K.
Roche Bldg., 2-6-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Phone 03-5443-5293
Fax 03-5443-5267

臨床検査機器・試薬（体外診断）

はじめに

日本のヘルスケアを取り巻く環境は、加速する少子高齢化による人口問題や国民総医療費の増大による社会保障制度の制度疲弊に直面する事で、制度の運営方法にとどまらず制度自体の目的を考え合わせた制度改革を迫られている。「医療の質の向上」と「医療費の適正化」に向けたこの転換期に実際の医療行為の中で大きな役割を果たしている臨床検査(検体検査)の価値と役割についての深い論議は必須の要件と考える。そして、医療現場のみならず医療制度を運営する側においても臨床検査の価値と役割を再評価する事で、臨床検査の医療へのさらなる貢献を具現化していく事は急務であると考えます。

2007年以降、臨床検査の診療報酬制度について臨床検査振興協議会(JPCLT)や体外診断用医薬品業界団体と厚労省との「臨床検査に関する勉強会」や「診療報酬制度に関する定期会合」等を通して現状の問題点・課題、今後の方向等について検討結果の発表や意見交換を行い、提言や要望を出している。その結果として、2008年以降の診療報酬改定においては、臨床検査の「質の確保および迅速化」を考慮した検体検査実施料の改定が行われてきていることを評価している。2014年改定においては、実質マイナス1.4%の影響であり、前回(2012年)のプラス0.4%改定は下回るものの、2008年以前的大幅削減からは大きな改善がみられる。また、今回の改定で「区分E3の保険適用要件の改定」がされたが、これは業界団体が要望してきた内容が反映された結果として大いに評価したい。これまでE3カテゴリーは、「新規項目、検体種追加」のみがその対象であったが、「臨床的意義や利便性の向上」がこれに追加された。臨床検査の適正な評価を行う上で、今後の運用に期待している。

「検査は、総医療費の約4%の費用で医療方針決定のための70%の情報を提供している」という事実は、客観的かつ明確に臨床検査の役割と重要性を示すものと考えます。この様に臨床検査の役割は、予見—診断—治療—監視(モニター)という一連の医療の流れの中で必要な時に、必要な場所で、必要な情報を提供する事にある。そして、臨床検査の新たな貢献を促進させるには、「検査の価値を反映した診療報酬制度の構築」や「適切な検査」を「適切な時期」に「適切な場所」で「適切な価格」で実施可能な環境の構築」を重要課題として認識し、官民共に論議を深めていく必要がある。これにより、臨床検査がその真の役割を果たし、その結果として医療の質の向上と患者さんのQOLの改善に貢献することが出来ると考えている。

コンパニオン診断薬による個別化医療の実現例に見られるように、医療技術・環境が高度化、複雑化していく事は自明である。しかも個別化医療の推進には、治療薬だけではなく、その治療薬の有効性や副作用を予測するための検査に使われるコンパニオン診断薬の開発を初期段階から進めることが重要である。コンパニオン診断薬の開発・承認プロセスの構築と、医薬品と同期する保険償還制度の確立については、業界団体の要望を取り入れていただき検討が進んでいるが、まだその制度が整っているとは言えず、日本の医療現場で個別化医療を普及させるためには、それらの課題を早急に解決する必要がある。このような現実において、臨床検査・医療の質の維持向上のため臨床検査の価値を基にその役割を果し続けるためには、現行制度の整備・改革が不可欠であると考えている。とりわけ「新規体外診断用医薬品へのアクセスの迅速化」、「最新臨床価値に基づいた検体検査実施料の設定」は、医療の質の向上のみならず、患者さんへの最新高度医療の提供を可能にする上で非常に重要な改善項目であると認識している。

EBC臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会は、今後も臨床検査振興協議会や他の体外診断用医薬品業界団体と連携して、臨床検査の価値の啓発に努める。

主要な問題および提案

■ 新規体外診断用医薬品（IVD）へのアクセスの迅速化

年次現状報告：進展。最新の医療技術による国民保健の向上のためには、より有効な体外診断用医薬品をより早く医療現場に届けることが重要である。審査側並びに申請者側の双方が共同で対策を協議しながら承認までの期間の短縮を図ることが合意された。そのためのアクションとして2014年3月31日、厚生労働省より「体外診断用医薬品審査迅速化のための協働計画」が発表され、以下の取り組みが確認された。

1. 承認審査プロセスにおける質の向上に向けた取り組み
2. 標準的審査期間の設定
3. 審査員の増員
4. 進捗管理と目標達成に向けた改善策の検討

提案：

- 本協働計画（2014～2018年）実現のために一日も早い審査員の増員など具体的なアクション開始
- 申請者が利用しやすい相談制度の確立による申請の質の向上
- 審査員の研修制度充実による審査の質の向上
- 官民の実務者による定期的な会合開催と、取り組みの検証及び期間目標の確実な達成モニター

■ 体外診断用医薬品の適正な提供に関する考え方

年次現状報告：わずかな進展。EBC臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会では、日本臨床検査薬協会(JACRI) および米国医療機器・IVD工業会(AMDD)のIVD委員会と共同で、2nd IVD Position Paper「体外診断用医薬品の適正な提供に関する考え方 ～多様化する医療ニーズを踏まえて～」を作成。6月20日厚生労働省に提出した。

提案：

- 検査技術の高度化と臨床ニーズの多様化を踏まえた臨床検査薬の適正な区分とそれぞれの区分における運用要件の明確化
新たな臨床検査薬の区分として「臨床研究用試薬（仮称）（Investigational Use Only: IUO）」の新設を提案。すなわち、臨床的有用性は検証できていないが分析的妥当性が認められている場合は、一旦この区分で薬事承認することで臨床現場での利用を可能とする。
- 体外診断用医薬品開発の促進と迅速化に向けた臨床研究に関する体制整備
臨床性能試験のガイドライン整備により、各医療機関における受け入れ態勢を統一化。臨床性能試験を適正かつ迅速に実施できる体制を作ることにより、開発期間の大幅な短縮が可能となると考える。
- 在宅医療・介護・地域医療およびセルフケア領域における体外診断用医薬品の活用促進
 1. 在宅医療・介護・地域医療におけるPOCTの活用
検査室以外の医療現場で実施できる臨床検査としてPOCTはその利用が注目されている。検査の質確保のためにPOCTコーディネーター育成と通常の検査とは別の適正な保険償還を望む。
 2. セルフケア領域における体外診断用医薬品の活用促進
自分の健康状態を自分で確認するセルフチェックは予防医療の面からも注目されている。
 - ① 検体測定室における適正な検査の提供
2014年3月31日の厚生労働省告示により、「検体測定室」が法的に位置づけられた。指先の自己穿刺による血液検査を行うサービスが実施可能となった。その検査の質の向上とともに適応項目とその測定のための機器・試薬の充実が重要となる。
 - ② 一般用（OTC）検査薬の適正使用
近年の技術革新に伴い、安全な自己穿刺による採血と簡便な医療機器を用いた定量検査も開発されており、それらが一般用検査薬として検討されることを要望する。

医療機器

はじめに

日本の医療は、世界有数の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。医療制度の財源面では、急速な高齢化・医療の高度化にともない2012年度の国民医療費では39兆2千億円（前年比で6千億円増）となり、日本住民が期待するより高い質の医療サービスは、今後ますます負担の大きなものとなる。世界で最も早く高齢化社会が進む日本では、医療財政面の問題だけでなく、疾病の予防、早期診断、早期治療などの質の高い医療を提供することにより、健康寿命と呼ばれる「日常生活に制限のない寿命」を延ばすための取り組みが重要となっている。日本住民への優れた最新の医療機器は、患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減をももたらし、健康寿命を延ばすための投資と捉えられるべきである。

日本の現行の規制やプロセスは国際標準とは異なるものが多く用いられており、欧州から優れた医療機器を日本市場へ導入する場合、日本独自の規制や要求事項にあわせるため、追加試験のためのリソース、コストや時間が必要になる場合が多い。また、日本の保険償還制度は、医療機器の優れたイノベーションを評価できるシステムとなっていない場合があり、医療機器の市場性、償還価格の予見性がない場合が多い。このような非関税障壁のため、日本への参入、医療機器の導入をあきらめたり、イノベーションに向けた開発投資が進まない企業もあり、日本住民への優れた医療機器へのアクセスを妨げる要因となっている。

2013年には以下の内容で前向きな進捗が見られた。

- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」が成立し、2014年11月に施行されること
- 承認審査の迅速化に改善が見られたこと
- 医療機器に対するPSEに関し、二重規制が一部緩和される方向性が示されたこと
- 医療機器品質化管理システム（QMS）、および、臨床評価の在り方（GCP）の国際整合性に改善が見られたこと

2013年4月から開始されたEU-日本FTA/EPAの交渉は2014年5月より新たなラウンドとして交渉の継続が決定された。医療機器分野については、医療機器承認プロセスの改善、および国際標準規格との整合性をひき続き要望していく。

日本政府は成長戦略の中で健康・医療を重点分野の一つとして注力し予算を配分している。しかし、政府の計画に対して多くの予算は日本企業に割り当てられているのが現状である。優れた医療機器や技術の多くは日本国外で開発されており、これらの優れた技術と日本企業とが協働することで、日本の成長戦略の実施に拍車がかかり、日本政府が目指す真のグローバル化が図れると考えている。日本の成長戦略へ欧州企業も公平に参加できるようにするべきである。

今後もEBC医療機器委員会として、欧州より優れた医療機器を日本住民に素早く届けられるような環境を整えるべく、行政および他関連業界団体との協働を強化し、結果をだせるべく活動を続けていきたい。

B.Braun Aesculap Japan	Japan Lifeline	Otto Bock Japan
Baxter	Japan MDC	Philips Electronics Japan
Biotronik Japan	JIMRO	Radiometer
Coloplast	Laerdal Medical Japan	Siemens Japan
Dentsply IH	Lima Japan	Smith & Nephew Wound Management
Dornier MedTech Japan	Maquet Japan	Sorin Group Japan
Draeger Medical Japan	Medis medical imaging systems	Teijin Pharma
Edaptechnomed	Molnlycke Health Care	TKB
Elekta	Nippon Becton Dickinson	VitalAire Japan
Hollister	Nippon BXI	Wako Shoji
Intuitive Surgical	Nobel Biocare Japan	

主要な問題および提案

■ 医療機器審査の更なる迅速化

年次状況報告：一定の改善。2009年4月より2014年3月にかけて実施されたアクションプログラムでは目標の多くが実現したが、承認時期の予見性が課題に残っている。

提案：

- 新5か年計画の実行には、行政と業界との協力が不可欠。PMDAの審査員及び申請者の質の向上が必須である。

■ 臨床評価のあり方

年次現状報告：わずかな進展。臨床評価の在り方については、日本のGCPとISO14155とはかなり整合化が進んだが、実際の運用に改善が必要な点がある。

提案：

- 「臨床評価の考え方」（平成20年8月4日付薬食機発第0804001号「医療機器に関する臨床試験データの必要な範囲等について」）の明確化
- 臨床評価報告書の作成の手引きを早期公開

■ QMSの相互承認と整合化

年次現状報告：わずかな進展。医薬品医療機器等法の成立時にQMS調査の合理化が合意され、QMS省令とISO13485の差分が明確化されたが、ISO13485に基づく運用ルールは未だ詳細が不明であり、また、海外向けに情報発信がなされていない。

提案：

- 海外本社QMSと日本の製販QMS間の合理的な運用ルールの必要性
- QMSのコンセプト（ISO13485）に沿った制度構築の必要性
- 海外向けに、英文によるQMS省令(省令の内容及び運用方法)の情報発信の必要性

■ 償還価格

年次現状報告：進展無し。新医療機器の価格は既に外国平均価格を下回っているものもあり、企業における新製品の開発・導入インセンティブを増やし、安定供給を確保するため制度の見直しが必要。

提案：

- 機能区分のさらなる細分化と医療材料機能区分複数価格制度の検討、再算定制度の廃止
- 医療技術C2申請の予見性確保・迅速導入評価制度の継続
- 在宅医療機器に関し、イノベーションの適切な評価、未外来時の機器・材料の適切な加算

■ 工事管理責任者の設置

年次現状報告：進展無し。医療機器搬入時の工事を企業が請負う、あるいは工事を外注する場合「建設業の工事管理責任者」を雇うことが法令で義務付けられており、企業の費用負担増となっている。

提案：

- 工事を外注する場合には、工事管理責任者設置義務の廃止を希望

■ 患者登録システム

年次現状報告：新しい提案。「患者登録システム」の在り方について業界不在のまま検討会が開催されている。

提案：

- 目的・対象・管理者・費用負担等を全ての関係者を含めて検討することを希望する

医薬品

はじめに

2013年度の国民医療費（概算）は前年度比2.2%、0.8兆円増の39.3兆円になった。総医療費はGDP比（10.3%）で初めてOECD平均（9.3%）を超え、類似した医療保険制度を持つフランスやドイツに迫っている。医療費に占める薬剤費の割合は、この10年程は20%強の水準で安定的に推移しており、高齢化および医療技術の進歩により医療費が高騰する環境下でありながら、薬剤費の抑制という点においては一定のコントロールが効いている。政府は2013年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、置き換え可能な医薬品における後発医薬品の数量シェアを新たな指標とし2013年3月の約45%から2018年3月までに60%にすることを目指しており、この目標は達成可能と見込まれている。なお、薬価改定を毎年行うべきとの議論もあるが、製薬産業が現政権下の成長戦略の重要分野であること、日本への積極的な投資への懸念材料になること、診療報酬体系とのバランスの観点からその導入には反対である。

このような中、新薬開発、未承認薬・適応外薬への再投資を活性化する新たな仕組みとして、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度が2010年から試行的に導入された。この新たな取組みの制度化について議論がされたが、試行の継続となっている。欧州系製薬企業を対象とした調査によると、この新制度の導入を契機に新薬の開発プロジェクト数や日本への投資が顕著に増加しており、試行的な導入後の4年間で効果が表れており、イノベーションの成果を適切に評価するこの仕組みの制度化が必要である。こうした新たな仕組み導入の一方で、値付け時の想定売り上げ予測よりも大きく成長した薬剤とその類似薬の薬価を切り下げる市場拡大再算定制度が存在するが、イノベーションの評価に逆行するものであり廃止が検討されるべきである。

また、新薬は薬価収載から1年間、投薬期間の上限は原則として14日分までに制限されている。この処方期間の制限は患者さんの新薬へのアクセスを阻害する懸念がある。処方医の先生方が新医薬品の処方を制限が解除されるまでの間積極的に行わないために、国際的にすでに広く使用されている薬剤の浸透が1年間遅れる状況が散見される。日本は薬が承認されてから償還されるまでの期間は世界でも最短であり、さらに近年の承認審査制度の整備によりドラッグラグが縮小傾向にあるにもかかわらず、この投与期間の制限の見直しは進んでいない。新薬の安全対策については、日本においては、市販直後調査の仕組みの上、2013年に「医薬品リスク管理計画」が導入され、充実の度合いを増している。こうした環境の変化を鑑み、新薬の処方を一律に14日に制限する規制の見直しをまさにすべき時期である。

臨床試験に関しては、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関するグローバルスタンダードとのアラインメントが着実に進んでいる。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。また、EU－日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）の相互認証協定（MRA）の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については試験検査の重複につながっている。そのため、業界にコスト増加がもたらされている。EU－日本の政府間の対話が求められる。

2014年4月には、昨年につき政府と産業界による「革新的医薬品・医療機器創出のための官民対話」が行われた。2014年4月消費税が8%に上がり、来年、10%への増税の検討がされる中、「社会保障と税の一体改革」として単一的な医薬品価格の議論より、医療や医薬品の財源をどこに求めるのかという根本的な議論が政府の優先課題とすべきであり、先のような会議を通し私どももこの議論に参画することを望んでいる。

EFPIA Japan Member Companies

Abbott Japan	Guerbet Japan
Actelion Pharmaceuticals Japan	Janssen Pharmaceutical
AstraZeneca	LEO Pharma
Baxter	Lundbeck Japan
Bayer Yakuhin	Merck Serono
Bracco-Eisai	Nihon Servier
Chugai Pharmaceutical	Nippon Boehringer Ingelheim
CSL Behring	Novartis Pharma
Ferring Pharmaceuticals	Novo Nordisk Pharma
Galderma	Sanofi
GE Healthcare Japan	Shire Japan
GlaxoSmithKline	UCB Japan

主要な問題および提案

■ 薬価制度

年次現状報告：若干の進展。2010年より、試行導入が継続されている新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のもと、新薬の開発プロジェクト数や日本への投資が確実に増加するなど、日本の医薬品開発が活発化している。一方で、市場拡大再算定制度により、イノベーションの促進に逆行する大幅な価格引き下げが行われており、積極的な投資を促すための予見性が損なわれている。

提案：

- イノベーションの成果を適切に評価する新薬創出・適応外薬解消等促進加算の仕組みを制度化すべきである。これにより、グローバルな競争下において日本への医薬品開発への継続的な投資が促され、革新的な新薬の提供が可能になる。
- イノベーションの促進を阻害し、ビジネス上の予見性を毀損する市場拡大再算定制度を廃止すべきである。特に、類似薬効比較方式にて算定された薬剤は、対象から外すべきである。

■ 新薬へのアクセス

年次現状報告：進展なし。新薬は薬価収載から1年間、投薬期間の上限が原則として14日分までに制限されている。この制度により、最新の薬物治療への患者さんのアクセスが阻害されている懸念がある。一方、市販後においては市販直後調査に加え医薬品リスク管理計画の導入など先進諸国の中でも充実した安全性のモニタリングが整備されている。

提案：

- 安全性をモニタリングする仕組みの導入と強化により環境が変化したことを踏まえ、療担規則による新薬の処方原則として14日以内に制限する日本独自の規制を見直し、患者さんの新薬へのアクセスを改善すべきである。

■ 臨床試験環境/ 相互認証協定

年次現状報告：限られた進展。臨床試験の環境については、2012年12月の医薬品の臨床試験実施に関する基準（GCP）改正等により、治験の実施に関してグローバルとの整合性の改善がみられた。一方で、治験コスト適正化や症例集積性の向上といった治験の効率に関する課題には、依然、医療機関間での取り組みに差があり、改善の余地がある。また、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）についてのEU-日本間の相互認証協定はまだその適用国が欧州28カ国のうち15カ国と限られていること、及びその適用範囲も経口固形製剤に限られており、検査・検定の重複によって引き起こされる上市の遅れとコストの増加につながっている。

提案：

- 「治験等の効率化に関する報告書（2011年）」、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012アクションプラン（2012年）」に沿った具体的な治験の効率化のためのアクションを一層進めるべきである。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定の相互認証国を欧州28カ国に適用するとともに、非経口固形製剤も含む方向へ拡大することにより、検査・検定の重複による潜在的なラグの解消及びGMPに関するコストを削減すべきである。

Dr. Shunjiro Sugimoto

Chair, Vaccine Committee, EFPIA Japan

(Vice President, Biologicals, GlaxoSmithKline.K.K.)

c/o GlaxoSmithKline

6-15, Sendagaya 4-chome

Shibuya-ku, Tokyo 151-8566

Phone 03-5786-5327

Fax 03-5786-5260

ワクチン

はじめに

有史以来人類は種々の感染症と戦ってきており、その脅威は依然として存在する。2014年に入ってから西アフリカではエボラ出血熱が大流行し、厚労省は海外渡航者への注意喚起と感染疑い例が発生した場合の国内体制を整備した。また、国内では約70年ぶりと言われるデング熱の国内感染例が報告され、厚労省は緊急会議を召集しウイルスを媒介する蚊の駆除などの対策に迫られた。これらの感染症のワクチンはまだ開発中であり、進展が望まれる。一方、既存の感染症に対するワクチンについてはここ数年、新しいワクチンが次々に導入され、国内の状況が急速に改善した。2014年7月には髄膜炎菌ワクチンが承認され、2014年10月には水痘ワクチンと成人の肺炎球菌感染症ワクチンが定期接種の対象となり、現在おたふくかぜワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタウイルスワクチンを定期接種の対象にすることの是非が議論されている。

このように承認されたワクチンの抗原種数からみれば日本は欧米と肩を並べるまでになり、定期接種ワクチンの数が増えるとともに制度の改善が見られる。一方、ワクチンによる防御は十分でない。2013年には風疹の大流行により一時期ワクチンの品不足が伝えられた。2013年6月から始まったヒトパピローマウイルスワクチンの勧奨差し控えは2014年9月現在も続いている。また、日本の将来を担う乳幼児を感染症から防御するのに必要な多くの小児用混合ワクチンが未承認である。海外では過密な小児期の接種スケジュールを緩和するため、各種小児用混合ワクチンが数多く承認され10年以上前から使用されているが、日本では大きく遅れている。2012年のDTaP-IPV四種混合ワクチン承認は欧州に遅れること15年であり、海外では既に広く使われているおたふくかぜ・麻疹・風疹が混合されたMMRワクチンや、DTaP-IPV四種混合ワクチンにB型肝炎ワクチンやポリオワクチンを加えた五種、六種混合ワクチンは日本では2014年9月現在使用されていない。

2013年に新たに設置された予防接種・ワクチン分科会とその下部にある予防接種基本方針・政策部会、研究開発及び生産流通部会、副反応部会の3部会では、上記混合ワクチンは開発優先度の高いワクチンとして決定され、2014年3月厚労省告示の「予防接種に関する基本的な計画」に記載されている。また、上記の副反応部会ではヒトパピローマウイルスワクチンの副反応について議論がなされ、厚労省は2013年6月に「ヒトパピローマウイルスワクチンを定期接種ワクチンのまま積極的勧奨を差し控える」という医療現場や接種者にとって分かりにくい判断を下し、その措置は現在も継続中である。このワクチンの長期にわたる勧奨差し控えは世界的にも極めて稀な対応であり、いつまで継続するか2014年9月現在予想がつかない。このような経緯に至った原因の一つには国民、マスコミの他、規制当局、為政者といった関係者のワクチンに対する正しい認識がまだ十分でないことが挙げられる。

EBCとEFPIAは日本政府に対し対話を推し進め、日本国民にとっての予防医療の改善に寄与するワクチン（特に小児用混合ワクチン）の開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を早期に実施するよう促す。この目的で未だ任意ワクチンのままである、おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルス各ワクチンの定期化と、これらのワクチンの更なる混合化の促進、日本の感染症予防ワクチンの非臨床・臨床ガイドラインの改訂、ならびに科学的根拠に基づき被接種者の利益が反映されたワクチン政策の実施を促す。

EFPIA Japan Member Companies

Abbott Japan	Guerbet Japan
Actelion Pharmaceuticals Japan	Janssen Pharmaceutical
AstraZeneca	LEO Pharma
Baxter	Lundbeck Japan
Bayer Yakuhin	Merck Serono
Bracco-Eisai	Nihon Servier
Chugai Pharmaceutical	Nippon Boehringer Ingelheim
CSL Behring	Novartis Pharma
Ferring Pharmaceuticals	Novo Nordisk Pharma
Galderma	Sanofi
GE Healthcare Japan	Shire Japan
GlaxoSmithKline	UCB Japan

主要な問題および提案

■ 「生物学的製剤基準」の適時見直し

年次現状報告：進展なし。2013年9月に試験項目や試験方法等の改正内容を含んだ改正生物学的製剤基準が公布されたが、その後は各条の追加（ワクチンの品目追加）以外、内容を見直す動きはない。

提案：

- 生物学的製剤基準は改訂の時期・手順・収載の基準や手続きが明確でなく、定期的な改訂は行われていない。ワクチンの品質基準を最新の科学技術に基づき改訂し、かつ他極との調和を図るため、現行の生物学的製剤基準は廃止して内容を整理し日本薬局方に統合する。

■ ワクチン輸入時の品質試験の重複を解消

年次現状報告：進展なし。2012年にはSLP（製造・試験記録等要約書）制度が導入され、ワクチンの品質をより厳しく管理することができるようになった。従って、輸入後の全品質試験項目や国家検定実施が必要か科学的な観点から疑問である。

提案：

- 試験項目の重複が必須であることの科学技術的根拠を示し、根拠のない、従って不要なものは省略する。

■ 日・欧相互承認協定（MRA）の対象国と対象品目を拡大

年次現状報告：進展なし。EUとのMRA交渉では、対象国の拡大が最優先であり、EUとの対象国拡大のMRA交渉の時期を考慮しながら、具体的な対象品目拡大の議論を進めることとしている。しかし現状、MRAの対象品目拡大に向けた議論が全くなされていない。

提案：

- MRAあるいはMOU（了解覚書）の拡大でワクチンを含むバイオ医薬品を対象品目とすることにより輸入期間を短縮し、より早くワクチンを国民に届け、日本の予防医療に貢献する。

■ WHO推奨ワクチンの定期接種化と混合ワクチンの開発促進

年次現状報告：進展あり。10月1日に予防接種法施行令が改正され、水痘及び成人肺炎球菌ワクチンが定期接種化された。おたふく・B型肝炎・ロタウイルスの各ワクチンについても厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて鋭意検討がなされ、定期化に向けての議論がなされている。また混合ワクチンの開発についても優先度が高く、早期に開発すべきとの提言がなされた。

提案：

- 残るおたふく・B型肝炎・ロタウイルスの各ワクチンの定期接種化も早期に実現する必要がある。また混合ワクチンについても早期に開発すべきである。

Mr. Bruce J. Ellsworth
Chair, Cosmetics & Quasi-drugs Committee
(Senior Director, Corporate Government Affairs & Policy
Johnson & Johnson Family of Companies)
c/o Johnson & Johnson Family of Companies
First Chiyoda Bldg. 15F., 3-5-2 Nishi-Kanda
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065
Phone 03-4411-5885; Fax 03-4411-5085

化粧品・医薬部外品

はじめに

EU企業は、消費者にとって魅力ある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。これらは身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、虫歯を予防したり、容貌を良くしたりという様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与している。さらに、EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな発展への貢献、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理の基準（GVP）と品質管理の基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに環境持続可能性の推進に努めている。

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2012年の売上高は2兆2,900億円であった。日本は2013年には2,140億円相当の化粧品を輸入し、その内、EUからの輸入は810億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の大半がEUから輸入されているのは、日本の消費者がその価値を認めている証といえる。しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性が不十分であり、複雑な承認申請制度や製造基準を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得るのが非常に難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合は長い承認過程を経なければならない。さらに、一部の医薬部外品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。

グローバル化の拡大により、新たな効能をもったより多様で高品質・低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされるようになった。一方でEU企業は、日本を含む世界各国の多種多様な品質、有効性、安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要性が増し、複雑さとコストの大幅な増大につながっている。規制の透明性を向上させ、承認過程を簡素化し、日本・EU間の規制のハーモナイゼーションを推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、リーダーシップを発揮し医薬部外品のより迅速な承認を二者間で取り決め、効能効果の範囲を拡大し、化粧品と医薬部外品についてのそれぞれのポジティブリストとネガティブリストを整合化すべきである。EU-日本EPA/FTAは、このプロセスを進める重要な手段となるべきである。EBCは化粧品規制協力国際会議（ICCR）におけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。なお、ICCRは、米国、日本、EU、カナダの化粧品規制当局から構成されている国際組織である。ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議する。

主要な問題および提案

■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：進展。 厚生労働省は、審査方針を明確化するため、2013年に通常の医薬部外品申請書類のモデルテンプレート、2014年には医薬部外品についての化粧品基準及び医薬部外品の製造販売承認申請に関する質疑応答集（Q&A）を公開した。さらに厚労省は、すでに承認された添加物についての25の原料規格も公表した。こうした措置は、医薬部外品審査制度の透明性を向上させる助けになった。厚労省は、より多くの審査官の雇用を可能にするため、新規有効成分を含んだ医薬部外品についてより高い審査手数料を請求する新しい手数料設定方針も発表した。こうした改善のお陰で、審査期間の短縮が期待できる。

提案：

- 厚労省は、医薬部外品審査制度の透明性を向上させるため、承認された有効成分および添加物のリストの定期的な更新、ならびに添加物に関する原料規格の拡大のためのより明確なプロセスを設けるべきである。
- 厚労省は、安全性に関する特記事項や各成分についての使用制限がない限り、制限や限度なしに、化粧品における添加物の使用を許可するべきである。
- 厚労省は、都道府県によって審査される医薬部外品の数を増やすため、すべての医薬部外品カテゴリーに関する承認基準を設けるべきである。これは、新製品審査期間を短縮する助けになるだろう。EBCは、厚労省が基準を定期的に見直す制度を設けることも提案する。

■ 医薬部外品と化粧品の成分の整合化

年次現状報告：新たな問題。 日本においてオーラルケア製品で認められているフッ化物濃度レベルは、ほかの先進諸国で認められている一層高いレベルと整合していない。日本は医薬部外品として販売される歯磨きでは最高1,000 ppmのフッ化物を認めているが、欧州では最高1,500 ppmのフッ化物濃度が認められている。欧米全土のドラッグストアやスーパーでは、フッ化物濃度226 ppmのマウスウォッシュが売られているが、日本はマウスウォッシュ製品でのフッ化物の使用を認めていない。虫歯予防のためのフッ化物の使用は、世界中で行われてきた科学研究で有効かつ安全であることが証明されている。さらに、EUと日本は化粧品に配合可能な成分について、それぞれネガティブリストとポジティブリストで異なった規制を適用している。

提案：

- 日本は、薬用歯磨き承認基準を改定して、医薬部外品として販売される歯磨きで認められるフッ化物濃度を1,500 ppm、医薬部外品として販売されるマウスウォッシュでは226 ppmに引き上げるべきである。
- 日本は、すべての医薬部外品および化粧品成分に関するポジティブリストとネガティブリストの維持面の日欧間の不一致を解消すべきである。

■ 薬剤師および一般開業医のセルフメディケーション・アドバイスの役割の推進

年次現状報告：新たな問題。 セルフメディケーションは、自覚された病気や症状を治療するための個人による医薬品の選択と使用である。これは、店頭で医薬部外品として販売される非処方箋薬を含む。アドバイスを得るために一般開業医や薬剤師を訪れて、非処方箋薬や医薬部外品を用いて軽微な健康問題に自分で対処する人が増えれば、主要病院の専門医は、より深刻な病気の他の患者に集中する時間が増えることになる。これは保健を向上させ、医療費全体を引き下げる助けになるだろう。

提案：

- 日本は、患者や薬剤師にとってのインセンティブを設けることによって、安全かつ適切である場合には、セルフメディケーションを推進すべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の効能範囲拡大について

年次現状報告：進展なし。化粧品の効能は、1961年の通知「薬事法の施行について」において類別に効能を規定する仕組みが示され、2000年の通知「化粧品の効能の範囲の改正について」において化粧品に該当する55の効能に改められた。2011年には、「乾燥による小ジワを目立たなくする」の効能が追加された。しかしながら、日本における効能表現の範囲は、諸外国に比べ未だに狭く、最新の研究と技術に基づいた輸入化粧品の日本の市場への参入を阻む要因ともなりかねない。

提案：

- 日本は、「紫外線による肌の光老化を防ぐ」という効能表現を含め、化粧品及び医薬部外品（薬用化粧品）の積極的な効能の範囲を拡大し、EUと整合化すべきである。
- EU規制との整合化のため、厚労省は効能範囲表を廃止して、検証可能なデータに基づく化粧品の定義内で製品の効能を伝えることを企業に認めるべきである。

■ 化粧品と医薬部外品に関する電子届出

年次現状報告：新たな問題。化粧品や医薬部外品を輸入することを目指す外国の化粧品会社は、情報が著しく重複した2種類の届出を提出しなければならない。日本国外で製造される化粧品を日本に輸入し販売をするには、国内での製造販売に必要な化粧品製造販売届の都道府県への提出に加え、国内製造品には求められない輸入届を管轄の厚生局（関東厚生局あるいは近畿厚生局）に書面で提出することが必要になる。輸入届の内容は詳細であり、また既に提出した化粧品製造販売届の内容と重複したものである。ほかの多くの国々では、企業は電子届出システムを利用することが認められている。

提案：

- 輸入届出プロセスのための電子システムを設けることによって、外国製化粧品および医薬部外品を輸入するための輸入届出手段を簡素化すべきである。これは厚生労働省が管理する医薬品等申請審査システムに蓄積されている電子的製品データをそのまま輸入届出プロセスに活用すべきである。

■ 化粧品及び医薬部外品の輸入非関税障壁の緩和

年次現状報告：進展なし。化粧品や医薬部外品に関して一部変更申請が一旦承認されると、一部変更前の製品は税関検査を受けて市場に出すことが認められない。一部変更の承認が下りる時期や出荷時期を予測することは困難であるため、一部変更承認申請をして船便で貨物を輸入する企業は安定供給を確保するため日本国内に現行在庫を大量に抱えなければならない。こうした余計なコストを避けるため、多くの輸入会社は一部変更申請を避けている。代わりに、まったく別の製品に関するものであるかのように一部変更の承認を申請する。これは、エンドユーザーには同一のものに見える製品について複数の承認を維持することを輸入会社に強いている。

提案：

- 一部変更承認が下りた後、一部変更前の製品でも税関検査を受けて販売を行える猶予期間を設けるべきである。

■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展なし。日本では、化粧品および医薬部外品メーカーは依然、動物実験に基づいて安全性データを提出することを求められ、有効な代替法は制限されている。2011年2月、厚生労働省からの事務連絡により公式に代替法利用の促進が示された。経済協力開発機構（OECD）ガイドライン442Aおよび442Bに対応する、皮膚感作性試験代替法に関する厚労省のガイダンスが2013年5月に発効された。日本は、化粧品規制協力国際会議における代替試験法国際協力の活動に参加している。

提案：

- 日本は、EUで使用されているものと整合した安全性エンドポイントに基づく、成分および製品の動物実験の有効な代替法の確立を急ぐべきである。
- 日本は、ヒトや環境を守るためのさらなる国際協調に取り組むべきである。

消費財

酒類
食品・農業

Mr. James Paton

Chair, Liquor Committee

(President, MHD Moet Hennessy Diageo K.K.)

c/o MHD Moet Hennessy Diageo K.K.

13F Jimbocho Mitsui Bldg.

1-105 Kandajimbocho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-5217-9723

Fax 03-5217-9751

酒類

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額でみると、2013年の外国産輸入品は、2,510億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか4%だった。この主な理由は明らかである。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国に後れをとっている。

世界貿易機関（WTO）裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒（焼酎）と、輸入酒類の間の酒税の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を取り除いた。にもかかわらず、日本は依然、すべての関連WTO裁定や国際基準に従っているわけではない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに分類する長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税分類を定める際の実優先の決定要素は生産・消費面での代替可能性の水準とした1998年のWTO裁定に違反していると思料する。日本とは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を遵守し、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ独立した分類とし、その国を代表する酒類製品については特殊分類を設けている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティールワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。EBCは、そうした高い関税の根拠も、また、スパークリングワインとスティールワインに課せられる関税になぜ違いがあるのかも理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、関税率がスティールワインより高い必要はない。

ビールに関する日本の税制も同様に不可解である。日本では、ビールは、アルコール分に基づいて課税されたり、混成酒類グループとして課税されるのではなく、麦芽比率に基づいて課税されて、基本的に3つのカテゴリーに分けられ、麦芽比率67%以上の本格「ビール」（real beer）が最高の税率となっている。欧州のビールは、少数の例外を除き、すべて、本格ビールに分類される。したがってこの税制は、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールをより安価にし、それゆえ、より身近なものにするという残念な効果を持つ。その結果、麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールが日本のビール市場の40%近くを占めるに至っている。EBCは、高品質のビールが麦芽比率の低いビールや麦芽比率0%のビールより重く課税されることがないように、税制を麦芽比率とは無関係にすべきであると確信する。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な製品回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBCは、2014年9月に国税庁が、製造ロットコードが消去された製品が市場に出回っていることに関する懸念を表明した通達を出したことは評価するものの、日本政府に対し、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう引き続き要望する。

最後に、日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EBCにとって大きな懸念材料となっている。長期的視点から見て、定義の欠如は欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがある。したがってEBCは、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用するようEUと日本に要望する。

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：わずかに進展。製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確な対応が不可欠である。国税庁はようやく、製造ロットコードが消去、改ざん、隠ぺいされた輸入酒類の流通に関して、消費者の安全よりも事業利益を優先する慣行は望ましくないとする業界通達を出した。しかし、この通達は、製造ロットコードが消去された製品の輸入や販売を差し止める法的拘束力は有していない。

提案：

- 国税庁の通達が十分な効果を持たないのであれば、政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を発布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：進展なし。日本のワイン関税は、（1998年WTOパネルで達した含意に従って）2002年にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ ビールの酒税

年次現状報告：新たな問題。日本ではビールの酒税は麦芽比率に基づいている。これは残念ながら、麦芽比率が67%以上の本格ビールを不利な立場に置き、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールを価格面で有利にするという状況を招いてきた。このことは、合わせて日本のビール市場の40%近くを占める麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールのマーケットシェアを見ればきわめて明らかである。

提案：

- 日本は、ビールの酒税制度を改正して、麦芽比率と無関係なものにすべきである。

■ 添加物

年次現状報告：進展なし。酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続はきわめて高コストで時間もかかる。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：進展なし。日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：進展なし。日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れず、日本市場における欧州製品の地位を損なうおそれがある。

提案：

- 政府は、酒税法における地理的表示規則を見直して、より広く受け入れられたEUの定義に沿った改正を導入すべきである。

Mr. Olivier Convert

Chair, Food & Agriculture Committee

(Managing Director, Roquette Japan K.K.)

c/o Roquette Japan K.K.

2F Kasuga Business Center Bldg., 1-15-15 Nishikata

Bunkyo-ku, Tokyo 113-0024

Phone 03-3830-1510

Fax 03-3830-1525

食品・農業

はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらし、加工・非加工を問わず、包装食品の輸入には妨げとなる。他の先進国のスーパーマーケットと比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入加工食品の相対的乏しさは、これを物語っている。それは実際、普通のスーパーで見受けられ、品揃えは、ほとんど例外なく、潜在的に可能な品揃えのごく一部に限られている。価格がそれほど問題とならない高級店やグルメ専門店では、状況はまだましである。しかしそもそも、輸入欧州製食品がこれほど高価もしくは高級であるべき理由はない。

現状の背景には二つの大きな要因がある。第一の、かつ最大の要因は関税である。食品は毎日買われるものであるため、価格は、買うものを選ぶ際に、消費者にとって重要な決定要因となる。欧州製包装食品は、価格の大半を占める関税が課せられるため、明らかに不利である。関税は場合によっては実質100%を超えることさえある。普通のバターは、この異常事態の一例である。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に数量面でも種類面でも重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、食糧農業機関（FAO）や世界保健機関（WHO）が安全と宣言した食品添加物や酵素の過半数が日本ではまだ認可されていないため、日本は依然として、諸外国と「同調」していない。したがって、EU、米国、オーストラリアの要求通り、約46種類のそうした添加物が今や承認されたことはとりわけ歓迎すべきことである。その一方、日本は、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会）やコーデックス規格といった国際機関による科学的評価を限定的に受け入れているにすぎず、その結果、日本の追加の認可手続は無駄に時間がかかり、かつ過度にコストのかかるものとなっている。食品用酵素をめぐる問題も、食品添加物の場合とほぼ同じである。

EBCは、リステリア菌の増殖を助ける食品と助けられない食品の区別を導入したリステリア菌に対する規制的アプローチの改善を心強く思う。これに関しての厚労省の努力は称賛すべきであり、EBCは、新しい基準が予定通り2014年末までに導入されることを期待している。

EBCの年次報告書でこれまで取り上げてこなかった1つの分野は、最大残留濃度（MRL）である。一部のEU製品は、EUと日本の間のMRLの非整合のため、日本に輸入できない。加えて、日本は、製品と濃度のポジティブリストを用いており、リストに載っていない製品は、たとえ基礎投入原料の最大残留濃度がより高い場合でも、0.01 ppm以下の残留濃度 — 根拠のない低濃度 — でなければならない。

最後に、やはり重要な問題として、日本は先ごろ、新しいEU加盟国によって発行される有機証明書を承認し、一方EUは日本によって発行される有機証明書を承認しているが、にもかかわらず、有機JASマークは未だ多くのEU認証有機食品には使用できない。さらに、日本は、いくつかの農産物カテゴリー（はちみつなど）については包括的な法律を欠いている。有機JASマーク取得の複雑さと、食品範囲の制限のため、日本の有機食品のマーケットシェアは、他の先進市場における有機食品のマーケットシェアにはるかに後れを取っている。

EBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。高い関税や非関税障壁に妨げられない下位セクターの欧州食品は日本できわめて人気があるが、これは欧州の食品に対する需要を物語っている。EU-日本FTA/EPAのもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、相互に承認されるはずである。EBC食品委員会では、これは食品安全を損なうことなく達成できると確信している。さらに、そうした協定は、スーパーマーケットにおける選択肢拡大につながって日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進するとともに、欧州の食品が、日本の消費者が高く評価すること請け合いの、より手頃な存在になることにつながる。

Beltrade	Nestle Japan
Bresse Bleu Japon	Norwegian Seafood Export Council
CSM Japan	Perfetti Van Melle Japan Services
Danisco Japan	Pick
Danone Japan	PinguinLutosa Japan
DSM Nutrition Japan	Puratos Japan
Hiestand Japan	Roquette Japan
IKEA Japan	SKW East Asia
Japan Europe Trading	TÜV Rheinland Japan
MIE PROJECT	Valrhona Japan

主要な問題および提案

■ 関税および輸入割当

年次現状報告：進展なし。本は依然、多数の食品や食材に高い輸入税率をかけている。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35%+1,159円/kg）、チーズ（26から40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、シロップ（24%+輸入割当に関係した砂糖税）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。例えば乳製品や砂糖などには輸入割当も存在し、輸入割当制度はそうした成分を含んだ食品を輸入する際に複雑さを倍加させる。

提案：

- 政府とEUは、EU-日本FTA/EPAの一環として、食品への関税を廃止すべきである。
- 輸入割当制度を改善すべきである。

■ 食品添加物および食品用酵素

年次現状報告：遅々とした進展。日本と他の主要市場との間には、承認された添加物および酵素のリスト内容の相違が依然広く見られる。日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、申請期間は長く、具体的にどんな関係資料が必要とされるかを判断するのも困難である。目下、承認過程は時間とコストがかかるだけでなく、きわめて不透明であり、法律で定められた期限というものを欠いている。承認過程の各段階について、当局が守るべき明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

提案：

- 厚労省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。基準が相反している現在の例としては、二酸化硫黄やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）などがある。
- EU-日本FTA/EPAは、EUで広く使用され、JECFAが安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

■ 最大残留濃度

年次現状報告：新たな問題。欧州で承認され広く使用されている多くの農薬は日本でも承認されているものの、残留濃度に関する日本の規制ははるかに厳しい。日本はポジティブリストを用いている。EUと日本の間の主な相違は、明示的にリストに掲載されていない加工食品における農薬最大残留濃度（MRL）の取り扱い方に見いだすことができる。欧州では派生製品が明示的に言及されていない場合には、投入原料の農薬MRLが使用されることになる（例えばトウモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは2 ppmであり、したがってトウモロコシでんぷん由来製品のMRLも2 ppmとなる）。しかし日本では、ポジティブリストに載っていない派生製品は、たとえ元の製品がより高いMRLを有していても、0.01 ppmのデフォルトMRLを有することになる（例えば、ドゥモロコシにおけるデルタメトリンのMRLは0.05 ppmであるが、リストに載っていないトウモロコシでんぷん由来製品のMRLはやはり0.01 ppmとなる）。

提案：

- EUと日本は、MRL濃度を整合化するために協力すべきであり、規制されていない場合には、CODEXの濃度に従うべきである。
- 日本は、ポジティブリストに載っていない派生製品については、基礎製品に関して定められた濃度を用いるという概念を導入すべきである。

■ 牛肉および牛由来製品（ケーシング、ゼラチン）

年次現状報告：進展。2013～2014年には、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランドが日本に牛肉を輸出することを認められた。その他いくつかのEU加盟国も承認プロセスに入っているが、進展はきわめて遅々としている。EBCは、いくつかの加盟国が、「無視できるBSE（牛海綿状脳症）リスク」を有していると指定されていることを指摘しておきたい。これは、日本に適用されているのと同じ地位である。

提案：

- 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国についての承認プロセスを迅速化すべきである。
- 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品も、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、同様に輸入を認められるべきである。

■ リステリア菌

年次現状報告：進展。EBCはかねてから、リステリア菌の増殖を助ける食品と助けない食品を区別する、いわゆるダブルスタンダード・アプローチの導入を求めてきた。2014年に日本やようやく、この問題に願わくは対処するであろう規制を発表した。EBCは新しい規制を歓迎するとともに、その速やかな実施を期待している。

提案：

- 日本は、リステリア菌に関する新しい基準を、発表の通り実施すべきである。

■ 税関での年次分析（添加物、細菌学的）

年次現状報告：進展なし。現在、日本に輸入される特定の食品およびすべての飲料は、年ごとに分析を必要とする。とはいえ、欧州連合における食品安全基準は日本と同様に高いため、税関がEUからの輸入食品について付加的な分析を実施する必要はないはずである。そうした分析は時間と費用がかかり、また、とりわけ無作為に実施されることも多いため、消費者安全を向上させる助けにはならない。これは、不必要なコストと、無駄な処分につながりうる遅れをもたらすため、食品輸入業者にとって大きな懸念分野である。市場にとって新規の製品など、税関での輸入食品の検査が妥当である場合には、不安全と宣告された製品の処分の前に即時上訴制度を設けるようEBCは提案する。

提案：

- 税関でのEU製食品の年次分析（添加物、微生物学的）を不要にする。
- 製品が安全であることを示す、生産者による分析を含む独立公式分析を再試験事由として用いることのできる即時上訴制度を導入する。
- 日本各地の税関と検疫所は、重複した検査を避けるため、どの製品が検査に合格したかに関する情報を共有すべきである。

■ オーガニック食品 — EUと日本の間の完全な同等性

年次現状報告：遅々とした進展。日本ではオーガニック食品の市場はまだきわめて小さく、食品市場全体のわずか0.4%と推定される。その理由の一つは、有機JASマークの適用範囲に、欧米ではオーガニック表示でカバーされている食肉や動物性食品、はちみつが含まれていない規制環境にある。そのため、例えばオーガニックのはちみつやミルクを5%超含んでいるチョコレートは、有機JASマークを表示できない。さらに、EU各大使館からの補足的な有機証明書はもはや必要ではないものの、あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する要件は、輸入業者と輸出業者双方にとって不必要な事務上の負担をなす。

提案：

- 農水省は、有機JASとオーガニックEUの間の完全な同等性を宣言すべきである。
- 有機JASマークの適用範囲を拡大して、食肉、動物性食品、はちみつを含める。
- あらゆる出荷に個別の有機証明書を添付する必要性をなくす。年次証明書で十分なはずである。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛・安全保障
建設
産業用材料
エネルギー

自動車

はじめに

欧州の自動車メーカーにとって、2014年は浮き沈みの激しい年となり、販売台数は激しく変動した。4月1日から消費税が5%から8%へ引き上げられることを見越して、第1四半期には欧州車の販売台数が35%激増した。第2四半期にはGDPが7.1%縮小し、耐久消費財の需要が鈍る中、パターンが逆転して販売台数は16%急落した。第3四半期には販売台数が回復し始めたが、それでも2013年の水準をまだ下回っている。こうした紆余曲折にもかかわらず、当初9カ月期における204,000台という欧州車輸入台数は国内乗用車市場の5.6%を占め、2013年の欧州車マーケットシェアをわずかに下回るにとどまった。

非関税障壁は、乗用車、商用車双方の欧州車輸入業者にとってビジネス上の追加コスト要因であり、日本での欧州車の販売阻害要因である。したがってEBC自動車委員会は、EU-日本FTA/EPA交渉の開始に先立つ事前交渉で確認された非関税障壁の排除へ向けた初年度における前進を歓迎する。しかし、欧州で承認された車両型式を仕様の変更や追加の試験および／または認証なしに日本で販売できるようにするという目標を達成するには、さらなる努力が必要である。

これは以下によって達成できる。

1. 国際的に合意されたUN規制に基づいた、日本とEUの間での技術的要件の整合化。
日本とEUは共に、技術的要件と認証手続の整合化に関する1958年UN-ECE（国際連合欧州経済委員会）協定の締約国である。しかしながら、UN規則の9つの分野において、日本は型式認証要件への適合を証明するものとしてUN認証を受け入れていない。
2. UN規制対象外の分野における、乗用車、商用車双方に関する上記以外の日本独自の要件の排止。

技術的要件の整合化だけでは不十分であるともいえる。目下、日本独自の車両区分の制度は、乗用車市場の39%から欧州製小型車を締め出している。これまでの年次報告書で述べてきた通り、軽自動車と呼ばれる日本のミニカー仕様は、外国製小型車にとっての市場の機会を減らしている。しかも、軽自動車は、税制上の優遇措置やその他の規制上の特典を受けており、同様の性能と本体価格を有する輸入車の競争力を失わせている。

EBC自動車委員会は、こうした変則性の是正へ向けた暫定措置による第一歩として、2014年度以降についての税制改正を歓迎している。しかし、こうした改正が実施されたとしても、軽自動車に課せられる基本税は、相応の小型車の場合より約60%安くなる。

したがってEBC自動車委員会は、FTA交渉において日本とEUが以下を実現することを期待する。

- UN規制に基づく技術的要件の整合化の完結。
- UN規制対象外の、乗用車と商用車に関するその他の日本独自の要件の排除。
- 欧州製小型車およびサブコンパクトカーが軽自動車と対等な立場の競争を可能とする更なる措置。

主要な問題および提案

■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告：若干の進展。 EBC自動車委員会は、日本のUN規制の採用追加、および、2016年に国際的な車両認証制度（IWVTA）を導入するための日本とEUの間の協力を歓迎する。その実施は、日本とEUの間の車両認証の相互承認へ向けての重要な一歩となるだろう。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 日本が独自の国内要件を維持している項目において、現行UN規制の採用を完了する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、国際的な車両認証制度を実行に移し、それに沿った日本の型式認証制度を採用する。

■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。 他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

日本政府は以下のことに取り組むべきである。

- 消費税が10%に引き上げられるときに、自動車取得税および重量税を廃止する。
- 国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的税負担を軽減する。
- 環境政策の観点から、燃料に対する課税の包括的な見直しを実施する。
- 環境にやさしい車に関する税優遇策の評価に使用される燃費と排ガスを測定については、EUと足並みを揃えて国際的にハーモナイズされた基準を採用し実施する。

■ 軽自動車

年次現状報告：ほとんど進展なし。 軽自動車に関する規制面・財政面の特典の存続は競争を歪める。

提案：

- 日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の規制面・金銭面の条件下に置くべきである。

■ 高圧ガス保安法

年次現状報告：若干の進展。 高圧ガス保安法は、燃料電池やCNG（圧縮天然ガス）といった、EUやその他の地域ですでに使用されている新しい環境にやさしい技術の日本市場への導入を妨げる。

提案：

- 日本政府は、こうした技術を最小限の事務手続きの負担を持って使用するための技術的要件について、EUとの間で整合化を図るために必要な措置をとるべきである。

■ 商用車

年次現状報告：新たな問題。 バスの車幅・全長・軸重の上限および大型車の車両重量を計算する方法、排出ガス浄化装置についての耐久試験要件に関する日本の規制や、その他の日本独自の技術的要件は、欧州商用車の輸出業者にとっての商機を制限する。

提案：

- 日本政府は、これらの要件をEUと整合化すべきである。

Mr. Richard Kracklauer

Chair, Automotive Components Committee

(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.

Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi

Minato-ku, Tokyo 105-0021

Phone 03-4590-7700

Fax 03-4590-7770

自動車部品

はじめに

日本の自動車メーカーは今では、金銭的な見地からも、また第二の部品メーカーを通じてリスクを分散させるためにも、外国企業とビジネスを行うことに対し、よりオープンになっている。

それと同時に、グローバル化のプロセスや、厳しい競争圧力が相俟って、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着してきた。こうした欧州のシステムは今や、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供している。従来、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。しかし、日本の自動車製造業界の最近の変化の結果として、新たな機会が浮上しつつあり、ますます多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、日本における事業の獲得や、当地のインフラへの投資、技術競争力の向上に資源を傾注するようになっている。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

しかし現状では、専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている多くの日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっており、これは透明性の欠如と新しいインプットを検討することへの消極性を反映している。これは、シングルプラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。EBCは、日本が国際技術を利用しないことは、産業を過度に内向きにすると感じている。この状況は残念ながら英語を使用しないことでさらに強められている。日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがある。

日本は、国連欧州経済委員会（UNECE）内の輸送問題に関するワーキング・パーティ29のメンバーであり、タイヤに関連した規制である規制第30号（乗用車）、54号（軽トラック、トラックおよびバス）、75号（オートバイ）を承認している。しかし、日本の規制とUNECEの規制の間には若干の相違がいくつかあり、そのうちの一つは、UNECE規制第54号に対応する日本の規制であるが、これは適用範囲がより狭いものだった。国土交通省は、新車両タイヤ承認の範囲を自審第1533号（2013年）によって拡大して、日本自動車タイヤ協会（JATMA）のYEAR BOOKに準拠するタイヤだけでなく、UNECE規制第54号基準に準拠するタイヤも含めることにより、この問題を解決した。EBCはこの措置を大いに歓迎した。日本が引き続きこうした相違に対処し、グローバル・レベルのさらなる規制整合化をサポートすることが肝要である。上記の規制に加えて、EBCは、日本が農業用車両向けのタイヤに関するUNECE規制第106号をまだ実施していないことも指摘しておきたい。

最後に、EBCは、日本のタイヤ市場における、とりわけ商用車に関するほとんど寡占的な状況にも気付いている。ブランド排他的な流通網は、部外者が市場に進出することをきわめて困難にして、競争低下、割高な価格、消費者の選択肢縮小を招いている。これは、とりわけ、軽トラックと、トラックおよびバスと呼ばれるセグメントについて言えることである。EBCは、公正取引委員会がこの分野を監視することを強く推奨する。

主要な問題および提案

■ 自動車産業のグローバル化

年次現状報告：進展。 EBCは、グローバル化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なお多くの難問に直面している。この面では、系列企業との協力という伝統的な日本の慣行が障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーと消費者に恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制の枠組みを整合化することが肝要である。

提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティック面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性を向上させることであろう。
- EBCは、自由で開かれた競争の適用と、系列企業への過度の依存の回避を提案する。
- 日本は、日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認すべきである。

■ 情報交換の促進

年次現状報告：限られた進展。 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2015年5月20日から22日まで横浜で開催される予定の自動車技術会（JSAE）の人とくるまのテクノロジー展と春季大会には相当の潜在的価値があるものと理解している。

提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

■ タイヤ

年次現状報告：進展。 EBCは、欧州製タイヤにとっての日本市場アクセスを、とりわけ自審第1533号（2013年）の発布によって改善するために国交省がとった措置を高く評価した。この前向きの変化にもかかわらず、また、日本の当局が欧州製タイヤを安全と見なしているとはいえ、商用車のタイヤに関しては、UNECEと日本の規制の間にまだいくつかの相違が存在し、これは、実際に認められているものについての誤解や不確かさにつながりうる。EBCは、この分野の販売チャンネルへのアクセスを得る面の困難さにも気付いている。

提案：

- EBCは日本に対し、技術基準と規制の国際的な整合化をさらに加速するよう要望する。
- EBCは、販売チャンネルへのアクセスを改善するため、公取委がこの分野を監視することを推奨する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee

(President/CEO, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6619

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

航空

はじめに

日本の協力戦略は着実に変化してきた。戦後以来、米国の優先的パートナーであった日本は、ほかの地域、とりわけEUとの、よりバランスのとれた政治的・経済的な結び付きに門戸を開きつつある。継続中のFTA/EPAおよびTPP交渉は、数年を要する可能性があるとはいえ、今後のより世界規模の協力へのシフトを意味している。

政治はかねてから日本の航空産業に影響を及ぼしてきており、時として、ビジネスの現実よりも米国との長期的関係を優先してきた。日本航空（JAL）によるエアバスA350の選定と、ANAによるA320neoの選定は、伝統的な日本企業が今や違った考え方をするようになってきている可能性を示す兆しである。民間部門は、政治よりも経済的な根拠に基づいてビジネス決定を行うと期待され、欧州と日本が新たな商業的・産業的な結び付きを深める機会を生み出すことになる。軍事部門も欧州のメーカーとの協力にますます前向きになっているように思われる。EBCはこうした変化を積極的に支持する。

1950年代初めから、従来、米国のメーカーに支配されてきた日本の民間航空機・ヘリコプター市場は、世界有数規模の市場である。EBCは、欧州製品を選択するという日本の大手航空会社2社の決定を歓迎する。これは、ハイテクや、品質、顧客サービス、費用対効果に関して、欧州が世界のリーダーたりうるという明白な証拠である。

日欧業界間の協力の成功例はいくつかある。川崎重工業(株)とエアバス・ヘリコプターズ社のBK117ヘリコプター共同開発プログラムや、トレント・エンジンにおける川崎重工業(株)／三菱重工業(株)／(株)IHIとロールス・ロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。経済産業省とフランス民間航空総局（DGAC）は、覚書に調印後、目下具体的なプログラム／プロジェクトを目指している。こうした心強い展開のお陰で、両政府機関はここ1年間にいくつかのワークショップを設定した。EBCは、EU-日本協力の具体的なプログラムから建設的な成果がもたらされることを期待している。

単独国内開発方針から国際共同開発方針へのシフトは、技術分野における卓越性を生み、製品の数量・範囲両面で日本の市場を拡大することになるとEBCは強く確信している。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。EBCは、とりわけ輸送機の分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには開拓の機会が相当あると感じており、日本政府と日本の航空宇宙市場関係者に、このような事業をサポートするよう強く求めたい。

主要な問題および提案

■ EUとの協力促進

年次現状報告：進展。 航空市場はますますグローバル化しており、欧州は力強い競争上の強みを有している。例えば、欧州企業は環境にやさしいハイテク分野での経験を備えている。調達の意思決定は、競争に基づいてなされるだけでなく、将来の技術的な強みも念頭に置いてなされる。民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供している。しかし、今後欧州製品を採用することをJALが決定したとはいえ、民間航空機および関連機器の日本市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。

EBCは、航空交通管理システムを近代化するよう日本に一貫して要請している。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているとはいえ、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

提案：

- EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客、公衆一般および株主の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。
- EBCは日本の当局に対し、航空輸送安全向上の必要性に応える助けとなりうる外国企業の機器の使用拡大を促進することも強く求めたい。

■ 業界間の協力促進

年次現状報告：限られた進展。 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に偏っている。とはいえ、経済産業省は欧州との航空機の国際共同開発を支援してきた。欧州企業も、ボーイング787プログラムの場合と同様の協力を経済産業省に支援してもらう必要がある。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものと確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスマモニタリング（SHM）技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

EBCは、経済産業省とDGACとの間の覚書と同様の、EUと日本との間のさらなる協定ないし覚書を期待している。EBCは、エアバス社と宇宙航空研究開発機構（JAXA）のあいだで2009年6月に調印された複合材料技術に関する協力協定など、企業レベルの取り組みも歓迎する。

提案：

- EBCは、特に欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化の相互的メリットを強く確信している。民間航空輸送分野における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを追求するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を日欧間の協力範囲を大幅に広げるチャンスであると考えている。日本が欧州の企業との提携を前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省（METI）や政府関連の関係諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般のあいだのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えており、そうした機会は欧日双方によってさらに検討されるべきである。
- EBCは、欧州企業に対して国内のプログラムや技術開発への参加を求める日本の航空産業からの招請も歓迎したい。
- EBCは、航空機やヘリコプターを一から製造する国際共同開発プログラムを検討することを日本の重工業界に強く提案する。

Mr. Stephane Ginoux

Chair, Aeronautics & Space Committee

(President & CEO, Airbus Japan KK)

c/o Airbus Japan KK

Roppongi Hills Mori Tower, 19F.

6-10-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6119

Phone 03-5775-3300

Fax 03-5775-0123

宇宙

はじめに

10年にわたる改革を経て、内閣府内に設置された宇宙政策委員会と内閣府宇宙戦略室（ONSP）は、現在、すべての省庁にわたる日本の宇宙政策を策定する。2013年1月に「宇宙基本計画」が採択された。宇宙は今や、重要な産業・商業分野と見なされるとともに、国家安全保障にとってもきわめて重要と見なされている。日本の多額の公的債務は、宇宙政策の効果的な統一を必要不可欠にする一因となる。健全な国内宇宙産業を維持することを目指して、政府は輸出市場での成長を積極的に追求している。ただし、日本の宇宙産業は今なお国内政府契約がほとんどである。

経済産業省は、政府開発援助（ODA）資金を通じて新興国に衛星システムを供給するべく、国内メンバー限定の産業コンソーシアムを積極的に支援してきた。パッケージはしばしば、衛星、打上げサービス、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転およびその他のサービスを含んでいる。EUの政策とは違い、日本のODA契約は紐付き、つまり日本国内の業界に発注しなければならない、結果的に、外国のメーカーやサービス・プロバイダーを排除するゆがんだ市場を生み出している。

民間衛星市場（年間約1基の商業衛星）は、表向き、開かれている。かつての政府独占体制下の商業衛星や実用衛星は、1990年以降、国際入札によって調達されてきた。国際入札が関係しているのは目下、運輸多目的衛星（MTSAT）および放送衛星（BSAT）シリーズしかない。

政府入札への応札は一般に、外国企業にとって不可能である。入札対象外の政府衛星プログラムとしては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の科学技術衛星、経済産業省管轄下のいくつかのプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星（IGS）がある。ONSPの優先事項は、日本の測位・航行・計時衛星システムである準天頂衛星システム（QZSS）である。防衛専用の通信衛星プログラムも進行中である。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力意欲が欧州企業にまで及ぶことは依然めったにない。

アリアン・ロケットは日本で成功を収めており、協力面でより幅広い役割を果たしうる。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社はすでに、ありうるロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、商業顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を推進している。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは長年棚上げされている。

目下検討されている新しい国内宇宙法は、それぞれの新しい衛星プロジェクトについて政府の承認を求めることを日本の衛星事業者に義務付けることになるだろう。外国の衛星および／または打上げサービスの調達に水を差すためにこの法律が悪用されうるリスクがある。実際、下りることが保証されていない承認を申請して下りるのを待たなければならないという単純な事実さえ、この時間的制約のあるビジネスに従事する衛星事業者にとっては大きなビジネスリスクを意味するだろう。

さらに、官民パートナーシップ（PPP）プロジェクトにとっての持続的なリスクとして、政府用と商用双方のペイロードを搭載する衛星の場合、衛星の製造と打上げに関する限り「政府用」と宣言される可能性がある。したがって、外国の衛星メーカーや打上げ機は、日本の商業衛星市場から段階的に排除されるおそれがある。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

EBCは、管轄権をより一貫性ある分かりやすいものにしてきた日本の改革をおおむね支持している。しかしながらEBCは、日本の宇宙政策を尊重する一方で、国内メンバー限定のコンソーシアムを減らし、紐付きODAを削減し、欧州との協力を拡大することが、予算節減、国家安全保障、研究開発、商業的成功といった面でプラスになると確信する。EBCは、現行のFTA交渉が、公開市場についての日本の主張が信用に足るものであることを証明するよう日本に促すことを期待している。しかし現時点では、新たな保護主義のリスクが増大していると思えない。

主要な問題および提案

■ 一般環境

年次報告：保護主義のリスクが増大中。目下検討されている新しい衛星プロジェクトの承認制度や、将来のPPPプロジェクトの取り扱い、保護主義の新たなリスクを伴っている。EBCは、互恵的な通商と協力の縮小ではなく拡大を提唱する。欧州産業に対する開放性を高めることは、日本にとって有益だろう。さらに、欧州は、技術を隠す「ブラックボックス」政策とは無縁の多くの技術を提供する。

提案：

- EBCは、目下検討されている国内宇宙法が日本の衛星事業者を、外国の衛星または打上げサービスの調達時に、規制上のリスクや重荷、困難、遅れにさらすことがないように願っている。
- 政府用と商用の両方の側面を持つ衛星プロジェクトは、「政府用」と宣言されるべきではなく、したがって外国企業の参加を除外すべきではない。
- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。両宇宙機関は、それぞれのプロジェクトを初期段階で比較して、協力の機会を一層活用すべきである。
- 政府は、日欧宇宙産業間の協力拡大も促進すべきである。
- EBCは、全世界の宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を提案する。

■ 衛星

年次現状報告：進展なし。日本は、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は科学面や研究面で協力しデータを共有しているが、産業的に有意義な協力をほとんど行っていない。

提案：

- EBCは、産業的・商業的に有意義な協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提唱する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における高品質の衛星システムまたは機器の調達を通じて欧州との協力を拡大すべきである。これは、高品質のセンサーの共同開発、またはライセンス契約の下での日本の業界によるその生産を含む。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置いてはならない。

■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。欧州と日本は目下、ほぼ同時にそれぞれの次世代打上げ機開発をスタートさせているが、この分野での有意義な協力はほとんど行っていない。政府衛星の打上げの遅れを減らすためのバランスのとれた相互バックアップ協定の計画は2002年に日本の宇宙当局によって前向きに評価されたが、この件に関しての政治的指導力が欠けているため、合意の見通しは立っていない。

提案：

- 新政権の衛星計画はこれまで以上に多くの衛星をスケジュール通りに打上げなくてはならなくなる。EBCは日本と欧州に対し日欧の衛星打上げ機の間で効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- 欧州と日本は、それぞれの新世代打上げ機のための非クリティカル・コンポーネント開発面の協力も検討すべきである。

■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、サブシステムと部品に依然限定されているため、外国のサプライヤーは不利な立場に置かれている。

提案：

- 地上設備分野の日本の国際調達はシステム全体を含むべきである。地上処理装置など標準品の調達手続は欧州のサプライヤーを不利な立場に置いてはならない。

防衛・安全保障

はじめに

日本は世界第3位の経済大国であり、EU、米国およびNATO（北大西洋条約機構）にとっての重要な同盟国として、アジア太平洋地域および世界規模で共通の価値観と関心を共有している。

日本を取り巻く安全保障環境は依然複雑である。中国は依然、尖閣諸島の領有権を活発に主張しており、これは、北朝鮮のミサイル開発やそうした兵器を発射する能力と相まって、先行き不透明な環境を生み出している。さらに、韓国（竹島）やロシア（北方領土）との政治的緊張も相変わらず続いている。こうした事情から、日本は、国際舞台で一層の役割を果たすためには、米国以外にも手を広げなければならないことを認識しており、オーストラリアやインドといった他の海国との協力拡大に着手している。重要なことに、自民党は、欧州との間で一層強力な防衛および安全保障面の結び付きを設けるといふ、前政権与党、民主党の目標を踏襲してきた。

2014年のおそらく最大の変化は、憲法第9条の再解釈に関する閣議決定だった。この決定は、日本が集団的自衛権を行使する可能性を開いた。つまり日本は特定の状況下で同盟国の支援に駆けつけることができる。自衛隊はこれまでも国連平和維持活動で海外に派遣されてきたとはいえ、武器は自衛目的にしか使用できなかった。新しい方針では、武器は任務を遂行する目的でも使用しうる。この変更のため、自衛隊には装備をアップグレードする負担がかかることになり、装備が同盟国のそれと相互運用可能であることを保証するため、さらなる措置が必要になる。欧州の防衛資材メーカーはこの需要を満たす好適の立場にあるとEBCは確信する。

上記の変更に加え、2011年12月、前民主党政権は、防衛装備品等の海外移転に関する改定基準を発表した。この基準は、武器輸出三原則の下で包括的な例外化措置を認めることにより、特定の条件下で防衛装備品の海外移転を許可する。改定基準の発表に続き、2012年4月には、日英間の結び付きの緊密化を図る試みとして、日英防衛関係についての共同声明がキャメロン首相と当時の野田首相の間で合意された。日英関係は、2013年7月、防衛協力のための三国間協定の調印によって正式化された。

英日間の協定に続き、2014年7月にはフランスと日本の間の協定が結ばれた。EBCはこの動きを歓迎するとともに、この協定が遅滞なく利用されるよう期待している。ドイツも、防衛研究面および技術・装備面の協力関係の推進に向けて前進している。日本政府は2014年全体を通じ、自国の防衛予算だけでは日本が望むすべての防衛力を開発することはできないという一連の明確なメッセージを発信してきた。

EBCは、こうした変化や、防衛省、外務省、経済産業省、および日本経団連の防衛生産委員会と会って、基準について話し合い、日EU産業協力にとっての含みを探る機会を歓迎している。2014年には、産業界の対話を促進するため、経産省と、EBC、GIFAS（仏航空宇宙工業会）、ADS（英国航空宇宙防衛産業協会）を含む様々の欧州の団体との間の一連のフォーラムが引き続き開催されてきた。

主要な問題および提案

■ 調達

年次現状報告：若干の進展。 EBCは、欧州との協同防衛プログラムを進めたいという日本政府の意向や、欧州の個々の国々との三国間協定の進展が、防衛装備品取得プロセスの修正や、意思決定の透明性の向上につながると期待している。EBCは、以下に掲げる提案も、日本の産業が防衛輸出の世界に参入する準備を整えるなか、日本の産業の益すると確信する。

提案：

- 日本は、調達手続の要求仕様書（SOR）をより広く公開し、ライフサイクルコスト（LCC）を一層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。
- 防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、各防衛プロジェクトの当初の研究開発段階向けにNATO基準の採用を検討すべきである。
- 政府は、公開入札の条件に含まれる無制限の違約金を撤廃すべきである。これは、日本の入札者に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- 防衛省は、外国メーカーから価格面および現地の調達効率で最良の条件を引き出すため、武器購入のための複数年契約方式も実施すべきである。

■ 産業協力

年次現状報告：進展。 ここ2、3年間、経産省、欧州の諸団体（EBC、GIFAS、ADS）、日本経団連の協賛によって開催された一連の日欧防衛フォーラムが、日本と欧州の防衛産業間の一層緊密な対話を促進してきた。日英二国間協定やフランスとの協定、および願わくはその他の欧州諸国との今後の協定は、産業協力を奨励する手段を提供するだろう。例えば英国との協定に伴い、2013年と2014年には共同パイロットプロジェクトが実施された。日本の防衛産業の再活性化は、協力の多角化、ならびにデュアルユース・テクノロジーに関する新たな開発プログラムへの参加が決め手になるだろう。この点で、欧州の防衛・航空宇宙産業は共同開発の数々の新しい機会を提供することになる。

提案：

- 日本とEU加盟国は、より中身のある産業協力防衛プログラムを速やかに推進して、現行の協定が十分活用されずに終わるリスクを避けるべきである。
- EU諸国と日本の協力が成功を収めるためには、知的財産権が常に尊重されなければならない。
- 産業政策を担当する日本の当局に対し、民間市場と軍事市場の両方に対応する技術を支援するための公的資金を提供すべきである。

■ 防衛関連輸出

年次現状報告：若干の進展。 欧州の防衛産業は、外国の政府および産業との直接的な販売ならびに協力を通じ、世界防衛市場の大きなシェアを占めている。欧州の防衛関連企業は、日本の防衛産業と協力して、より幅広い市場用途を有するとともに協力を通じて輸出可能なプログラムを開発することを熱望している。とはいえ、日本が輸出を認めうる諸国の「優良国リスト」を定義するためには、武器輸出三原則のさらなる緩和が必要である。

提案：

- 政府は、より明確な防衛関連輸出政策を策定すべきである。

Mr. Guido Tarchi

Chair, Construction Committee

(Representative Director, Permasteelisa Japan K.K.)

c/o Permasteelisa Japan K.K.

Bancho Kaikan 4th Floor

12-1 Gobancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0076

Phone 03-5275-8420

Fax 03-5275-8411

建設

はじめに

建設市場に最も直接的に影響を及ぼす安倍内閣の政策は財政出動だった。これは建設投資の予想された拡大を生み出してきた。日本の建設支出は1992年に82兆円というピークに達し、その後、2010年に41兆円という史上最低まで落ち込んだ。新内閣の選出からわずか4カ月後の2013年4月までに、建設支出は前年比10.2%増の48兆7,000億円まで急速に伸びた。2015年3月に終わる今2014年度には、ほぼ2013年度並みの48兆5,000億円の建設支出が予想される。

巨額の財政出動にもかかわらず、建設支出の伸びがごく短期間で横ばいになったことは、建設業界が公共投資による需要の突然の伸びに対応しきれないことを示唆している。対応能力の限界の原因として、十分な建設労働力の不足がしばしば挙げられるが、建設材料の需要増大と価格高騰も一因となっている。現行の調達・実施方法は、タイトな工期の大規模公共プロジェクトでは問題をさらに悪化させている可能性がある。

東北の被災地では、利用可能な予算を復興プロジェクト向けに使うことができない自治体も出ている。これを受けて、調達方法が再検討されたケースもある。2013年8月、オープンブック方式を用いた最高価格保証型（GMP）のコンストラクション・マネジメント（CM）方式を採用した公共建設契約が日本で初めて発注された。これは、入札要請なしに専門業者を選定する自由をゼネコンに与えた。そうすることで、工期全体が大幅に短縮した。このプロジェクトが成功を収めれば、今後公共事業向けに、この種の契約の適用拡大が期待できる。

財政出動と新しい調達方法を別にすれば、新たな成長ポテンシャルを引き出す鍵は、結局のところ、新しい技術だろう。そうした一つの分野は持続可能性である。日本ではエネルギーの30%以上が建物によって消費され、この比率が伸び続けていることからすると、建設および不動産業界の活動は今後つぶさに監視されることになるだろう。東日本大震災と福島第一原発事故は、エネルギー供給が逼迫しエネルギー供給価格が高騰する環境を生み出してきたため、エネルギー消費は依然、長期的な問題となっている。これを受けて、供給業者、当局、企業、消費者は、持続可能性とエネルギー効率に新たな関心を寄せている。

地方自治体レベルでの多くの規制面の取り組みは、行政指導プロセスを通じて行われている。順守についての公正かつ技術的に十分な情報に基づく決定を行うことを求められるため、地方自治体は困難な立場に置かれる。場合によっては、地方自治体が法律を正しく解釈するために必要な知識を欠いているにもかかわらず、また、国際的なスタンダードとは無関係に解釈を行うにもかかわらず、決定が行われる。このため、企業は、国内企業やとりわけ外国企業も含め、すべての関連行政指導基準を絶えず把握しておくことは困難である。文書の多くは日本語でしか提供されていない。これは透明性を低下させ、欧州企業による情報へのアクセスを妨げて、たとえ関連の技術能力を持ち合わせている場合でも、欧州企業が機会を認識したり、最新の規制に従って商品やサービスを提供したりすることを困難にする。EBCは政府に対し、持続可能な慣行を促進する政策を優先することを促すとともに、地方向けや独自のインセンティブ、半強制的な行政指導という、現在の組み合わせに代わるものとして、規制の標準化と、グローバルな同等資格や国際的に認められた評価手法の適用を提唱する。

EU-日本FTA/EPAは、EN規格（欧州規格）とCEマーキング（*Conformité Européenne*）をJIS/JAS規格（日本工業規格／日本農林規格）と相互交換可能な形で用いることができるよう、建設材料規格の整合化を可能にする規格と認証の相互受け入れを含むべきである。FTA/EPAはまた、透明性向上を推進し、政府調達の規則が厳密に実施されることを保証し、持続可能な社会の推進面で建設が果たす重要な役割を認識すべきである。

主要な問題および提案

■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告：進展なし。欧州企業の革新的な設計、建材、工法を日本でより容易に利用できるようにするには、過剰な規制の改革や、必須の認可を取得するための不必要に複雑な手続の合理化が必要である。規格と試験方法の整合化はほとんど進展していないため、再試験や再認証がまだ必要とされており、これは、日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

提案：

- 日本とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とEN規格の相互承認を目指すべきであり、また、これが包括的FTA/EPAに向けての交渉で取り上げられることを保証すべきである。建設材料のCEマーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。
- 日本の当局は、建設業許可証を交付する際には、海外での同様の経験を、国内の経験と同等のものと認めるべきである。

■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：若干の進展。建物の断熱の改善は、エネルギー使用とCO₂排出量を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す。日本のほとんどの建物のエネルギー効率、国際水準やベストプラクティスをはるかに下回っている。断熱の改善は維持費も低下させ、したがって投資収益を高める。日本は新規の建物により高い性能を義務付ける規制を導入済みであり、したがって次のステップは当然、既存の建物のエネルギー効率を向上させることだろう。建物のリノベーションを奨励することを目指したインセンティブを検討すべきである。リノベーションの機会、簡単な部材交換（二重ガラス窓、高効率エアコン、壁・床・天井の断熱改善、熱貫流率の低い窓）から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全対策のための新技術の利用まで、多岐にわたっている。

提案：

- 政府は、二酸化炭素排出量を削減するという国際公約を履行する方法として、建物のエネルギー効率を促進することを目指した規制の強化を継続すべきである。利用可能な最良の技術と環境性能を測定する透明性ある方法を利用すべきである。
- 政府は、建物についての大幅に厳しい断熱基準を命じるべきである。CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は正しい方向への一歩である。

■ 情報と規制の透明性とアクセス可能性

年次現状報告：進展なし。目下、国内の建設関係の法律やガイドラインの多くは、地方自治体の裁量に委ねられている。これは多大な不確実さを生み出す。さらに、多くの地方自治体の決定は、法律を正しく解釈するために必要な知識を欠いているため、首をかしげたくなるようなものもある。

提案：

- 建設市場を規制する責任を持つ政府当局は、現在存在する地方の規制の寄せ集めを合理化するため、および法的枠組みを明確化することによって地方自治体をさらに教育するための適切な措置をとるべきである。

■ 入管法

年次現状報告：若干の進展。東北地方の継続的復興と、オリンピックのための建設プロジェクトから見込まれる需要は、ただでさえ逼迫した建設労働市場にさらに負担をかける。日本は、建設会社が熟練労働力を海外から集めることができるよう、入管政策を速やかに改めるべきである。

提案：

- 政府は入管政策を自由化して、建設会社が海外の熟練労働力を期限付き契約で利用できるようにすべきである。

Mr. Carl-Gustav Eklund

Chair, Materials Committee

(Representative Director, President, Hoganas Japan K.K.)

c/o Hoganas Japan K.K.

Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19 Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-3582-8280

Fax 03-3584-9087

産業用材料

はじめに

日本は、産業用材料の加工およびリサイクル面の幅広い知識と専門技術を持っており、とりわけ、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造用に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、競争価格での供給の確保を基本に据えた戦略を採用することが何よりも重要であり、これは、海外供給者に国内市場への無制限のアクセスを認めることによつてのみ達成できる。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。しかし、結局のところ、関税のつけは顧客へと回さざるをえないため、日本企業の競争力が損なわれる。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴することだろう。しかし日本は、国際貿易機関（WTO）主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方的に引き下げることには難色を示してきた。ドーハ・ラウンドの決裂に伴い、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム（関税コード720241000）に対する関税の一時的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。同じことは、国内の生産水準が需要の10%に満たない四酸化三マンガンについても言える。四酸化三マンガンはバッテリー産業にとって必要不可欠である。

関税は、欧州と日本とのビジネスポテンシャル拡大にとっての唯一の障壁ではない。事務上の負担の形での非関税障壁、登録手続における地域差、一貫性に欠ける分類の適用は、外国企業にとって、日本でビジネスを行うことを不必要に高コストかつ困難にしている。関税撤廃や整合化・簡素化の恩恵は、欧州の供給者のみならず、日本の産業界によつてより一層実感されることとなり、日本の産業界の競争力を高めるだろう。

製造工程では廃棄物が生じ、また製品寿命の終わりには通常、リサイクル・プロセスが開始される。冶金・精錬・精製産業の副産物、ならびに工業用製品であれ消費者用製品であれ寿命が来た製品は、貯蔵、投棄、またはリサイクルされる。1970年に制定された日本の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、生活環境の保全と資源の節減のために産業用材料を可能な限り保存およびリサイクルすることの重要性に対処した。日本はリサイクル面で先鞭をつけ、やがて多くの国々がその手本に倣った。グローバル産業が発達をみており、日本や欧州の企業は今や、この分野の世界的リーダーとなっている。しかし、日本の法律は、リサイクル向けの廃棄物の輸出入に関してはきわめて制限的なものとなっている。倫理にもとる、または環境にやさしくない処理目的でいかなる「廃棄物」も輸出入されないようにするという意味では理解できなくもないこととはいえ、これは、欧州のリサイクル企業が提供する環境的に健全なリサイクル方式を日本企業が探求することを妨げてきた。EBCは、たとえこれが負の価値を持つ商品輸出を意味しようとも、（バーゼル条約等の）国際的な法律に従っている限り、廃棄物の自由な移動が許されるよう、また、利用可能な最良の技術が利用されるよう提唱する。現行法の下では、輸出の条件が制限的すぎる。

EBCは、EU-日本FTA/EPAが、原材料と加工製品の両方を含む、すべての材料関連製品についての関税撤廃を含めて対処すべきであると確信する。

主要な問題および提案

■ 関税問題

年次現状報告：進展なし。目下、日本は一部の金属に対する関税を維持している。こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。生産コストの40%をニッケルのコストが占めるステンレス産業にとって、関税は大きなコスト要因となっている。同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加的コストで企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさない。EBCは、投入材料を無関税で輸入できれば、こうした産業分野でさらなる投資を行うことができると確信する。炭化ケイ素と四酸化三マンガンに関しては、国内生産が需要の10%しか占めていない現状では、これはとりわけ懸念すべきことである。

日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

提案：

- 政府は、EU-日本FTA/EPAの下で、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。
 - ◇ ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - ◇ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四酸化三マンガ
 - ◇ 非有機化学製品およびポリマー
- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

■ 化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展。現在、EUと日本は共に化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。これに加え、EBCは、日本では場合によって、製品の試験と承認を受けるために競合他社に極秘データを引き渡す必要があることを懸念している。これは競争相手に不当な優位性をもたらす、公平な競争条件を乱し、アンバランスな競争を生み出す。

提案：

- 日本とEUは、それぞれの登録制度を整合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、再試験と無用の事務上の負担を回避できるようにすべきである。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

年次現状報告：新たな問題。リサイクル目的の廃棄物（副産物、産業廃棄物、寿命が来た製品）の輸出入を制限している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のきわめて厳しい制約は、こうした廃棄物の自由な移動と貿易を可能にするべく、撤廃すべきであるとEBCは確信する。国際越境貿易条約が尊重され、適正な慣行（環境面および倫理面）が適用される限り、廃棄物の価値の如何にかかわらず、自由な移動と貿易が認められるべきである。適切な処理を確保するため、EBCは、効率的で時間のかからない承認プロセスを想定している。

提案：

- 日本は、リサイクル目的の廃棄物の輸出入に国際条約を適用して、廃棄物貿易に対する現行の制限を撤廃すべきである。

Mr. Frenk Withoos

Chair, Energy Committee
(Vice President, ABB K.K.)
c/o ABB K.K.

Cerulean Tower, 26-1, Sakuragaoka-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-8512
Phone 03-5784-6079
Fax 03-5784-6277

エネルギー

はじめに

日本の電力事業は、それぞれの地域における発電・送電・配電を事実上独占する10社の民間の電力会社によって運営されている。2000年3月、大口需要家に対する電力の小売りが部分自由化された。経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力事業分科会は、安定した電力供給を確保するために発電・送電・配電の垂直統合を維持する限定的な自由化モデルを決定した。料金設定の分野では、「総括原価方式」が部分的自由化のずっと前から用いられており、様々の機会に見直されてきたが、相変わらずそのままとなっている。

日本はガス、石油、石炭を輸入に大きく依存している。1970年代の石油危機以降、日本は原子力の利用増大を通じてこの依存度を低下させることに乗り出した。2010年のエネルギーミックスは、原子力26%、再生可能エネルギー11%、化石燃料57%、熱電併給6%となっていた。しかし、2011年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故以後、日本の原子力発電所のほとんどが停止され、関西電力の大飯原発3、4号機のみが2013年9月まで稼働した。そのため、2013年度には原子力が日本の発電全体に占める割合は1%未満となり、2014年現在、稼働している原発は1つもなく、その結果、日本の輸入化石エネルギー資源への依存度は再び高まっている。

日本のエネルギー政策基本法は以下の目標を掲げている。

1. 安定供給の確保
2. 環境への適合
3. 上記2つの基本目標を十分留意したうえでの市場原理の活用。

東日本大震災後、日本の電力事業モデルは見直しがなされた。経産省の電力システム改革専門委員会は、発電送電分離と、主要電力システムを管理する全国大の組織の創出を提案した。現状、日本の送電網は発電設備を中心に構成され、基幹送電は500kVである。3つの周波数変換所で、50 Hz系統と60 Hz系統を接続している。対照的に、欧米の送電網は網目状の系統であり、高圧直流送電（HVDC）の使用に関する広範な計画が設けられている。これは、一つの地域から別の地域へのエネルギーの流れの柔軟性向上と、全エネルギー供給への新エネルギーの一層容易な統合をもたらす。

全体的モデルに加え、エネルギーミックスも見直しがなされ、このプロセスはまだ進行中である。現自民党政権は、「経済再生を助けるため、前民主党政権の原発ゼロ政策を見直す必要がある」と判断している。現政権はとりわけ、将来の最適なエネルギーミックスの判断に最大10年を費やす予定だとしている。2014年4月、政府は新しいエネルギー基本計画を採択し、以下の点を確認した。

- 原子力はベースロード電源の重要な供給源であり、「可能な限り低減させる」とはいえ、「安定供給、コスト低減の観点から、確保していく規模を見極める」。
- 各エネルギー源についての具体的な目標はないが、再生可能エネルギーの目標は「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すことである。
- 再処理を含む閉じた核燃料サイクル方針を継続する。

2012年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行された。これは、太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスに由来する電力の買取を電力会社に義務づけるとともに、そのコストを消費者に転嫁することを電力会社に認めた。その狙いは、政府のエネルギー・環境会議が定めた「グリーン成長戦略」の一環として、再生可能エネルギー分野への投資を促進することである。

EBCはEUと日本に対し、この分野における日・EU間の連携をさらに強化するため、相互FTA/EPAに向けての協議の枠組みにエネルギーを含めるよう呼びかける。

主要な問題および提案

■ 安定供給とコストのかねあい

年次現状報告：若干の進展。日本経済にとって、エネルギーの安定供給は常に最優先課題でなければならない。しかし、「総括原価方式」は、コスト削減と効率向上を図る上で、電力会社に十分なインセンティブを提供していないおそれがある。化石燃料は今後とも、エネルギーミックスの柱であり続ける公算がきわめて大きい。輸入のコストが目下きわめて高く、円安によってさらに悪化している。この状況は、グローバル市場における日本の産業全般の競争力を脅かす。

提案：

- 電力会社は、設備投資（CAPEX）と運用コスト（OPEX）の両方を劇的に低下させることのできる国際標準の製品とソリューションを受け入れるべきである。
- 世界貿易機関（WTO）のガイドラインに沿って、調達における透明性を向上させるべきである。
- 温室効果ガスを削減するため、化石燃料のうち、天然ガスの利用を増やすべきであり、発電への将来の投資に際してはガス火力発電所を優先すべきである。
- 原子力は産業や市民に電力を低価格で提供する上で重要な役割を果たすことから、日本のエネルギーミックスの中核的構成要素であり続けよう。原子力の長期的な持続可能性は、あらゆる安全問題への信頼できるアプローチおよび核燃料サイクルをクローズドシステム化する方針（廃棄物量削減、貯蔵、再利用）の決定に依存する。しかしながら、既存原発の老朽化に対処し、施設利用率を向上させ、核燃料サイクルの適切な管理が必要になる。
- 再生可能エネルギーの開発は、エネルギー供給の安全性と信頼性を向上させることを目指し、野心的でありながらも現実的な目標を立てて実行しなければならない。

■ 規制緩和および発送電分離

年次現状報告：若干の進展。現在の規制状況では、求められる透明性と費用効率が提供されていない。電力会社間および50 Hzと60 Hzの系統間の連系が限られているため、安定供給も保証されない。とはいえEBCは、日本が広域的運営推進機関（OCCTO）を設立して「小売参入の全面自由化」を開始するために必要な法案を可決したことを称賛する。EBCは、公正で透明性あるプロセスによって電力市場における健全な競争が可能になると確信する。

提案：

- 透明性を引き上げて高い費用効率を実現しつつ、送電系統への必要とされる投資を可能にするため、発電と送電の所有権を分離する。
- 送電・配電事業者（TDSO）間の連系容量増大を実現するため、広域的運営推進機関に十分な権限を与える。
- 石炭ガス化複合発電（IGCC）、二酸化炭素回収・貯蔵（CCS）、再生可能エネルギーといった種々の技術に基づくより多くの発電方法を活用する。
- 全国大の系統間連系の再開発は、高圧直流送電（HVDC）、周波数変換器（50-60 Hz）、フレキシブル交流送電システム（FACTS）、二次電池電力貯蔵システム（BESS）に基づく送配電によって、集中型および分散型のエネルギー源を必ずサポートするようにする。

■ 原子力および原子力安全

年次現状報告：若干の進展。福島第一原発事故を受けて、日本は原子力安全規制機関を改革し、今では独立性が強化された機関となっている。NRA（原子力規制委員会）は、2012年9月に設置されて以降、新しい原子力安全基準と原子力安全規制に取り組んできたが、新規基準は原子力発電所に関しては2013年7月に、その他の原子力施設に関しては2013年12月に公布・施行された。新規基準は大幅な変更と新しい規則を導入し、日本のすべての原子力発電所の安全性をチェックして再稼働可能かどうかを確認するため、NRAによって使用されることになる。2014年9月現在、10社の電力会社が合計20基の原

子炉の安全評価をNRAに申請済みだった。EBCは、新規規制基準が日本の電力会社によって適切に実施されることが最重要であると確信する。

提案：

- NRAの監督下、原子力の安全水準を継続的に向上させる。
- 規制当局の原子力専門知識をさらに開発し、技術審査において独立技術専門家のサポートを活用する。
- 国際原子力専門家および査察団のサポートを得て個々の原発において詳細な安全性審査を実施し、再稼働前にすべての勧告内容を実現する。
- ドイツやフランスで用いられている原子力資産・運用安全管理システムなど、国際標準および手順を最低限の安全要件として用いる。
- 国際協力を通じてベストプラクティスを共有し共通の安全要件を確立する。
- 安全性審査が実施され次第、六ヶ所再処理工場を始動し、いまだに懸案となっている核廃棄物の最終処理に対処するための実働システムを開発する。

■ 風力エネルギー

年次現状報告：進展なし。 風力エネルギーは、日本が輸入化石燃料への依存度を低下させるとともに国内のエネルギー源の1つを活用するための確立された方法である。さらに風力は、他の多くの燃料源が持つ汚染や安全面のリスクを伴うことなく、日本が排出量目標を達成する助けとなりうる。したがって、日本がまだ、陸上風力発電所と洋上風力発電所の利用を適切に推進していないのは残念なことである。最新式の風力タービンは、今では、大規模送電系統や孤立した地域送電網といったあらゆる種類の既設電力系統とうまく連系する高度な技術を採用している。EBCは、日本政府が、国際電気標準会議（IEC）が遂行している風力エネルギーの技術規格に関する作業に注目するよう提案する。

提案：

- 風力発電所開発のコスト、ひいては国民の負担を高める不必要な規制の数を減らす。
- 風力発電所開発に適用される環境影響評価要件をより適切な水準へと改め、妥当な時間枠内での開発を可能にする。
- 風力タービンおよびその構成部品に関して、技術要求事項として、既存の国内認証基準よりむしろ、国際的に受け入れられた認証基準を採用し国際認定を受け入れる。これは、投資拡大の促進にも、日本の技術輸出潜在力の向上にも必要不可欠である。

■ 太陽エネルギー

年次現状報告：若干の進展。 発電用および産業用太陽エネルギーの持続可能な成長の主な阻害要因は、土地利用区分を非農業用途向けに変更するための特別許可取得の煩雑な手続、および、地域電力会社からの妥当な連系の約束の取りつけや電力会社規模のPV（太陽光発電）案件用プロジェクト融資確保の難しさである。日本の電力会社が間もなく直面するであろう付加的な難題は、再生可能エネルギー発電の散在する発電所で変動する発電量を既存の電力網に統合するための費用効果の高いソリューションの運営である。

提案：

- 再生可能エネルギー発電向けに使用可能にするための、農地の利用区分変更手続を合理化する。
- ソーラーモジュール、システム部品、設計適格性確認に関し、既存の「日本独自」の部品および認証基準を強制するのではなく、国際的に受け入れられた認証基準を採用する。
- 利用可能な国際基準に基づいた、国内外を問わない認定認証機関の試験結果、報告書、認証の受け入れを後押しする認定制度を採用する。
- 都市銀行・地方銀行による透明性ある貸出基準の採用に対する政府支援を拡大する。
- 系統連系コスト削減およびリードタイム短縮を狙いとして、太陽光発電プロジェクト建設を新興のエンジニアリングおよび建設土建会社に発注した場合、電力会社にインセンティブがある標準化プログラムを設ける。

補遺

**Pinnacle Sponsors
Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
EBC Premier & Affiliate Members
Executive Operating Board
Board of Governors**



PINNACLE SPONSORS

CHANEL



PINNACLE SPONSORS

Johnson & Johnson



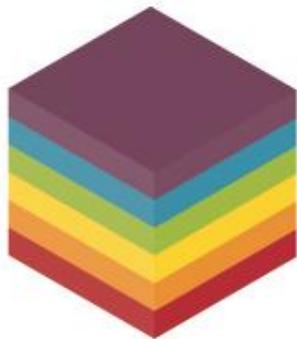
BLUE STAR SPONSORS



Coloplast



Freshfields Bruckhaus Deringer



H&R GROUP

More Than Relocation

BLUE STAR SPONSORS



DAIMLER

Daimler Brands in Japan



Mercedes-Benz





BLUE STAR SPONSORS

PHILIPS



SPECIAL SPONSORS

Airbus Japan K.K.

Bresse Bleu Japon – Valrhona Japon

H&M Hennes & Mauritz Japan KK

LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

MHD Moët Hennessy Diageo K.K.



SPECIAL SPONSORS

Novo Nordisk Pharma Ltd.

Pernod Ricard Japan K.K.

Schroder Investment Management (Japan) Ltd.



SPONSORS

ABB K.K.

BNP Paribas

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

DHL Global Forwarding Japan K.K.

DSM Japan K.K.

Hoganas Japan K.K.

ING Bank N.V.

Japan Europe Trading Co., Ltd.

KPMG Tax Corporation

Lend Lease Japan, Inc.



SPONSORS

Lufthansa German Airlines

Nestle Japan Ltd.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Roche Diagnostics K.K.

Roquette Japan K.K.

Royal Netherlands Embassy

Sorin Group Japan K.K.

Swiss Business Hub Japan

Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

TKB Corporation



SUPPORTERS

Air France

Bayer Yakuhin, Ltd./Animal Health Division

Delegation of the European Union to Japan

Embassy of the Czech Republic

German Chamber of Commerce & Industry in Japan

Imerys Fused Minerals Japan K.K.

Ireland Japan Chamber of Commerce

Laerdal Medical Japan K.K.

Lundbeck Japan K.K.

METRO Cash & Carry Japan K.K.

Radiometer K.K.

Sanofi K.K.

Scandinavian Airlines System

Solton Co., Ltd.

Swedish Chamber of Commerce & Industry in Japan

Takase Corporation

ThyssenKrupp Japan K.K.

ZF Japan Co., Ltd.



EBC PREMIER & AFFILIATE MEMBERS

EBC Premier Member

Chanel K.K.

EBC Affiliate Members

Akoni KK

Asian Tigers Premier Worldwide Movers Co., Ltd.

Custom Media K.K.

GE Japan Corporation

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Konigstedt Ltd.

Oakwood Premier Tokyo Midtown

Paradigm

Vaisala K.K.

VOX Global Japan K.K.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval (France)

President, GHT - Group Hi Tech
a division of PMC Co., Ltd.
PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0044
Tel: 03-3585-2262; Fax: 03-3585-1134

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19
Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
1355-1 Torinosu, Hochi
Karuizawa-machi, Kita Saku-gun
Nagano-ken 389-0113
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

EOB Members

Michael A. Loefflad (Austria)

Representative Director & President
Wuerth Japan K.K.
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

Paolo Mattioli (Italy)

President
Marposs K.K.
Marposs Bldg., 5-34-1 Minami Magome
Ohta-ku, Tokyo 143-0025
Tel: 03-3772-7011; Fax: 03-3772-7093

Frederic Lucron (Belgium/Luxembourg)

General Manager
Tokyo Hilton Bay
1-8, Maihama, Urayasu-shi, Chiba 279-0031
Tel: 047-355-7100; Fax: 047-350-1241

Hiroshi Ishiwata (Netherlands)

President and Representative Director
ASML Japan Co., Ltd.
Gotenyama Trust Tower Bldg. 4F
4-7-35 Kitashinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0001
Tel: 03-5793-1801; Fax: 03-5793-1838

Jonty Brunner (Britain)

Regional General Manager, Japan & Korea
British Airways plc
Toranomom 37 Mori Bldg 9F
3-5-1, Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-0001
Tel: 03-5401-5726; Fax: 03-5401-5745

Rune Nordgaard (Norway)

Vice President, Norwegian Chamber of Commerce in Japan
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719

Claus Eilersen (Denmark)

President & Representative Director
Novo Nordisk Pharma Ltd.
Meiji Yasuda Seimei Bldg.
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

Takeshi Fujiwara (Sweden)

c/o Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Embassy of Sweden
1-10-3-603 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Albert X. Kirchmann (Germany)

President & CEO, Head of Daimler Trucks Asia
Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corp.
890-12 Kashimada, Saiwai-ku, Kawasaki, Kanagawa 212-0058
Tel: 044-330-7071; Fax: 044-330-5831

Andreas Bernhard (Switzerland)

Vice-President Kanto
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss House 1F, 2-11-1 Nagata-cho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6190
Tel: 03-6205-4453; Fax: 03-6205-4454

Matthew G. Connolly (Ireland)

Managing Director
EIRE Systems K.K.
Suruga Bldg., 3-24-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5484-7935; Fax: 03-5484-7934



BOARD of GOVERNORS

EBC Chairman

Danny Risberg

President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg., 2-13-37 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-8507
Tel: 03-3740-5000; Fax: 03-3740-5012

EBC Senior Vice-Chairman

Michel Theoval

President, GHT - Group Hi Tech
a division of PMC Co., Ltd.
PMC Bldg. 6F., 1-23-5 Higashi-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0044
Tel: 03-3585-2262; Fax: 03-3585-1134

EBC Vice-Chairman

Carl-Gustav Eklund

Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F, 4-2-19
Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

EBC Treasurer

Erik Ullner

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
1355-1 Torinosu, Hochi
Karuizawa-machi, Kita Saku-gun
Nagano-ken 389-0113
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

Austria (ABC)

President

Peter Aldrian
Managing Director
PLANSEE Japan Ltd.
Akasaka Twin Tower 8F, 2-17-22 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3568-2451; Fax: 03- 3568-2450

Representative

Michael Otter
Commercial Counsellor, Head of Commercial
Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu
Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Fabrice D. Tilot
President, Triple-A Management, Ltd.
Isobe Bldg. 7F., 13 Samoncho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

Senior Representative

Sophie Bocklandt
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F
23 Arakicho
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

Britain (BCCJ)

President

David Bickle
Director, Business Tax Services
Deloitte Tohmatsu Tax Co.
Shin Tokyo Bldg. 5F, 3-3-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8305
Tel: 03-6213-3743; Fax: 03-3101-8751

Executive Director

Lori Henderson
12F Ark Mori Building
1-12-32 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6012
Tel: 03-4360-8361; Fax: 03-4360-8454

Denmark (DCCJ)

President

Stefan Linde Jakobsen
President & Representative Director
Coloplast K.K.
11F., 2-1-30 Kudan Minami
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074
Tel: 03-3514-4141; Fax: 03-3514-4187

Executive Directors

Nanami Mie Brandt & Kim Knudsen
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



BOARD of GOVERNORS

Finland (FCCJ)

President

Marko Saarelainen
President, Honka Japan, Inc.
Kozuki Capital East 4F., 1-2-7 Kita-Aoyama
Minato-ku, Tokyo 107-0061
Tel: 03-3709-4169; Fax: 03-3709-4168

Executive Director

Clas G. Bystedt
Forest View Meguro 101
5-11-17, Shimomeguro
Meguro-ku, Tokyo 153-0064
Tel: 03-5725-9596; Fax: 03-5725-9597

France (CCIFJ)

President

Bernard Delmas
President & CEO Representative Director
Nihon Michelin Tire Co., Ltd.
Shinjuku Park Tower 13F., 3-7-1
Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1073
Tel: 03-5990-5700 ; Fax : 03-5990-5620

Director General

Nicolas Bonnardel
Iida Bldg.
5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 03-3288-9622; Fax: 03-3288-9558

Germany (DIHKJ)

President

Nikolaus Boltze
Representative Director & President
ThyssenKrupp Japan K.K.
Akasaka Garden City 17F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-6441-0643; Fax: 03-3224-1240

Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in Japan

Manfred Hoffmann
Sanbancho KS Bldg. 5F, 2-4 Sanbancho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

Iceland (ISCCJ)

President

Bolli Thoroddsen
Managing Director, Takanawa Partners
c/o Embassy of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3442-1975

Secretariat

Halldor Elis Olafsson
c/o Embassy of of Iceland
4-18-26 Takanawa
Minato-ku, Tokyo 108-0074
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

Ireland (IJCC)

President

Gerard Mulligan
Senior Operating Officer, Head of Technical
Account Management, Asia,
Thomson Reuters Markets KK
30F. Akasaka Biz Tower
5-3-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-6330
Tel: 03-6441-1701; Fax: 03-6441-1464

Executive Secretary

Noriko Sato
Ireland House 4F.
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

Italy (ICCJ)

President

Gianluca Testa
VP Regional Manager Asia
Alitalia - Compagnia Aerea Italiana S.p.A.
Akasaka Garden City 2F.
4-15-1 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3568-1412; Fax: 03-3568-1512

Secretary General

Davide Fantoni
FBR Mita Bldg. 9F
4-1-27 Mita
Minato-ku, Tokyo 108-0073
Tel: 03-6809-5802; Fax: 03-6809-5803



BOARD of GOVERNORS

Netherlands (NCCJ)

President

Hans van der Tang
President, Japan Advisory Inc.
3-8-1-221 Nishiwaseda
Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051
Tel: 03-5272-8286; Fax: 03-4496-6163

Office Manager

Etsuko Yamanaka
MBE 145, 3-28 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102-8557
Tel & Fax: 044-740-1558

Norway (NWCCJ)

President

Keita Koido
President, Leroy Japan K.K.
Shinagawa Grand Central Tower 5F,
2-16-4 Konan, Minato-ku, Tokyo 108-0075
Tel: 03-6712-1672; Fax: 03-6712-1673

Executive Director

Michal Berg
c/o Innovation Norway in Tokyo
5-12-2 Minami-Azabu
Minato-ku, Tokyo 106-0047
Tel: 03-3440-9935; Fax: 03-3440-2719

Poland (PCCIJ)

Chairman

Piotr R. Suszycki
Chairman, Polish Chamber of Commerce &
Industry in Japan
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho., Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Operation Manager

Taiko Niimi
7F, Casa Nihombashi Bldg.
2-9 Kobune-cho
Chuo-ku, Tokyo, 103-0024
Tel: 03-3665-1991; Fax: 03-6203-8165

Spain (Spanish Institute for Foreign Trade)

Representative

María del Coriseo González-Izquierdo
Economic and Commercial Counsellor,
Head of the Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
3F., 1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 03-5575-0431; Fax: 03-5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Stefan Gustafsson
Managing Director, IFS Japan K.K.
Sumitomo Fudosan Shiba Bldg. 4-gokan 9F.
2-13-4 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
Tel: 03-5419-7900; Fax: 03-5419-7909

General Manager

Stefan Ojersjo
c/o Embassy of Sweden
1-10-3-603 Roppongi
Minato-ku Tokyo 106-0032
Tel: 03-5562-5140; Fax: 03-5562-5160

Switzerland (SCCIJ)

President

Martin Fluck
Country Manager, Japan
Oakwood Premier Tokyo Midtown
9-7-4 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-5412-3131; Fax: 03-5412-3130

Executive Secretaries

Arisa Wada & Yui Tawa
Swiss House 1F
2-11-1 Nagata-cho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6190
Tel: 03-6205-4453; Fax: 03-6205-4454



BOARD of GOVERNORS

**Committee
Chairmen
Representative**

Otto F. Benz
General Manager Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shiba-Koen
Minato-ku, Tokyo 105-0011
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

**Committee
Chairmen
Representative**

Steve Burson
President
H&R Consultants K.K.
2F EXOS Ebisu
1-24-14 Ebisu
Shibuya-ku, Tokyo 150-0013
Tel: 03-5449-6061; Fax: 03-5449-3267

**Committee
Chairmen
Representative**

Carl-Gustav Eklund
Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East 6F
4-2-19 Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：https://www.ebc-jp.com